

令和5年第4回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	12	5	火	午前10時	・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・一般質問（2名）
第2日		6	水	午前10時	・一般質問（4名）
第3日		7	木	休 会	・各常任委員会
第4日		8	金	午前10時	・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会

第 1 号

1 2 月 5 日 (火)

令和５年第４回美里町議会定例会会議録（第１号）

令和５年１２月５日（火）

午前１０時００分開会

１．議事日程

- 日程第１ 会議録署名議員指名 ８番 福田 秀憲 議員 ９番 今田 政行 議員
- 日程第２ 会期の決定
- 日程第３ 諸般の報告 (1)議長
(2)町長
(3)監査委員
(4)宇城広域連合議会議員
- 日程第４ 町長提出議案の一括上程（議案第79号から議案第90号及び同意第16号並びに諮問第１号）
- 日程第５ 町長提出議案の提案理由説明
- 日程第６ 議案第79号 美里町浄化槽市町村整備推進事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第７ 議案第80号 美里町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第８ 議案第81号 美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第９ 議案第82号 美里町簡易水道事業及び美里町生活排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第83号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第84号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第85号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第86号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第87号 令和５年度美里町一般会計補正予算（第７号）
- 日程第15 議案第88号 令和５年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）
- 日程第16 議案第89号 令和５年度美里町生活排水特別会計補正予算（第３号）
- 日程第17 議案第90号 令和５年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）

日程第18 一般質問

(1) 8番 福田 秀 憲 議員

(2) 1番 村 崎 公 一 議員

2. 出席議員 (10名)

1番	村 崎 公 一 君	2番	平 野 保 弘 君
3番	吉 住 淳 一 君	4番	隈 部 寛 君
5番	高 田 美千子 君	6番	坂 田 竜 義 君
7番	濱 田 憲 治 君	8番	福 田 秀 憲 君
9番	今 田 政 行 君	10番	上 田 孝 君

3. 欠席議員 (なし)

4. 説明のため出席した者

町 長	上 田 泰 弘 君	副 町 長	吉 住 慎 二 君
教 育 長	宮 寄 幸 仁 君	総 務 課 長	坂 村 浩 君
美しい里創生課長	松 岡 征 二 君	税 務 課 長	島 田 昌 臣 君
住民生活課長	松 永 栄 作 君	福 祉 課 長	谷 口 信 也 君
健康保険課長	隈 部 尚 美 君	農 業 政 策 課 長	西 寺 清 君
森づくり推進課長	安 達 浩 一 君	建 設 課 長	富 永 英 司 君
上下水道課長	酒 井 博 文 君	会 計 課 長	中 川 利 加 君
学校教育課長	中 川 幸 生 君	社 会 教 育 課 長	長 井 一 浩 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君 書 記 野 田 ま や 君

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。ただいまから令和５年第４回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員指名

○議長（上田 孝君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２０条の規定により、８番、福田秀憲君、９番、今田政行君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（上田 孝君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

１１月２４日に議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長、今田政行君。

○議会運営委員長（今田政行君） おはようございます。

令和５年第４回議会運営委員会報告。

令和５年１２月５日、美里町議会議長、上田孝様。

１１月２４日金曜日、午前１０時より、中央庁舎議会委員会室において、令和５年第４回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

出席者は、議会より上田議長、濱田総務文教常任委員長、坂田産業厚生常任委員長、福田委員、高田委員、と私、今田。執行部より上田町長、吉住副町長、坂村総務課長、事務局より立道事務局長、野田主事の出席のもとに開会をいたしました。

議題といたしまして、（１）執行部提出議案について、（２）議員提出議案について、（３）一般質問について、（４）日程・会期等について、（５）その他を議題といたしました。

まず、（１）執行部提出議案について。条例関係７件、補正予算関係５件、その他２件、合計の１４件の説明を受けました。

次に、（２）議員提出議案について。３件の請願・陳情お願い分がありましたが、２件を受理し、１件を不受理といたしました。受理した２件につきましては、システムにて皆さんと共有をいたします。また、議員発議１件を受理しましたので、発議第４号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、２０２４年度政府予算に係る意見書の提出について」を提出議案としました。

次に、（３）一般質問について。受付順で吉住淳一議員、濱田憲治議員、平野保

弘議員、村崎公一議員、福田秀憲議員、坂田竜義議員の6名から通告があり、抽選の結果、1番、福田秀憲議員、2番、村崎公一議員、3番、濱田憲治議員、4番、坂田竜義議員、5番、平野保弘議員、6番、吉住淳一議員の順番に決定をしました。

次に、(4) 日程・会期等について。会期予定表のとおり、12月5日火曜日より12月8日金曜日までの4日間とする会期としました。日程の内容については、議案集の「令和5年第4回美里町議会定例会議事予定表」のとおりでございます。

議会初日、本日は、令和5年第4回美里町議会定例会議事日程より、日程第3、諸般の報告、次に、日程第4、町長提出議案の一括上程（議案第79号から議案第90号及び同意第16号並びに諮問第1号）を上程し、日程第5、町長提出議案の提案理由の説明の後、日程第6、議案第79号「美里町浄化槽市町村整備推進事業の設置等に関する条例の制定について」から、日程第13、議案第86号「美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までを内容説明の後、質疑・討論・採決を行います。

次に、日程第14、議案第87号「令和5年度美里町一般会計補正予算（第7号）」から日程第17、議案第90号「令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」までを内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は議会最終日に行います。

次に、日程第18、2名の一般質問を行います。質問順については、福田秀憲議員、村崎公一議員の順番で行い、一般質問終了後は散会の予定としております。

議会2日目、12月6日水曜日は一般質問を行います。質問の順については、濱田憲治議員、坂田竜義議員、平野保弘議員、吉住淳一議員の順番で行います。一般質問が終わり次第、散会といたします。

議会3日目、12月7日木曜日は休会とし、各常任委員会開催の予定となっております。

議会最終日、12月8日金曜日は各常任委員会の委員長の報告及び質問を行います。

その後、議案第87号「令和5年度美里町一般会計補正予算（第7号）」から、議案第90号「令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）」を再度上程し、内容説明は終わっていますので、質疑・討論・採決を行います。次に、同意第16号「美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」までの内容説明後、採決を行います。次に、発議第4号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2024年度政府予算に係る意見書の提出について」の趣旨説明後、採決を行います。その後、議員派遣の件、各常任委

員会の閉会中の所管事務の継続調査の件、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件を協議し、閉会の予定となっております。

以上、11月24日金曜日に行われました令和5年第4回議会運営委員会の報告といたします。

美里町議会運営委員会委員長、今田政行。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま議会運営委員会の報告のとおり、会期は、本日12月5日から12月8日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月5日から12月8日までの4日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（上田 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から9月定例会以降の報告を行います。一覧はシステムに入れておりますので、主なものだけ報告します。

9月5日、委員会室におきまして、広報委員会が開催されたところでございます。

9月9日、美里町総合運動公園におきまして、中学校野球美里大会の開会式に出席しております。

9月の20日、砥用庁舎の第一会議室で美里町民生員推薦会議が開かれましたので、坂田委員とともに出席しております。

9月21日、地域おこし協力隊の活用研修が行われましたので、議員の皆様、また職員の皆様とともに出席したところでございます。

9月26日からは、議員の皆様方とともに国会陳情並びに議員研修ということで、9月の29日まで、東京、岩手、宮城を訪問したところでございます。

10月6日、オンライン研修ということで、皆様方は庁舎内でございましたが、私は自治会館のほうに向かいまして、町村議会の議員研修会に出席したところでございます。

同じく、自治会館におきまして、15時から市町村総合事務組合の議会定例会に出席しております。当日は宇城管内の消防団意見交換会も7時から開催されましたので、文化交流センターのほうで出席しております。

10月8日、総合公園グラウンドにおきまして、令和5年度美里町スポーツレク

リエーションということで新しい取り組みでございましたので、議員の皆様全員と出席したところでございます。

10月12日、熊本県の議長会の理事の皆様を美里町にお迎えしまして、理事・郡事務局合同会議が開かれておりますので出席したところです。当日は、町長にもご講話をいただいたところでございます。

10月15日、ホテルキャッスルにおきまして、衆議院議員西野だいすけを励ます会に出席しております。

10月17日は上京いたしまして、町村議会の制度に関する検討委員会に出席し、夜は九州各県の議長会長とともに懇談会に出席しております。

翌日18日は、都道府県会長会が開かれておりますので、そちらに出席したところでございます。

なおまた、翌日の19日は、九州中央自動車道建設促進協議会の中央提言がございましたので、そちらに出席しております。

10月24日、南九州西回り自動車道整備促進に係る要望ということで、九州地方整備局のほうに出向いております。

10月26日、あさぎり町常任委員会の視察研修がございましたが、所用により欠席でしたので、濱田委員長並びに坂田委員長に対応をお願いしたところでございます。

10月28日、ホテル熊本テルサにおきまして、各種団体の県への令和6年度予算要望聴取の会に出席しております。

10月29日は、佐俣の湯におきまして、温泉祭りが開催されましたので、議員の皆様とともに出席したところでございます。

10月30日は、浜戸川改修期成会要望活動のため、熊本県庁並びに国土交通省熊本工事事務所に出向いたところでございます。

10月31日の熊本城ホールで行われました森林・林業・林産業活性化九州大会は坂田委員長に出席をお願いしたところでございます。

11月1日、宮崎県綾町議会議会運営委員会の視察研修がございましたので、濱田委員長、坂田委員長とともに対応をしたところでございます。また、夜は教育の日講演会がございましたので、文化交流センターで議員の皆様とともに出席したところでございます。

11月2日、令和5年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので出席しております。

11月3日は、美里町の文化祭が開会されましたので、議員の皆様とともに出席しております。

11月8日は、南九州西回り自動車道建設促進大会が東京で行われましたので上京し、出席したところでございます。

11月10日は、令和5年第2回宇城広域連合定例会がございましたので、濱田議員とともに出席しております。

11月13日、この日も上京いたしまして、地方議会活性化シンポジウム2023に出席したところでございます。

11月17日、委員会室におきまして、議員向け「一般質問の組み立て方」セミナーに議員の希望者の皆様とともに出席したところでございます。同じく、当日は15時から議会全員協議会がございましたので、議員の皆様とともに出席しております。

11月18日は、アタック・ザ・日本一が開催されましたので、議員の皆様とともに出席したところでございます。

11月24日、委員会室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席しております。

11月25日は、大西一史熊本市長の政経フォーラムが開催されましたので、そちらのほうに出席したところでございます。

11月28日からまた上京いたしまして、夕方4時から自民党幹部との懇談会、当日同じく6時半から、議長による県関係国会議員への要望・意見交換会に出席しております。

翌日11月29日は、NHKホールにおきまして、第67回議長大会が開催されましたので、そちらのほうに出席したところでございます。

帰りまして11月30日、熊本県防災センターにおきまして、一般県道三本松甲佐線整備促進期成会の要望活動に出席し、そのまま夜は、甲佐町におきまして意見交換会がありましたので、そちらのほうに出席したところでございます。

以上で、報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） おはようございます。

それでは、私のほうから9月定例会後の行政報告をさせていただきます。タブレットのほうにあげております。同期をお願いいたします。なお、タブレットでも見れますので、時間等要約してお答え、ご報告を申し上げたいと思います。

まず、9月の8日、熊本県建設業協会の宇城支部様から寄附をいただいております。その伝達式を行っております。

9月の12日、宇城広域連合の正副連合長会議。

9月の13日、令和4年度熊本県市町村総合事務組合の会計監査。その後、JA

熊本宇城の砥用・干し柿部会の総会に出席しております。

9月の14日、第65回熊日金婚式夫婦表彰、文化センターひびきで行われております。出席をしております。

9月の15日、上京いたしまして、全国簡易水道協会の、今、県の会長をしておりますので令和5年度の第2回の理事会に出席し、そのあと、全国簡易水道協会の要望活動を行っております。

9月の16日、第21回宇城・上益城地域統一畜産共進会に出席しております。

9月の17日、有安区の敬老会。

9月の18日、敬老の日のお祝いということで、萱野区の公民館に伺っております。

9月の21日、有限会社石段の郷「佐俣の湯」の臨時株主総会に出席をし、その後、午後から美里町法人会中央支部のチャリティーゴルフコンペの寄附の伝達をいただいております。その日の午後は、令和5年度秋の全国交通安全運動宇城管内合同出発式に出席をしております。

9月の25日、令和5年度熊本県温泉協会の御船・宇城支部の総会。

9月の26日から29日まで、議会の議員の皆様と同行させていただきまして国会陳情、その後、岩手県の紫波町、それから宮城県の女川町を訪問いたしております。

10月の1日、灌漑期終了に伴う用配水委員会、これは東部土地改良でございますが、その委員会に出席しております。

10月の2日、ダム発電関係市町村全国協議会、これも県の会長をしております常任委員会で上京をいたしております。

10月の3日、中学生による美里町プロモーション動画、これはKABと協定を結んでつくらせていただいております。おそらくKABでもですね、CMが流れているのではないかなと思います。そのプロモーション動画の撮影の取材を受けております。

10月の4日、令和5年度美里まちづくり公社の取締役会。

10月の6日、第25回市町村非常勤職員の公務災害補償等認定委員会に出席をし、その後、令和5年度第2回熊本県市町村総合事務組合の議会定例会に出席しております。そのあと、令和5年度第2回熊本県町村会の評議委員会、そして帰りまして、第8回宇城管内消防団の意見発表会に出席をしております。

10月の8日、令和5年度美里スポーツレクリエーション大会、これはご案内のとおり、昔の以前の体育祭であります、それに出席をいたしております。

そして、10月の10日、100歳の長寿者表敬訪問をいたしております。今年、

本年度は16人の方が100歳になられました。そこを表敬訪問をし表彰等を行わせていただいております。

10月の12日、熊本県町村議会議長会の理事郡事務局合同会議が行われ、美里で行われましたので出席をさせていただいております。

10月の13日、令和5年度第19回全国環境全国大会、今回熊本で開催されましたので出席をいたしております。

10月の16日、令和5年度熊本県産材需要拡大一斉行動、宇城の支部長をしております宇城3市町の教育委員会を要望活動で回っております。そして午後から、令和5年度宇城広域連合の正副連合長会議。

10月17日、令和5年度主要地方道小川嘉島線道路整備促進期成会の総会。その後、令和6年度当初予算編成会議を行っております。

10月18日、小崎神社の秋季例大祭。そしてその後、令和5年度第1回美里町土地改良区の理事会に出席をしております。

10月の19日、穂積阿蘇神社の例祭。

10月の20日、令和5年度第3回美里町の嘱託会の役員会議に出席しております。

10月の22日、令和5年度若宮神社の願解祭。

10月23日、九州たばこ販売協会からの要望を受けております。

10月24日、上京いたしまして、緑川改修期成会の第2回の要望会。そして次の日の朝から、令和5年度九州治水期成同盟連合会の国会議員との意見交換会を行い、それに出席をしまして、それが終了後、富山に移動いたしております。富山で全国過疎問題シンポジウム、今過疎の支部長をしております。このシンポジウム、2023 in 富山に出席をいたしております。シンポジウムが終了後、今度は福島に移動いたしまして、

10月28日、2023年度日本フットパス協会の理事会、そして理事会終了後、通常総会に出席をし熊本に帰っております。

そして、これには抜けておりますが10月の29日、朝から佐俣の湯の温泉祭りに出席をさせていただいております。

10月の30日、浜戸川改修期成会の要望活動。県庁並びに河川国道事務所に赴いております。その後、令和5年度九州各県治水砂防協会支部長並びに参加会議。今砂防協会の副会長をしております。その関係でこの会議に出席をしております。

10月31日、上京いたしまして、総務省の過疎問題懇談会、今現在委員をしております。この懇談会の会議に出席をいたしております。

11月の1日、自衛隊の防衛白書の説明を受けております。その夜は、令和5年

度美里町教育の日講演会、野口さんを迎えての講演会に出席をいたしております。

11月の2日、令和5年度美里まちづくり公社の取締役会。

11月の3日、令和5年度美里町の文化祭。

そして、11月の4日、第14回ふれあい畜産まつりに顔を出しております。

11月の5日、美里町消防団の非常招集訓練を朝から行いまして、その後、令和5年度宇城広域連合の職員採用試験第二次試験を行っております。

11月の6日、上京いたしまして、浜戸川改修期成会の要望活動を行っております。

そして、11月8日、そのまま東京に残りまして、安全・安心の道づくりを求める全国大会に出席をし、

11月の9日、令和5年度治水事業促進全国大会。

そして、11月の10日、朝から行われました令和5年度九州地方国道整備促進総決起大会に出席をしたあと熊本に帰りまして、午後から宇城広域連合の第2回定例会に出席をいたしております。

11月の11日、美里町砥用地区和牛生産組合の懇親会。

11月12日、囑託会のスポーツ交流グラウンドゴルフ大会に出席をし、その後、貫平神社の秋季例大祭に出席をいたしております。

11月の13日からまた上京いたしまして、全国過疎地域連盟第56回の定期総会、そしてその後、国保制度改善強化全国大会、そしてその後、ダム発電関係市町村の全国協議会、それから理事会、そしてその後、熊本県町村会のトップセミナー、そしてその後、町村会の交流会にそれぞれ出席をいたしております。

14日、次の日になりますが、熊本県の過疎連盟による県選出国会議員への要望活動を行っております。

11月の15日、令和5年度全国町村長大会、そしてその後、全国防災危機管理トップセミナーに出席をし、

11月16日、令和5年度全国治水砂防促進大会に出席をしたあと、熊本に帰っております。

11月の17日、元美里町議会議長中川政司さんが叙勲を受けられました。その伝達式を行っております。そしてその後、令和5年度第7回美里町議会の議員全員協議会。

11月18日、第37回アタック・ザ・日本一に出席をしております。

11月19日は、筒川地区の収穫祭で、

11月の20日、令和5年度第3回、これも上京いたしまして令和5年度第3回全国簡易水道協議会の理事会。

そしてその次の日、第68回簡易水道整備促進の全国大会に出たあと、熊本県として簡易水道協会の第2回の要望活動を行っております。

そして11月の22日、令和5年度宇城広域連合の正副連合長の視察研修、福岡に行っております。これはクリーンセンター、ごみ焼却場、久留米のごみ焼却場を見て、そのあと福岡市の消防の通信指令室を見ております。その日の夜に、台湾の陳総領事のご自宅に招かれまして、正副連合長、それぞれ陳総領事を囲んで会食をしております。今後、TSMCの関係で非常に台湾との交流というものも深めなければいけませんので、そういった非常に有意義な話ができたとところでございます。

11月の24日、令和5年度第4回美里町議会の議会運営委員会、その後、課長会議、そして定例監査報告を受けております。

11月の27日から28日まで、熊本県治水砂防協会の役員研修で雲仙普賢岳の被災現場を視察をしてきております。

そして、令和5年11月29日、美里町の建設業協会のボランティアを行っていただいております、その出発式に出席をしております。そしてその後、GIGAシステムのテレビ会議システム、今回本庁で取り入れましたテレビ会議システムを取材したいということでWebインタビューを受けております。

そしてその日、11月29日は、午後から令和5年度第1回美里町のDX推進本部会議に出席しております。

11月の30日、宇城地区花き協会からシクラメンをいただいております、贈呈式を行っております。そして午後から、令和5年度一般県道三本松甲佐線道路整備促進期成会の要望活動に出席をし、夜は熊本県建設業界宇城の支部長菊池さんが国土交通大臣の表彰を受けられました。その祝賀会に出席をしております。

12月1日に地域おこし協力隊の辞令交付式を行いまして、

12月3日、自衛隊熊本地方協力本部長を囲む懇親会に出席をし、

昨日、令和5年度美里まちづくり公社の取締役会を行っているところでございます。

以上で、9月定例会後の私の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を求めます。5番、高田美千子君。

○監査委員（高田美千子君） 皆様、おはようございます。監査委員報告を申し上げます。まず、例月現金出納検査について報告いたします。トップページの③の3、例月現金出納検査9月から11月をご覧ください。令和5年9月26日付の美里監第28号の公文でございます。読み上げます。

美里町議会議長 上田 孝様

美里町監査委員 大西 茂

美里町監査委員 高田美千子

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第235条の2第1項により、令和5年8月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告をします。

1、検査対象は、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金。

2、検査の時期。令和5年9月25日（月）。

3、検査結果。諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認める。

以上となっております。

次のページからは、令和5年度8月分の例月現金出納検査調書、出納計算書、8月末現在の基金積立金調書、基金積立金金融機関別明細書が付されております。なお、令和5年9月分の例月現金出納検査を、10月31日火曜日に行っております。10月分の例月現金出納検査を11月24日金曜日に大西監査委員とともにしております。それぞれの公文と調書にて上田議長に報告をいたしております。

それぞれの検査結果につきましては、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく、確実なものと認めたところでございます。

いずれも、付されております調書をそれぞれご確認くださいませ。

以上で、例月現金出納検査の報告を終わります。

続いて、令和5年度定例監査結果報告をいたします。トップページの③の4、令和5年定例監査結果報告書をお開きください。2ページが令和5年11月24日付の美里監第40号の公文でございます。読み上げます。

美里町長 上田泰弘様

美里町監査委員 大西 茂

美里町監査委員 高田美千子

令和5年度定例監査結果報告について

地方自治法第199条の第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により意見を添えて別紙のとおり報告いたします。

2ページは監査の期日及び対象となっております。10月16日以降の定例監査実施の日程を記載しております。役場各課、町内各小中学校、指定管理施設を含めた監査を計画に沿って行っております。

11月15日の最終日には、町内の各公共施設や公共工事現場の視察を行い、1日間の日程を終了しております。

なお、11月21日の午後に監査のまとめをいたしております。

3ページから監査結果の詳細を述べております。少々時間をいただきますが、ページを追ってかいつまんで報告をいたします。

第1、監査総括。

定例監査を実施するに当たっては、各課等から事前に提出された監査資料に基づき、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取し、次の点に主眼を置いて行っております。

- 1) 町の財務に関する事務が関係法令等に準拠し適正か。
- 2) 町の運営に係る事業の管理が合理的かつ効率的か。
- 3) 財産の管理は適正に行われているか。
- 4) 町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工状況等が適正か。

また、当日は担当課長及び担当係長に出席を求め、諸帳簿及び証書類の整理記帳は完全か、財産の管理はどうか等、指摘すべきは指摘して、改善を要する点については適切な処理を講ずるよう指示をいたしております。

また、昨年の指摘事項の措置状況は、事前に提出されていた改善スケジュールに沿って概ね適正に処理されており、監査最終日には、改善状況を含め工事中の現場を視察、確認しております。

それでは、次に各項目について報告をいたします。

1 予算の執行。

本町の財政状況は、自主財源が乏しい中、国や県の支援の及ばないものについては、財政調整基金の取り崩し等で対応してきました。直近では、上水道未整備地域に対する拡張事業や、公共施設等の長寿命化対策等に本格的に取り組みはじめております。また、長期的な将来負担として、宇城広域連合の大型施設整備事業による公債費負担金等の増加が見込まれています。

町債につきましては、振興計画・過疎計画に沿って適正な発行に努められ、予算編成に当たっては、将来負担を見据えた行財政運営の効率化、経常経費の縮減に努められたいとしております。

2 収入事務

調定事務・徴収事務・現金取扱事務については、適正に処理されておりますが、令和5年4月から税及び使用料等のキャッシュレス決済が、また11月から公金ステーションが、12月からはセミセルフレジが導入されますので、住民への周知を

図り、さらに適正に処理されたい。また、町税や各種使用料等の滞納については、早期徴収に努め、長期化・高額化しないように対処され、請求・督促の通知と併せて直接訪問を強化するなど、職員のなお一層の奮起を望むとしております。

3 町税

台帳・帳簿・証拠書類は整備され、記帳は適正に処理されております。所得の把握は各種の課税に影響を及ぼしてくるため、個人の所得調査には万全を期すとともに、極力未申告者の一掃に努め、公平な課税・徴収に努めらえたいと述べております。

4 起債及び一時借入

起債の目的・資金種別・時期・限度額・方法・借入先、利率及び償還の方法等は適切であり、今後とも事業の精査を行い、起債発行額の抑制と一時借入金の適正な運用に努められたいとしております。

5 支出事務

財務会計システムを利用した会計処理により、計算相違はなく、関係簿冊及び証書類は正確に整備されております。

6 現金及び有価証券等の保管

現金については、保管体制とその責任の所在が確立されており、かつ毎月末の預金の残高証明書を取り、照合・確認されているのは当を得ており良好であり、有価証券及び出資による権利証券は、会計課で的確に保管をされております。

7 契約事務

契約事務については、法令及び条例等に則して処理され、適正な契約がなされております。随意契約の締結については、慣例化が懸念されますことから、安易に随意契約は行わず、契約内容等を十分精査して慎重に対応されたいとしております。

8 工事関係事務

施行何から竣工検査に至るまでの関係書類はよく整備されており、また、一部で総合評価落札方式を取り入れて、品質の確保が図られています。災害関係の工事も多い中、担当課におきましては円滑な工事の実施及び事故防止の観点からも、随時現場に出向き、適切な指導監督と進捗状況の把握に努められたいとしております。

9 財産管理事務

備品台帳は、総務課管財係で保管されておりますが、本年4月の機構改革以降の所管転換はなされているものの、配置場所等の情報が未更新のものがあり、早急な整備に努められたい。

今後、公有財産の統廃合を進めるに当たっては、地区住民や利用団体の理解が得られるよう対応すると同時に、町民に進捗状況がわかるような広報にも配慮された

い。

また、新たに取得した財産や未登記の土地の管理についても、専門知識を持つ人の知恵を借りるなど、早急に対応されたいと述べております。

10 特別会計の公営企業会計への移行

令和6年4月から公営企業会計に移行する簡易水道事業及び生活排水事業については、他団体の導入事例等も参考に、委託業者の支援を受けながら準備が進められております。今後も関係各課と調整し、条例の整備や会計システムの導入等の準備を進めていただきたいと述べております。

以上、10の項目についてご報告を申し上げ、最後に結語を述べます。5ページをご覧ください。

結語

今回も前年同様、指導に重点を置いて監査したものであり、項目ごとに記述したほか、書類監査及び現地調査の時点において、それぞれ指摘してあるので速やかに実行に移していただきたい。

今後、宇城広域連合で整備した施設に係る後年度の公債費負担金の増加が見込まれることから、実質公債費比率と将来負担比率の増加が懸念されます。

また、過疎化・少子高齢化、農業の後継者不足等々、いずれも歯止めのかからない状況が続いており、町内での就業機会の確保、企業の誘致、新規転入者の受け入れ態勢の整備など、「小さくてもキラリと光るまちづくり」には、町民のニーズを的確に捉えた丁寧で速やかな対応が必要です。

自主財源の確保と歳出の見直しを図り、併せて公共施設等の整理合理化を進め、将来負担の抑制を目指し、弾力性のある健全な財政運営が継続できるようにさらに努力されたい。

地震・豪雨災害からの復旧・復興も進み、新型コロナウイルス感染症は5類に移行し、住民生活や経済活動も徐々にコロナ禍前に戻りつつある現在、今後とも住民の期待に応えられるよう、健全な行政運営になお一層努力されることを望んで結語とする。

以上の報告をもちまして、11月24日金曜日、午後4時から町長室において、大西監査委員とともに定例監査結果報告書を町長に提出をいたしております。

以上で、私からの例月現金出納検査及び令和5年度の定例監査報告を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告及び定例監査報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。7番、濱田憲治君。

○7番（濱田憲治君） おはようございます。

宇城広域連合議会議員の報告をいたします。

令和５年第２回宇城広域連合議会定例会が、令和５年１１月１０日木曜、午後２時から宇城広域連合２階交流プラザにて、参加者、守田連合長及び元松、上田副連合長、宇城市議会より広域議員５名、宇土市議会広域議員３名、美里町より上田議長と私、濱田、宇城広域連合事務局出席のもと、開会をされております。

まず、一般質問があり、宇土市議会広域議員、福田慧一議員より通告があり、「宇城広域連合施設環境センター「K I R E K A」へのし尿浄化槽汚泥が搬入されているが、計画を超える搬入量となっている。今後の見通しと対応、今後も搬入量は増加すると思われるが、連合長に対応を期待」との質問でございました。

次に、認定第１号、令和４年度宇城広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、採決の結果、賛成多数により可決されております。

次に、認定第２号、令和４年度宇城広域連合・宇城ふるさと市町村圏基金特別会計歳入歳出決算の認定について、採決の結果、全議員により可決されております。

次に、議案第１０号、宇城広域連合ごみ処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について、これは令和６年４月１日より自己都合で宇城クリーンセンターに搬入される場合、一般家庭ごみ及び事業ごみは現行では１０キロ以下は１５０円とし、１０キログラムを超える場合は、１０キロを増すごとに１５０円を加算する金額でありましたが、一般家庭ごみ、事業ごみとも持ち込みを１０キロ以下は２００円とし、１０キログラムを超える場合は、１０キログラムを増すごとに２００円を加算するものであります。採決の結果、賛成多数により、可決をされております。

次に、議案第１１号、宇城広域連合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、採決の結果、全議員により、可決をされております。

次に、議案第１２号、工事請負変更契約の締結について、これはエネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事で、原材料価格の上昇や円安の影響などにより、受注者である日立造船・エスエヌ環境特定建設工事共同企業体より、規定に基づきインフレスライド額の請求があり、国が公表しているインフレスライド条項の規定に基づき、複数回の協議を重ね、インフレスライド額を決定をされております。インフレスライド額は７，０５２万７，６８８円であります。契約の金額、変更前は９２億９，５００万円でしたが、変更後は９３億６，５５２万７，６８８円となっております。採決の結果、賛成多数により、可決をされております。

次に、議案第１３号、宇城広域連合一般会計補正予算（第２号）について、これは、歳入歳出それぞれ８，８２８万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３５億６，８１６万６，０００円とするものであります。主なものは、前年度繰越金及び関係市町決算剰余金返還金であります。美里町への返還金は１，

676万4,000円であります。採決の結果、全議員賛成により、可決をされております。

次に、議案第14号、令和5年度宇城広域連合ふるさと市町村圏基金特別会計補正予算（第1号）について、これは歳入歳出それぞれ244万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ691万2,000円とするものであります。主なものは、前年度繰越金、県補助金、婚活支援業務委託料積立金であります。採決の結果、全議員により、可決されております。

以上が、令和5年度第2回宇城広域連合議会定例会の報告であります。

次に、11月14日火曜日に行われました宇城広域連合エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事火入れ式の報告をいたします。当日、午前9時30分より神事の式典があり、施主関係者17名、施工関係者38名、計55名の出席のもと行われております。美里町からは、吉住副町長、吉住美里町消防団長と私が出席をしております。

令和6年4月1日より稼働し、焼却炉2基を備えた地上5階、地下1階建てで、延べ面積は約3,000平方メートルでございます。一日に86トン进行处理し、ごみの焼却炉で発生する熱を利用し、最大1,600キロワットを発電する蒸気タービン発電所を設けてあります。

以上で、宇城広域連合議会議員の報告といたします。

○議長（上田 孝君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（上田 孝君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第79号から議案第90号及び同意第16号及び諮問第1号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。立道議会事務局長。

○事務局長（立道 誠君） それでは、①表紙、会期予定、議事予定表をご覧ください。3ページをご覧いただきたいと思います。読み上げます。

議案第79号 美里町浄化槽市町村整備推進事業の設置等に関する条例の制定について

議案第80号 美里町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

議案第81号 美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第82号 美里町簡易水道事業及び美里町生活排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例

の制定について

議案第 8 3 号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 4 号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 5 号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 6 号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 7 号 令和 5 年度美里町一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 8 8 号 令和 5 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

次のページをお願いします。

議案第 8 9 号 令和 5 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 9 0 号 令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

同意第 1 6 号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

—————○—————

日程第 5 町長提出議案の提案理由説明

○議長（上田 孝君） 日程第 5、町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例 7 件、補正予算 5 件、その他 2 件の計 14 件でございます。

はじめに、議案第 7 9 号、美里町浄化槽市町村整備推進事業の設置等に関する条例の制定及び議案第 8 0 号、美里町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定につきましては、地方自治法の規定により、両事業に地方公営企業法の一部を適用するため、本条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第 8 1 号、美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、喫緊の行政課題に対応し、併せて住民サービスの向上、及び業務の効率化を図るために、町長部局の一部を再編し、関係条例を整理する必要があるため提案するものでございます。

続きまして、議案第 8 2 号、美里町簡易水道事業及び美里町生活排水事業に地方

公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、対象事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、関係条例の整理が必要となるため、提案するものでございます。

続きまして、議案第 83 号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定から、議案第 86 号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与法の改正に基づき、関係条例において報酬等及び給与を改定したいため提案するものでございます。

また、議案第 84 号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第 85 号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与法の改正に基づき、美里町議会の議員の議員報酬等及び美里町長等の給与の改定をしたいため、提案するものでございます。

続きまして、議案第 87 号、令和 5 年度美里町一般会計補正予算（第 7 号）につきましては、主に人事院勧告に伴う人件費の補正のほか、7 月上旬に発生をしました豪雨災害に伴います林道施設や農用地等の災害復旧事業や、デフレ完全脱却のための総合経済対策といたしまして、低所得世帯、住民税非課税世帯等、1 世帯当たり 7 万円の追加支援を行うための経費等に所要の補正を行う必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 7,515 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 82 億 3,340 万 2,000 円とするものでございます。

続きまして、議案第 88 号、令和 5 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）から、議案第 90 号、令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）までにつきましては、主に人事院勧告に伴う人件費の補正や、介護保険特別会計におきまして、令和 6 年度介護保険制度改正に伴います総合行政システムの改修などに必要経費を補正いたしております。

続きまして、同意第 16 号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員 1 名の任期が令和 5 年 12 月 22 日で満了するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、委員の任命につきまして議会の同意を求めるものでございます。

最後に、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員 1 名の任期が令和 6 年 3 月 31 日で満了するため、人権擁護委員法の規定により、委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長に説明を

いたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長提出議案の提案理由説明を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開を11時15分とします。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第6 議案第79号 美里町浄化槽市町村整備推進事業の設置等に関する条例の 制定について

○議長（上田 孝君） 日程第6、議案第79号、美里町浄化槽市町村整備推進事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システムの「⑥議案第79号」をご覧ください。

議案第79号について、ご説明を申し上げます。

議案第79号、美里町浄化槽市町村整備推進事業の設置等に関する条例の制定について

美里町浄化槽市町村整備推進事業の設置等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

美里町浄化槽市町村整備推進事業に、地方公営企業法の一部を適用することに伴い、条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町浄化槽市町村整備推進事業の設置等に関する条例でございます。第1条から第10条までの条立てとなっております。第1条は、浄化槽市町村整備推進事業の設置、第2条につきましては、法の財務規定等の適用が示されております。第3条は、経営の基本、第4条は、利益の処分方法及び積立金の取り崩しに関する規定でございます。積立金は、目的以外の用途には使用することができないとされていますが、この規定に関わらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外にも使用できるとされています。

次のページをお開き願います。

第5条につきましては、資本剰余金の規定、第6条につきましては、重要な資産

の取得及び処分の規定となっております。第7条につきましては、議会の同意を要する賠償責任の免除を規定されており、議会の同意を得なければならない場合は、賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とすることが規定されています。第8条につきましては、会計事務の処理、第9条につきましては、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第10条につきましては、業務状況説明書類の作成についての規定でございます。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第79号、美里町浄化槽市町村整備推進事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第79号、美里町浄化槽市町村整備推進事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第80号 美里町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第7、議案第80号、美里町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システムの「⑦議案第80号」をご覧ください。

議案第80号について、ご説明を申し上げます。

議案第80号、美里町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について美里町簡易水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

美里町簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用することに伴い、条例を制定する必要があるため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町簡易水道事業の設置等に関する条例でございます。第1条から第10条までの条立てとなっております。

第1条は、簡易水道事業の設置、第2条につきましては、法の財務規定等の適用が示されております。第3条は、経営の基本として給水区域、給水人口及び一日の最大給水量が示されております。第4条は、利益の処分の方法及び積立金の取り崩しに関する規定でございます。積立金は、目的以外の用途には使用することができないとされていますが、この規定に関わらず議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外にも使用できるとされております。

次のページをお開き願います。

第5条につきましては、資本余剰金の規定、第6条につきましては、重要な資産の取得及び処分の規定となっております。第7条につきましては、議会の同意を要する賠償責任の免除を規定されており、議会の同意を得なければならない場合は、賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とすることが規定されております。第8条につきましては、会計事務の処理、第9条につきましては、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等、第10条につきましては、業務状況説明書類の作成についての規定でございます。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第80号、美里町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第80号、美里町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第81号 美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第8、議案第81号、美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） システムの「⑧議案第81号」をご覧ください。

それでは、議案第81号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第81号、美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。喫緊の行政課題に対応し、併せて住民サービスの向上及び業務の効率化を図るため、町長部局の一部を再編し、関係条例を整理する必要があるため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

第1条では、美里町課設置条例の一部を改正し、第2条では、美里町議会委員会条例の一部を改正するものでございます。

今回の機構改革は、児童福祉及び母子保健事業を集約し、子どもへの一体的な相談支援等を行うため、課を新設するものでございます。

なお、改正内容につきましては、別紙、議案資料、新旧対照表によりご説明させていただきます。

次のページをお開き願います。

議案第81号資料、美里町課設置条例の新旧対照表、第1条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

はじめに、改正条例の第1条でございます。改正後の第1条、課の設置に今回新たに新設します「こども応援課」を追加し、第2条、課の分掌事務に総務課の係に新たに「秘書広報係」を新設しますので、総務課のほうに「第3項、秘書及び渉外に関すること」を追加するものでございます。

新旧対照表の２ページをお開き願います。

次に、今回、こども応援課の新設に伴いまして、これまで福祉課で担っておりまして一部の業務をこども応援課に集約いたしますので、新旧対照表の改正前の第２条、福祉課の項の第４号「こどもの支援に関すること」を削り、改正後の第２条「こども応援課」を追加し、こども応援課の項に「第１号、子どもの支援に関すること」及び「第２号、子ども家庭センターの運営に関すること」を追加するものでございます。

新旧対照表の３ページをお開き願います。

美里町議会委員会条例新旧対照表、第２条関係になります。

改正条例の第２条でございます。改正後の第２条、常任委員会の名称、委員定数及びその所管の第２号、産業厚生常任委員会に「こども応援課」を追加するものでございます。

再度、議案書の２ページを改めてお開き願います。

附則でございます。この条例は、令和６年４月１日から施行するとしております。

以上で、議案第８１号についての説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第８１号、美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第８１号、美里町行政組織の改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第９ 議案第８２号 美里町簡易水道事業及び美里町生活排水事業に地方公営企

**業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について**

○議長（上田 孝君） 日程第 9、議案第 82 号 美里町簡易水道事業及び美里町生活排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システムの「⑨議案第 82 号」をご覧ください。

それでは、議案第 82 号について、ご説明を申し上げます。

議案第 82 号、美里町簡易水道事業及び美里町生活排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

美里町簡易水道事業及び美里町生活排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 月 25 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

美里町簡易水道事業及び美里町生活排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、関係条例の整理が必要となるため、提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町簡易水道事業及び美里町生活排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

変更内容につきましては、上部で言います 8 分の 4 ページ、資料の下に掲載されておりますページで言いますと 5 分の 1 ページをご覧ください。

議案第 82 号資料の新旧対照表にて説明をさせていただきます。美里町監査委員条例の新旧対照表でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後の規定となっております。

まず、地方公営企業法適用に伴い、地方公営企業法に基づく監査について規定する必要が生じたため、第 5 条と第 8 条にそれぞれ「地方公営企業法に関する規定」を追加しております。

次のページをご覧ください。

美里町生活排水減債基金条例の新旧対照表でございます。第 2 条の積立額を、「美里町生活排水特別会計歳入歳出予算」から「美里町一般会計歳入歳出予算」で定める額に改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

美里町浄化槽市町村整備事業に伴う浄化槽条例の新旧対照表でございます。

第 1 条の見出しは、この条例の規定内容の要約が規定されていて、設置の旨が規

定されているわけではないので、趣旨規定となるように第1条の見出しを「趣旨」と改正しております。第3条につきましては、新規制定する「美里町浄化槽市町村整備推進事業の設置等に関する条例」に規定するため、この条例からは削除となります。第4条につきましては、第3条を削除することに伴い、この条例の抄訳規定を用いることができなくなるため、新たに文言を改正し追加したものでございます。次のページをご覧ください。

美里町簡易水道給水条例の新旧対照表でございます。第2条につきましては、新規制定する「美里町簡易水道事業の設置等に関する条例」に規定するため、この条例からは削除となります。

次に、上部でいう8分の3ページの美里町簡易水道事業及び美里町生活排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例にお戻りください。

第5条にあります美里町簡易水道事業特別会計条例及び美里町生活排水特別会計条例につきましては、地方公営企業法第17条の規定により、地方公営企業法を適用する事業については、条例で定めるまでもなく、特別会計を設置することが法律上義務付けられていますので廃止となります。

附則でございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するとしております。以上で、議案第82号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第82号、美里町簡易水道事業及び美里町生活排水事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第82号、美里町簡易水道事業及び美里町生活排水事業に

地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 10 議案第 83 号 美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 10、議案第 83 号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システムの「⑩議案第 83 号」をご覧ください。それでは、議案第 83 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 83 号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 5 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人事院勧告等に基づき、一般職の給与を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。なお、改正内容につきましては、別紙、議案資料、新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の 1 ページをお開き願います。

議案第 83 号資料、美里町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表、第 1 条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

最初に、改正条例第 1 条関係でございます。第 16 条第 2 項につきましては、職員の本年 12 月に支給する期末手当の率を「100 分の 125」に改めるものでございます。同条第 3 項につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の本年の 12 月に支給する期末手当の率を「100 分の 70」に改めるものでございます。

新旧対照表の 2 ページをお開き願います。

第 17 条第 2 項第 1 号につきましては、職員の本年の 12 月に支給する期末手当の率を「100 分の 105」に改めるものでございます。失礼しました。勤勉手当の率を「100 分の 105」に改めるものでございます、失礼しました。第 2 号につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の本年の 12 月に支給する勤勉手当の

率を「１００分の５０」に改めるものでございます。

新旧対照表の２ページから７ページまでの別紙第１、第３条関係につきましては、定年前再任用短時間勤務職員を含む一般職員の職員の給与表の改正でございます。初任給をはじめ、若年層に重点を置いた平均改定率「１．１％」の引き上げの改定となっております。

新旧対照表の８ページをご覧ください。

美里町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表（第２条関係）でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

改正条例の第２条関係でございます。第１６条第１項につきましては、令和６年４月１日以降に支給する職員の期末手当の率を「１００分の１２２．５」に改めるものでございます。同条第３項につきましては、令和６年４月１日以降に支給する定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の率を「１００分の６８．７５」に改めるものでございます。

新旧対照表の９ページをご覧ください。

第１７条第２項第１号につきましては、令和６年４月１日以降に支給する職員の勤勉手当の率を「１００分の１０２．５」に改めるものでございます。また、第２号につきましては、令和６年４月１日以降に支給する定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の率を「１００分の４８．７５」に改めるものでございます。

再度、議案書の２ページをお開き願います。

附則でございます。第１項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は令和６年４月１日から施行するといったしております。第２項では、第１条の規定は、令和５年４月１日から適用するといったしております。第３項につきましては、これまで支給した給与を内払いとみなす規定でございます。第４項は、規則への委任規定でございます。

以上で、議案第８３号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第 8 2 号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 8 3 号、美里町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 8 4 号 美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 1、議案第 8 4 号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システムの「⑪議案第 8 4 号」をご覧ください。

それでは、議案第 8 4 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 8 4 号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人事院勧告等に基づき、議会議員の報酬等を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。なお、改正内容につきましては、別紙、議案資料、新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の 1 ページをお開き願います。

議案第 8 4 号資料、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表、第 1 条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

最初に、改正条例第 1 条関係でございます。改正後の第 2 条第 1 項につきましては、町の一般職の職員の改定に併せまして、議員報酬を次のとおり改めるものでございます。

まず、議長の月額を「３１万６００円」に、副議長の月額を「２５万７,１００円」に、議員の月額を「２４万１,０００円」に改めるものでございます。

次に、第２条の２につきましては、議員の本年１２月に支給する期末手当の率を「１００分の１６２.５」に改めるものでございます。

新旧対照表の２ページをご覧ください。

美里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表第２条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

改正条例の第２条関係でございますが、第２条の２につきましては、令和６年４月１日以降に支給する議員の期末手当の率を「１００分の１５７.５」に改めるものでございます。

再度、議案書の５ページをお開き願います。

附則でございます。

失礼しました、２ページです。２ページをお開き願います、失礼しました。

附則でございます。第１項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行するといったしております。第２項では、第１条の規定は、令和６年４月１日から適用するといったしております。第３条につきましては、これまで支給した議員報酬及び期末手当の内払いとみなす規定でございます。第４項は、規則への委任規定でございます。

以上で、議案第８４号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第８４号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第 8 4 号、美里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 1 2 議案第 8 5 号 美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第 1 2、議案第 8 5 号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システムの「⑫議案第 8 5 号」をご覧ください。議案第 8 5 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 8 5 号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人事院勧告等に基づき、特別職の給与を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。なお、改正内容につきましては、別紙、議案資料、新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の 1 ページをお開き願います。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表、第 1 条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

最初に、改正条例第 1 条関係でございますが、第 5 条第 1 項につきましては、美里町の一般職の職員の改定に併せまして、特別職の給与を改めるものでございます。町長等の本年 1 2 月に支給します期末手当の率を「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」に改めるものでございます。

次に、改正後の別表第 1、第 2 条関係でございますが、を次のように改めるものでございます。

まず、町長の月額を「7 7 万 7, 5 0 0 円」に、副町長の月額を「5 8 万 2, 8 0 0 円」に、教育長の月額を「5 3 万 6, 4 0 0 円」に改めるものでございます。

新旧対照表の２ページをお開き願います。

美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の新旧対照表、第２条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

改正条例第１条関係でございますが、第５条につきましては、令和６年４月１日以降に支給する町長等の期末手当の率を「１００分１５７．５」に改めるものでございます。

再度、議案書の２ページをお開き願います。

附則でございます。第１項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行するといたしております。第２項では、第１条の規定は、令和５年４月１日から適用するといたしております。第３項につきましては、これまで支給した町長等の給与を内払いとみなす規定でございます。第４項は、規則への委任規定でございます。

以上で、議案第８５号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第８５号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第８５号、美里町長等の給料、諸手当及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１３ 議案第８６号 美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田 孝君） 日程第１３、議案第８６号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システムの「⑬議案第 8 6 号」をご覧ください。

議案第 8 6 号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第 8 6 号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人事院勧告等に基づき、一般職の任期付職員の給料を改定したいため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例でございます。なお、改正内容につきましては、別紙、議案資料、新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の 1 ページをお開き願います。

議案第 8 6 号資料、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表、第 1 条関係でございます。左の欄が改正前、右の欄が改正後となっております。

最初に、改正条例第 1 条関係でございますが、第 5 条第 1 項につきましては、特定任期付職員の給与表の改正でございます。給与表の全ての号給において、増額改定となっております。

新旧対照表の 2 ページをお開き願います。

第 6 条第 2 項につきましては、特定任期付職員の本年の 1 2 月に支給する期末手当の率を「1 0 0 分の 1 7 5」に改めるものでございます。

次に、新旧対照表の 3 ページをお開き願います。

美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表、第 2 条関係でございます。

改定条例第 2 条関係でございますが、第 6 条第 2 項につきましては、令和 6 年 4 月 1 日以降に支給する特定任期付職員の期末手当の率を「1 0 0 分の 1 7 0」に改めるものでございます。

再度、議案書の 2 ページをお開き願います。

附則でございます。第 1 項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するといったしております。第 2 項では、第 1 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するといったしております。第 3 項につき

ましては、これまで支給した特定任期付職員の給与を内払いとみなす規定でございます。第４項は、規則への委任規定でございます。

以上で、議案第８６号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

議案第８６号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがいまして、議案第８６号、美里町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。再開を１３時ちょうどといたします。

—————○—————

休憩 午前１１時５６分

再開 午後 １時００分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、宇城広域連合議会議員の７番、濱田憲治君より訂正の申し出がございましたので、皆様にお諮りいたします。広域連合議会議員の報告の中で、吉住美里町消防団長を削除することとしたいと思いますが、皆様、訂正にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、宇城広域連合議会議員の報告の中で、吉住美里町消防団長を削除することといたします。

—————○—————

日程第 14 議案第 87 号 令和 5 年度美里町一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 15 議案第 88 号 令和 5 年度美里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 議案第 89 号 令和 5 年度美里町生活排水特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 17 議案第 90 号 令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（上田 孝君） 日程第 14、議案第 87 号、令和 5 年度美里町一般会計補正予算（第 7 号）から、日程第 17、議案第 90 号、令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）までの 4 案件について、一括して議題としたいと思います。

お諮りします。日程第 14、議案第 87 号から日程第 17、議案第 90 号までの 4 案件について一括して議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は、最終日に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第 14、議案第 87 号から日程第 17、議案第 90 号までの 4 案件について一括して議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は、最終日に行うことに決定しました。

それでは、議案第 87 号から議案第 90 号までを一括して議題とします。

まず、議案第 87 号、令和 5 年度美里町一般会計補正予算（第 7 号）の内容説明を求めます。坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） それでは、システムの「⑭議案第 87 号」をご覧ください。

議案第 87 号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第 87 号、令和 5 年度美里町一般会計補正予算書（第 7 号）の 1 ページをお願いします。

議案第 87 号、令和 5 年度美里町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度美里町の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 7,515 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ 82 億 3,340 万 2,000 円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 号第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び廃止は、「第4表 地方債の補正」による。

令和5年12月5日提出 美里町長 上田泰弘

5ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。

款の2総務費、項の3戸籍住民基本台帳費の事業名「戸籍システム改修事業」804万1,000円から、事業名「住民基本台帳システム改修事業」587万4,000円までの3事業、総額1,765万5,000円につきまして、繰り越しをするところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正の追加でございます。

事項の「Web会議システム利用料」につきまして、期間を令和6年度から令和6年度までとし、限度額を6万6,000円と設定いたしております。

次に、7ページをお開き願います。

第3表、地方債補正の追加でございます。

起債の目的及び限度額につきましては、脱炭素化推進事業債290万円から、緊急防災減災事業債（防災設備整備事業）500万円までの4件を追加いたしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表内に記載のとおりでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

地方債補正の廃止でございます。

起債の目的の地域活性化事業債（公用車購入事業）の限度額200万円につきましては、備考欄の脱炭素化推進事業債（公用車購入事業）に振り替えるため、廃止するものでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものにつきましてご説明させていただきます。

まず、2の歳入でございます。

3つ目の枠の款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍）804万1,000円につきましては、戸籍の氏名にふりがなを追加するためのシステム改修に係る補助金で

ございます。

また、その下の社会保障・税番号制度システム整備費補助金（住基・附票）79万7,000円につきましては、マイナンバーカードへの氏名にローマ字表記等を行うためのシステム改修に係る補助金でございます。

続きまして、次の目の2民生費国庫補助金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金（非課税世帯追加分）1億1,482万1,000円につきましては、国の補正予算に伴う重点支援地方交付金の低所得世帯支援事業に対する補助金でございます。

次に、その下の子育て家庭支援事業費補助金2,995万4,000円につきましては、こども家庭センター設置に伴う経費に対する補助金でございます。補助上限額はございますが、対象経費の9割が補助されるものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

2つ目の枠の款の15県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金の物価高騰対応生活者支援交付金1,410万1,000円につきましては、先に事業を実施しておりました低所得世帯、1世帯当たり3万円の給付を伴う物価高騰対応生活者支援交付金の交付決定を受けまして増額するものでございます。

次に、その下の目の2民生費県補助金の節の3老人福祉費補助金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金4,605万円につきましては、介護施設等が実施する広域型施設の大規模修繕や耐震化整備及び大規模整備の際に併せて行う介護ロボットのICTの導入に必要な経費に対する補助金でございます。

続きまして、その下の目の4農林水産業費（県補助金）の節の1農業費補助金の農用地等災害復旧事業補助金（R5災害分）2,340万4,000円と、その下の災害査定設計委託費補助金1,025万9,000円につきましては、本年7月の豪雨災害で被災を受けた農用地等に対する災害復旧事業補助金でございます。

次に、その下の節の2林業費補助金、林業施設災害復旧事業補助金（7月豪雨災）1,134万2,000円につきましては、こちらも本年7月の豪雨災害で被災した林道の災害復旧費の増額に伴い、補正するものでございます。

次のページをお開き願います。

二つ目の枠の款の17寄附金、項の1寄附金の目の1一般寄附金の、節の2ふるさと応援寄附金2,000万円につきましては、ふるさと納税の増額を見込んで増額するものでございます。

三つ目の枠の款の18繰入金、項の1基金繰入金、目の1基金繰入金のふるさと応援基金繰入金2,037万5,000円につきましては、国が行う出産・子育て応援交付金に、町単独で2万5,000円を上乗せする交付金及びこども家庭センタ

一の工事費用等に係る一般財源分の財源として繰り入れるものでございます。

次のページをお開き願います。

二つ目の枠をお願いします。

款の２ １ 町債、項の１ 町債、目の８ 災害復旧債の節の３ 現年発生災害復旧事業債 ５,４８０万円につきましては、本年度発生しました公共土木施設及び農地農林施設等補助災害事業に充てる起債でございます。

次に、その下の目の９ 消防債の、節の１ 緊急防災減災事業債 ５００万円につきましては、福祉避難所になっております保健福祉センター「湯の香苑」に併設します車中避難所（駐車場）の用地購入費に充てる起債でございます。

１５ページからが、３の歳出でございます。

歳出におきましては、それぞれの科目におきまして、人事院勧告に伴います人件費の補正を行っております。

それでは、歳出の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

１６ページをお開き願います。

款の２ 総務費、項の１ 総務管理費、目の１ 一般管理費の節の８ 旅費におきまして、費用弁償 ６万 １,０００円と、その下の普通旅費 ６万 ３,０００円と、またその下の節の１ ２ 委託料の台南市訪問コーディネート委託料 ７万 ５,０００円につきましては、来年３月、宇城市・宇土市と合同で台南市に公式訪問を予定しておりますので、そちらに係る経費でございます。

１７ページをお開き願います。

款の２ 総務費、項の１ 総務管理費、目の１ ２ 特定目的基金費の節の２ ４ 積立金、ふるさと応援基金積立金 ２,０００万円につきましては、ふるさと納税の増額を見込み増額補正するものでございます。

その下の目の１ ３ 合併 ２０周年記念事業費の節の１ ２ 委託料のまちの歌及び踊り振付等作成委託料 １万 ３,０００円につきましては、合併 ２０周年記念事業に併せまして作成します町歌作曲及び踊りの振り付け等に係る委託料でございます。

１８ページをお開き願います。

二つ目の枠の款の２ 総務費、項の３ 戸籍住民基本台帳費、目の１ 戸籍住民基本台帳費の節の１ ２ 委託料につきましては、マイナンバーカードへの氏名等のふりがな及びローマ字表記等に係る戸籍附票システム改修委託料 ３万 ４,０００円と、その二つ下の住民基本台帳システム改修委託料 ５万 ８,０００円につきましても、同様の改修を行う経費を計上いたしております。

２０ページをお開き願います。

款の３ 民生費、項の１ 社会福祉費、目の２ 高齢者福祉費の節の１ ８ 負担金、補助

及び交付金の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金4,605万円につきましては、介護施設（特別養護老人ホーム陽光園）等が実施する広域型施設の大規模修繕や耐震化整備及び大規模修繕の際に併せて行う介護ロボットICTの導入に必要な経費に対する県からの10分の10の補助金でございます。

22ページをお開き願います。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の10電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業費（低所得世帯支援分）におきまして、補正額1億1,552万1,000円につきましては、令和5年11月29日に国の補正予算で可決成立しましたデフレ脱却のための総合経済対策において、低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯当たり7万円を追加支援するための必要経費を計上いたしております。約1,600世帯を見込んでおるところでございます。

23ページをお開き願います。

一つ目の枠の款の3民生費、項の3児童福祉費、目の5こども家庭センター開設準備費におきまして、補正額5,315万6,000円につきましては、令和6年4月から子どもへの一体的な相談支援等を行うため、保健福祉センター湯の香苑内にこども応援課を新設し、運用を開始するこども家庭センターの開設準備費用をそれぞれ計上いたしております。

26ページをお開き願います。

款の5農林水産業費、項の1農業費、目の4農業振興費の節の12委託料の農業振興地域整備計画基礎調査業務委託料333万9,000円につきましては、中央北地区における農振農用地からの除外予定農用地の追加調査費用としまして、増額計上いたしております。

28ページをお開き願います。

二つ目の枠の款の7土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路維持費の節の14工事請負費の社会資本整備総合交付金事業5,200万円の増額につきましては、その下の目の3道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業（通学路対策）の交付決定が当初見込額を下回ったため、新設改良工事から道路維持費へ事業変更するものでございます。

29ページをお開き願います。

一つ目の枠の目の4橋梁維持費の節の14工事請負費、道路メンテナンス事業工事費2,000万円の減額につきましては、洞岳隧道に係る工事費が当初見込額より安価で収まったことから、減額いたしております。

次に、二つ目の枠の款の8消防費、項の1消防費、目の4災害対策費の節の16公有財産購入費500万円につきましては、福祉避難所である保健福祉センター湯

の香苑に併設する車中避難所及び備蓄倉庫を整備するための用地購入費を計上いたしております。

30ページをお開き願います。

二つ目の枠の款の9教育費、項の2小学校費、目の2教育振興費の節の10需用費の教科書改訂関連消耗品費1,021万1,000円につきましては、令和6年度から小学校教科書が改訂されることに伴い、今年度中に教科書及び指導書を購入し、教職員の教材研究を行うため購入するものでございます。

32ページをお開き願います。

款の9教育費、項の5保健体育費、目の2体育施設費の節の10需用費の修繕料245万4,000円につきましては、美里町総合運動公園グラウンドの給水管及び町営球技場のナイター照明の修繕に要するための増額計上いたしております。

次に、二つ目の枠の款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農用地等災害復旧費の節の14工事請負費、農用地等災害復旧工事（R5災害分）2,660万円につきましては、7月豪雨災害関連事業費の増額見込みにより補正を行うものでございます。

また、次にその下の目の2林業施設災害復旧費の節の14工事請負費、林道施設災害復旧工事（7月豪雨災）1,595万円につきましても、7月豪雨災害により被災した林道4路線の事業確定及び災害査定により、増額補正を行うものでございます。

以上で、議案第87号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第87号の内容説明を終わります。

次に、議案第88号、令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） それでは、システムの「⑮議案第88号」をご覧ください。

議案第88号について、ご説明いたします。

令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算書（第2号）の1ページをお願いいたします。

議案第88号、令和5年度美里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,958万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

一つ目の枠、款の3国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金の現年度分9万5,000円の増額は、歳出側の介護予防サービス等給付費増額分の20%を計上しております。

二つ目の枠、款の3国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の現年度分32万9,000円の増額につきましては、歳出側の介護予防・生活支援サービス事業費及び介護予防ケアマネジメント事業費増額分の25%を計上しております。次の目の6介護保険事業費補助金の介護保険事業費補助金52万8,000円の増額につきましては、歳出側の一般管理費における総合行政システム改修委託料に対しての2分の1が補助されるものとなります。

三つ目の枠、款の4支払基金交付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金の現年度分12万9,000円の増額につきましては、歳出側の介護予防サービス等給付費増額分の27%を計上しております。次の目の2地域支援事業支援交付金の現年度分35万5,000円の増額につきましては、歳出側の介護予防・生活支援サービス事業費及び介護予防ケアマネジメント事業費増額分の27%を計上しております。

四つ目の枠、款の5県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金の現年度分5万9,000円の増額は、歳出側の介護予防サービス等給付費増額分の12.5%でございます。

五つ目の枠、款の5県支出金、項の2県補助金、目の1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の現年度分16万4,000円の増額は、歳出側の介護予防生活支援サービス事業費及び介護予防ケアマネジメント事業費増額分の12.5%を計上しております。

7ページをお願いいたします。

款の7繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金の現年度分5万9,000円につきましては、歳出側の介護予防サービス等給付費増額分に対する法定繰入分の12.5%を計上しております。次は、目の2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の現年度分16万4,000円は、歳出側の

介護予防生活支援サービス事業費及び介護予防ケアマネジメント事業費増額分に対する法定繰入分の12.5%でございます。次の目の5その他一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金として、歳出側の款の1総務費における事務費相当分の42万3,000円を計上しているところでございます。

8ページをお願いします。

3、歳出でございます。

一つ目の枠、款の1総務費、項の1総務管理費から三つ目の枠、款の1総務費、項の3介護認定調査費までにつきましては、それぞれ事務費分における補正でございます。

なお、一つ目の枠、款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費における節12委託料の総合行政システム改修委託料（介護保険制度改正分）105万6,000円の増額につきましては、令和6年3月の介護保険制度改正への対応分でございます。

また、三つ目の枠の目の1介護認定調査費の節18負担金、補助及び交付金の宇城広域連合負担金21万1,000円の減額につきましては、宇城広域連合介護認定審査会における審査会開催回数の減少、委員欠席等による報酬の減額や入札執行による電算システム使用料の減額等により、本町が負担すべき額も減少するためでございます。

四つ目の枠の款の2保険給付費、及び五つ目の枠、款の3地域支援事業費におけるそれぞれのサービスの増額は、これまでの7か月間の給付実績を踏まえて、必要額を確保するため、介護予防サービス給付費で48万円、通所型サービス費で114万6,000円をそれぞれ増額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

一つ目の枠、款の3地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費、目の2介護予防ケアマネジメント事業費では、節の12委託料の介護予防ケアマネジメント委託料10万9,000円は、地域包括支援センターに委託する介護予防・日常生活支援総合事業利用者の介護予防ケアプラン作成に対して、節の18負担金、補助及び交付金の介護予防ケアマネジメント事業費負担金6万3,000円は、居宅介護支援事業所への委託による介護予防・日常生活支援総合事業利用者の介護予防ケアプラン作成に対してそれぞれ支払うもので、それぞれが当初見込みの月額を上回る支出状況にあり、必要額を確保するための増額分でございます。

二つ目の枠、款の5諸支出金、項の1償還金及び還付加算金、目の2償還金につきましては、平成29年度から令和元年度までの介護給付費等における国県支基金交付金の再確定に伴う返還金で49万4,000円を計上しております。

最後の枠、款の7予備費につきましては、歳入歳出予算の調整によるものとなりまして93万8,000円を減額しております。

以上で、議案第88号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第88号の内容説明を終わります。

次に、議案第89号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）の内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システムの「⑩議案第89号」をご覧ください。

議案第89号について、ご説明を申し上げます。

次のページをご覧ください。

議案第89号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算（第3号）

令和5年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,082万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

一般会計繰入金につきましては、歳出の財源として102万1,000円を計上しております。

次のページをご覧ください。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の10需用費の印刷製本費8万4,000円につきましては、公営企業会計移行に伴う浄化槽使用料徴収の督促状作成費として計上しております。次の説明、修繕料につきましては、浄化槽修繕についての不足見込額80万円を計上しております。節の22償還金、利子及び割引料の浄化槽市町村整備促進事業使用料過年度還付金につきましては、過年度分の浄化槽使用料の還付に充てるため1万2,000円を計上しております。

最後の枠、予備費を1万2,000円減額しておりますのは、浄化槽使用料の還付金1万2,000円に組み替えをしております。

以上で、議案第89号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第89号の内容説明を終わります。

次に、議案第 90 号、令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の内容説明を求めます。酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） システムの「⑩議案第 90 号」をご覧ください。

議案第 90 号について、ご説明を申し上げます。

次のページをご覧ください。

議案第 90 号、令和 5 年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度美里町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 196 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 6,278 万 1,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 5 日提出 美里町長 上田泰弘

4 ページをご覧ください。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

款の 1 分担金及び負担金、項の 2 負担金、目の 1 消防施設整備負担金、節の 1 の消防施設整備負担金につきましては、消火栓の修繕負担金として 17 万円を計上しております。

次の枠、款の 4 繰入金、項の 1、目の 1、節の 1 の一般会計繰入金につきましては、歳出の財源として 179 万円を計上しております。

次のページ、次に歳出についてご説明を申し上げます。

款の 1 総務費、項の 1 総務管理費、目の 1 一般管理費、節の 10 需用費の印刷製本費につきましては、公営企業会計移行に伴う水道料金使用料徴収の督促状作成費として 16 万 8,000 円を計上しております。修繕料につきましては 87 万円を漏水修繕などの見込額として計上しております。

次の枠、節の 11 役務費の公金振替手数料につきましては、コンビニ納付が増加したため、その手数料の不足見込額として 3 万円を計上しております。

以上で、議案第 90 号の説明を終わります。

○議長（上田 孝君） 以上で、議案第 90 号の内容説明を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を 13 時 45 分とします。

—————○—————

休憩 午後 1 時 34 分

再開 午後 1 時 45 分

-----○-----
○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----
日程第 18 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第 18、一般質問を行います。

一般質問の広報掲載のため、ここから広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可します。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め 60 分以内となっておりますので申し添えます。

8 番、福田秀憲君の一般質問を行います。福田秀憲君。

○8 番（福田秀憲君） それでは、先に通告しておきました質問をいたします。今回は、中央北地区簡易水道事業、もう一つは入札、契約についての 2 項目について質問をいたします。

まず最初に、中央北地区簡易水道事業について質問をいたします。

この事業は、年次計画によりますと事業費約 30 億円、期間は令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間で予定をされています。計画給水人口が 2,320 人ということであります。この事業については、5 月の町政座談会で中央地区には説明がなされています。さらに、10 月には中央北地区住民に対して、地区ごとに説明会が行われました。

そこで、この中央北地区における説明会への出席者はどれくらいおられたのか。また、世帯数にすると何世帯になるのか。

私は自分の住んでいる馬場地区の説明会に参加をいたしましたけれども、参加者は数えてみたら 20 人でありました。ここは対象世帯は 240 世帯ありますので、20 人來られたのは各世帯から 1 人ということを考えますと、非常に少ないような気がしたわけでありました。

ということで、参加者等のいくら、どれだけ出席されたのかをお伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

中央北地区簡易水道事業説明会は、10 月 12 日から 11 月 16 日までの期間に、水源地の地区である小筵地区と中央北地区簡易水道事業の整備対象地区の 10 地区、合わせて 11 地区への説明を行いました。参加者数は、合わせて 272 名の参加がありました。すみません、世帯数まではちょっと把握しておりません。

また、その地区の説明会の中での主な質問・意見・要望等を 6 項目ほどに絞って、

失礼いたしました。参加者数は合わせて272名の参加でありました。

以上です。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） ええ、まあ第2項目の中でちょっとお聞きしようかと思いましたが、今ちょっと説明をしかかれましたけども、その説明会がありましたけれども、その中でいろんな意見とか要望が出たと思います。どういう意見・要望が多かったのか、お伺いをいたします。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

その地区の説明会の中で、主な質問・意見、要望等を6項目ほどに絞って紹介をさせていただきます。

まず、一つ目が「水道料金の将来的な値上げはあるのか心配である」と。次に「消火栓の整備はしてもらいたいし、してもらえれば安心できる」と。次に「町営水道と今ある水道の併用はできるのか。できれば加入しやすいと思う」と。次に「工事分担金で給水管引き込みの工事はどこまでできるのか。メーター機引き込みまでではなく、今ある宅内の引き込み部分まで工事をしてもらえれば加入率も上がるんじゃないか」と。次に「町営水道に加入するには、今ある水道施設がもっていない」という意見もありましたが、その反面、「困っていて町営水道を待ち望んでいる。できるだけ早く水道事業を進めてもらいたい」というような意見がありました。

最後になりますが「この水道事業は採算が取れる事業なのか。将来の水道事業経営が心配である」と、こういった質問、ご意見、要望などがありました。

ほかにも多数質問等がありましたが、ここでは主なものに絞って紹介をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） ええ、私が参加した馬場地区の説明の中にもですね、そういう意見がありまして、その中で一番私が気にかかったのが、水質、それと水量、これで困っていて一刻も早く給水をしてほしいという切望された地区の方がおられました。こういう要望に応えるためにも、ただいま年次計画をつくっておられますけれども、その変更というのはできるのかどうか。できるならちょっと見直しをしてもらいたいところもあるんですが、できるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、議員が年次計画の変更ができるのかというようなご質問でございますが、それは要望等による計画の見直しはできるのかということによろし

いでしょうか。

その件につきましては、本年6月の議会でも担当課長がお答えしておりますが、原則として、基本的には計画通りに工事を進めてまいります。しかしながら、水道組合または地区の既存水道施設が故障した、あるいは水質が著しく悪化したなどの緊急性等が認められる場合であって、給水工事が可能な範囲の地区であれば、計画の見直しや変更は可能であると考えております。

とは申しまして、現段階では、当初の計画通りに工事を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 今、中央北地区のほとんどの世帯がボーリングをした水を利用しておられるわけであります。飲料水については、浄水器を利用するか購入をして飲料水として使っておられるわけであります。

先ほど困っておられるということを申し上げましたけれども、特にと言いますか、困っておられるところがあります。その状況について、少しお話をさせていただきますけれども、そこは地域を特定して申し上げますけれども団地でありまして、馬場の七班、ここはですね、ボーリングした水を共同で利用されています。その団地の当初はですね、家が少なく、件数も少なく、安定した水を利用していたんですけれども、段々家が建ってきますと、どうしても水が不足してきたということであります。現在はですね、最初4軒ぐらいだったんですけれども、今は14軒、人員にして52名がおられるわけであります。こういう水量不足、それと濁りに対してですね、対策として新たな井戸をボーリングして、その後、まだ水不足が続くもので、水不足を解消するために3トンの受水槽を設置しました。そして、これはごく最近でありますけれども、補助金をいただいて濁りがすごくひどくてそれが取れないということで、大型の浄水器を設置をされました。しばらくはよかったですけれども、どうしても濁りが強くて、浄水器のフィルターが目詰まりをするということになりまして、水中ポンプに負荷がかかるということになりましたので、現在はその浄水器を通さないで、もうポンプで上げたやつをそのまま利用しているというような状況になっているわけであります。

家庭内の水の利用状況につきましては、風呂、洗濯等はその濁ったままで利用されております。飲料水については、購入して使用されているところがほとんどであるわけであります。中にはですね、その食器類を一旦少し濁りのある水で洗った後に流水を汲みに行って、それでまた最終的に洗っているというような状況であります。

それでは、写真を用意しましたので、ちょっと見ていただけますでしょうか。

今、出ておりますけれども、これがですね、団地の全体、3ページだそうです。全体図です。一番手前の右側にありますのが3トンの受水槽。真ん中がですね、給水ポンプがあります、給水ポンプ。そして、左側が新しく付けた大型の浄水器、これは今使っておりません、外して。その浄水器っていうのは、洗えばいいんじゃないか、フィルターを替えればいいんじゃないかと言われますけれども、もう1、2週間ぐらいでもう目詰まりがして、使えなくなって、もう手に負えなくなって今外しているところであります。

それと、次に写真が出ましたけれども、丸いタンクの下に、これがタンクの内部です。水が溜まっておりますけれども、これは少し濁りが出て、少しとといいますか、大分濁りが出ているわけであります。

次に、写真が出たと思いますけれども、これは一つの家の浴槽なんです。浴槽で、これが濁った状態なんですよ。これを使っておられるということであります。

次に出ましたのが、これはもう水はどうしても買って飲まなければいけないんで、どこの家庭でもサーバーを置いたりなんかして、こういう状態で何箱も買って準備をされているところであります。

それで、工事を計画されているのは、やはり水源に近いほうから順番に系統だって工事を進めていくっていうのが当たり前のことで、そういうことは理解しておりますけれども、その団地は、すぐ近くに配水管が計画の中で、令和8年度に布設されるようになっております。地図を見ていただきますと、黄色いやつで、令和8年度、上がって行って、令和9年度の横の、何て言いますか、ちょっと赤みがかかったやつがありますけれども、そのぶつかったところ。それから左のほうにいったいて、拡大していただきましたけれども、何ですか、馬のような形になっておりますけれども、231、232、233、234とありますけれども、この233、234のところはその団地になっているわけであります。令和8年度にここに配管が来るのに、全体的な図面で見ると、令和11年度の工事になっているわけあります。こんなに困っているのに3年間待たなきゃいけないということでもありますので、できれば令和8年度に引いた、布設されたその時点で、できるならこの団地まで引っ張っていただければ解消できるのかなというふうに思っております。

ちなみに、私が歩測をして距離を測ってみましたところ、この橙色の配管の来るところからその団地のところまで、大体180メートルぐらいの距離になっているわけであります。

こういう状況でありますので、ぜひですね、工事の中で早めに検討していただいて、変更するなら早いほうがいいでしょうから、ぜひ早く検討していただきたいというふうに思っています。やはり私がその立場になったら、やっぱり毎日使うや

つ、健康にも関係するやつですので、ぜひですね、早めに対応を願いたいと思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、写真を見せていただいておりますね、現状をしっかりと確認をさせていただきました。

先ほども申しましたが、やはり緊急性等がですね認められる場合には、ある程度、弾力的に対応するという事とも考えております。絶対に計画を立てているから、それから逸脱することなく完遂するという事ではなくて、そういった本当に困っていらっしゃるようなところがあれば、できる限りの、できること、できないことはもちろんありますけれども、ある程度、弾力的に対応することは可能ではないかというふうに思います。

ただ、これから先、恐らくいろんなところでいろんな要望が出てくると思います。そういった全ての要望に全てお応えしているとですね、これは全ての計画が全て狂ってしまうというような状況になってしまいますから、計画の見直しであったり、変更する場合、そういった事案が発生した場合はですね、慎重に判断をしていきたいというふうに考えるところです。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） やはり、水ですので、順番にやっていかないと、その工事というのは進んでいかないと思うんで、飛び地ではこうやっぱりでできていかないと思いますので、このあたりはすぐ近くまで来ているということで考えていただきたいと思います。

私は、ほかにもいろいろ聞いておりますけれども、その緊急を要するというような話はほかには聞いておりませんが、ほかにもですね、こういう、早く給水してもらいたいというようなところがありましたらですね、住民の要望に沿って、十分検討していただきたいなというふうに思っております。

次に、この簡易水道工事の財源についてお伺いをいたします。

法の定めるところによる簡易水道事業は、国の補助金の対象外だと聞いております。30億円の大事業であり、これを町の財源で賄うのは将来的にも大きな負担になってくると思います。補助金をもらうために、執行部と一緒に国への陳情を繰り返しておりますけれども、目処がつかないような状態であります。私たちが陳情に行ったその後、何かの動きや情報がありましたら伺いたいなというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 国のその後の動き等に関する情報ということでございますが、美里町議会の皆さんと一緒に、国のほうに、かなり強力でですね要望をさせていた

だいて、金子先生にもご随行いただいでですね、この水道を来年度から所管する国土保全・水管理局のほうにも行って、局長さんにもお会いさせていただいたところ
です。

現在、まだ厚生労働省の水道課、水道を担当する課がありまして、まだそのほう
うですね、移管するまでは様々な政策的なことを、あるいは法律的なことは決め
られていきます。美里町の議会の皆さんと要望活動をした後、その後、今度は全国
の簡水の要望活動もしましたし、熊本県の簡易水道協会の要望活動もさせていただ
いております。特に熊本県の簡易水道協会で要望したときはですね、ほぼ美里町の
要望をさせていただいたというような状況でありますけども、今、令和6年度に向
けてはですね、もう既に予算等が固まりつつあります。政策的なこととも財務省
との折衝は終わっておりますので、令和7年度に向けてですね、今こちらから要望
いたしております、越えなければいけない壁、それが緩和をできないかということ
でいろいろと今考えていただいているというような状況でございます。

詳しいことはですね、まだここで話しすることはできませんけれども、そうや
って、これは美里町だけが困っている話ではなくって、全国、いろんなところに同
じ悩みを持っていらっしゃる自治体があるわけですから、そういう自治体を救えな
いかということでもいろいろと今考えていただいているというような状況ございま
す。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 町長の行政報告の中でも、いろいろ全国簡易水道の会長かなん
か、県ですか、県のをされているということで、いろんな役職に就いておられるん
で、その辺りでも要望をしていただいているわけでありまして。これは10年間とい
うスパンがありますので、最初できなくても、途中からでもその補助金がですね、
出してもらうようにすれば、財源としては助かるのかなというふうに思っておりま
す。

熊本市では、なんか環境債というのが発行されたそうで、こういうのは当てはま
らないと思うんですけども、いろんなやっぱり町でもほかに財源を検討してみる
必要もあるのかなという、いろんなやつがあるというのを私も知らなかったんです
けど、あるということですので、それと、町と一緒に、議会が一緒になってまた国
会への陳情を繰り返し行う必要もあるのかなというふうに考えております。

この水というのは、住民にとって大事なライフラインでありますし、安心、安全
な水の供給は、生活する上でも不可欠な、必要不可欠なものであります。

今回の水道事業にあたっては、町長の尽力で甲佐から水の供給を受けることがで
きるようになりました。今後は財源の確保とともに、安心、安全な水を待望してい

る人や、移住者、定住者が増えるように、どれだけ早く給水できるかが課題になってくると思います。

それと、ここの中央北地区の簡易水道事業は、美里町にとっても大事業でありますし、この中央北地区だけじゃなくって、美里町の砦用地区にも、私はみんなに知ってもらったほうがいいと思います。いろいろ、広報なんか見ましても、この事業についてのなんか報道といいますか、載せてないところがありますので、全体に情報の共有化ができるようにやっていただければなと思います。説明会を開かないにしても、いろんな方法でお知らせをするというようなことで考えていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

それと、もう一ついいですか。この水源の確保にあたっては、ほか、砦用簡易水道からの水とか、いろいろな検討をされて、水源の検討をされたと思いますけれども、その検討された結果というのは、次に生かすためにもぜひですね、データとか保存をしていただいて、引き継いでいっていただきたいなというふうに思っております。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） この質問の要旨にですね、財源のお話もございました。今、砦用地区のですね水道、これは今美里町簡易水道事業という名前、名称で事業を行っておりますが、これ等に絡めたそういった検討はしたのかというようなお話でございますし、もっと美里全体にですね、この事業をわかっていただいたらいいんじゃないかというようなお話でございますので、少し財源も含めてお話をさせていただければというふうに思います。

今回、この中央北地区の簡易水道事業を整備するにあたりまして、財源をどう確保するのかなど、様々な方法を検討したところでございます。

まず、先ほど議員もおっしゃいましたが、既存の美里町簡易水道事業、これは旧砦用地区を中心に運営している水道事業になりますが、この事業を拡張し、中央北地区と併せることを検討しました。

しかしながら、費用もかなりかかりますし、水量的にもですね、全てを賄えないというような結果にもなりました。と同時に、この場合、給水人口が5,001人を超えてしまいます。これは5,001人を超えますと、上水道事業ということになります。これは上水道事業になりますと、該当する国庫補助、国からの補助金ですね全くなくなります。また、起債、先ほど議員おっしゃいましたが、熊本市は環境債というものをつくっているというようなお話もされましたが、この起債をですね、利用した場合であっても、美里町は今過疎債、それから水道事業をするのであれば水道事業債、この二つの起債が使われますが、そういった起債をですね仮に

利用できたとしても、国も交付税措置による財政支援が補填が全くなくなると。ですから上水道事業で事業を進めてしまえば、ほぼ町の手出しになってしまうということになります。

また、今回行います簡易水道事業もですね、創設の許認可申請を行った場合、本町には既に美里町簡易水道事業という事業が存在をしています。これは経営実態が同じで、両事業の給水区域が10キロ以内、これは今この法律、またこれもおかしいところなんです、10キロ以内に存在する事業になりますので、特定簡易水道事業という事業になります。これもまた国庫補助金の補助メニューの対象外になります。

しかしながら、この特定簡易水道事業では、先ほど申しましたが、水道事業債、それから過疎対策事業債を活用することができますので、結果として、国の地方財政の支援措置を受けることができます。つまり既存の水道事業を拡張して上水道事業とするよりもですね、特定簡易水道事業という事業にはなりますけども、中央北地区の簡易水道事業として、新たな簡易水道事業の創設のほうが有利であるという判断に、これまでの経緯としては至ったところでございます。

今後、事業を進めていく、その財源の内訳になりますけども、現段階におきましては水道事業債、及び過疎対策事業債の起債、それから一般財源、合わせて水道のための基金を随分積んできておりますので、その基金をですね活用していきたいと考えております。

これは、先ほどもお話ししましたが、本年9月、美里町議会の皆さんと国に対する要望、かなりこれは強く要望させていただいて、美里町という町が水道の新設に関して非常に困っているということをですね、認識していただいたと私は思っております。

しかしながら、まだその要件の、補助要件の緩和であつたりですね、新しいメニューの創設であつたり、まだまだしっかりと今後できるように、今後も引き続き一丸となって国に皆さんと一緒に要望活動をしていきたいと思っておりますので、どうかその点をご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 財源についてはですね、地方債を使えるということで理解をさせていただきました。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

次に、入札及び契約ということについて質問をいたします。

入札や契約については、まだ勉強不足のところがあつて、あんまり認識しておりませんけれども、確認しておきたいことがありますので質問をさせていただきます。

入札や契約については、いろんな種類があります。地方公共団体の契約は原則として一般競争入札によらなければならないとなっております。指名競争入札と随意契約は、法に定められた事項に該当するときに限り、これによることができるというふうになっているわけであります。

現在、美里町にはほとんどが指名競争入札と随意契約で、入札と契約が行われております。

そこで確認ですけれども、指名競争入札の参加者や随意契約での見積書の徴収、これはどうなっているのか。また、指名競争入札で行われている総合評価方式ですか、これは今後増やしていきたいと考えておられるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

指名競争入札の参加者数と随意契約での見積もりの徴収はというご質問でございますけれども、本町では、美里町における指名基準についてという内規を作成いたしております。この内規では、指名競争入札の一件における指名業者数は特別な場合を除き、最低5社以上といたしております。また、一つの案件において、対象業種を希望する町内業者が5社に満たない場合には、他業種を希望する町内業者で、対象業種の資格を有し、経審の審査を受けている業者の中から実績や施工能力等を考慮して5社を確保することといたしております。町内業者のみでは、規模、能力、その他の事由により適正な施工が見込めない場合、もしくは適正な入札の成立が見込めないと認められる場合につきましては、県内業者、それから県外業者の順に指名を行うことといたしているところです。

また、随意契約につきましては、町の財務規則の規定に基づき、なるべく2社以上の事業者から見積書を徴収するということといたしておりますが、施設の管理業務であったり、ICT関連業務など、専門性の高い業務の多くは1社からの見積もり徴収を行っているところでございます。

ちなみに、随意契約で業務委託契約の件数で見ますと、昨年度の業務委託契約の件数が309件、内1社の見積もりで随契を行った件数が202件ということになっております。

それから、総合評価方式に関連するご質問があったかと思います。総合評価方式は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち、価格やその他の条件が地方公共団体にとって、もっとも有利なものをもって落札者とするということが出来る制度でございます。本町では、令和3年度に導入いたしまして、当該年度に2件、令和4年度に4件、本年度は、これからの予定も含めまして6件実

施することといたしております。工事はいずれも土木工事ということになっております。

総合評価方式を導入した経緯につきましては、町建設業協会から価格以外の要素、例えば、災害応急の実績なども評価していただきたいという要望がありました。また、町としましても工事の品質を確保したいという思いがありましたので、導入するというところといたしましたのでございます。

総合評価方式の手続きとしましては、入札公告の前に指名審査会並びに総合評価委員会を開き、評価基準や指名業者を選定することといたしております。

次に、熊本県が開催する学識経験者の意見徴収で本町の案件を審議していただきます。その後、質問期間を設け、電子入札で通常通りに入札をしていただき、入札金額と評点とで金額を算出し、落札者を決定することといたしております。

総合評価方式の導入によりまして、事業者側も品質の確保をより意識した施工ができているというふうに認識しております。これからも、今後も総合評価方式というのは続けてまいりたいというふうに考えておりますけれども、ここのちょっとデメリットというのが、県のほうの学識経験者の意見徴収というのを、県の開催に合わせて行っておりますので、入札の公告から落札者の決定、それから契約までに相当の期間を要します。通常の指名競争入札よりも期間を要しますので、年間に総合評価方式を取り入れられる件数というのは限られてきます。本年度の6件ぐらいがもうマックスではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 今、詳しく説明をしていただきました。わかったところとわからないところありますけれども、この指名競争入札の参加者の指名、これは5社というふうなかたちになって、それと随意契約の場合は2社、2人といいますか、これは財務規定の中で謳われているわけですが、私がその財務規定だけしか見てなかったもんですから、わからなかったのは、以前は原則としてというふうになっていたんですけれども、原則として5社、今はもうなるべく5社と、5人というふうなかたちになる。そすと随意契約もなるべく2人以上のところから見積もりをいただかなければならないというふうになっておりますけれども、この何ていいですか、曖昧というかな、なるべくということ、できるならという解釈もできるんで、5社いなくても私は単に1社でもいいのか、2社でもいいのか、そういう考えがあったもんですから、この確認のために質問をさせていただきました。

ということは、これは5社なければもういけないというふうなかたちで進められているのでしょうか。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

先ほど説明をさせていただきましたが、指名競争入札につきましては、なるべく5社ということではなくて、特別な場合を除き最低5社ということにしております。また、随意契約につきましては、財務規則に基づき、これは財務規則の規定を読んでもいただければわかりますけれども、財務規則の中でもなるべく2社以上という表現がありますので、これを適用させていただいております。

が、指名競争入札におきましては、本町の工種、業種においては、5社に満たない業種がありますので、そういう場合は、先ほど申し上げましたように、他業種を希望している業者で対象業種の有資格を有しているということで、指名に加えているところもありますけれども、そこを加えても5社に満たないという工種もあります。ただ、そこを今度は県内、県外に求めていきますと、町内業者の育成というところにも関わりますので、他業種を含めても5社に満たないというところは5社未満で入札を行っている場合もあるというところで、なるべくという表現は随意契約のみという表現でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） 財務規則の中を見たんで、そういうふうなかたちで質問をさせていただきましたけれども、何かちょっとこう、どうにでも、何社でもいいなというふうに捉えているところが、どうしてもやっぱり町内業者の育成、その辺りを考えたときには、なるべく町内業者の人をお願いをしてほしいなと思うわけです。それに満たないときもあるんじゃないかなということで、今副町長の説明でわかりましたけれども、その辺りは柔軟に対応しておられるようですので、町内業者の育成なんかも考えながら実施をしていただければと思います。

次に、この指名競争入札をする場合には、発注者といいますか、町は設計図書をつくって発注をされていると思いますけれども、その設置図書に従って入札者も同じ設計図書で設計をされていると思いますけれども、その請負工事の締結後に変更契約数が相当多くなっているように思います。どういう理由によるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

入札後の工事において変更契約が多いというご質問です。どんな理由かというご質問ですが、変更契約につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律、こういう法律があります。これにおきまして、設計図書に示された施工条件と

実際の工事現場の状態が一致しない場合、適切に設計図書を変更、及びこれに伴い必要となる請負代金の額、または工期等の変更を行うことという規定がございます。本町では、これに基づき変更契約を行っているということになりますけれども、そのほかの理由では、例えば継続事業など、事業の進捗を図るため、予算の範囲内で請負代金の増額変更を行う場合もございますし、昨年度に至りましては、世界情勢による資材の入手遅延や物価高騰による資材確保が困難となったケースもあるというふうに認識をいたしております。

これらの理由により、昨年度変更契約を行った件数を申し上げますと、工事関係につきましては、発注件数が指名競争入札、随意契約と合わせて160件、そのうち変更契約を行ったものは131件、建設コンサル関係につきましては、発注件数が指名競争入札、随意契約合わせて38件、そのうち変更契約を行ったものは21件というふうになっております。

変更契約が多いというご指摘でございますけれども、いずれも適正な理由により変更契約を行ったものでございますので、今後も変更契約につきましては、個々具体的な契約ごとにその内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、合理的な裁量に基づいて判断してまいりたいというふうに考えております。その結果、変更契約が多くなり得るということもあるというふうに認識をしているところでございます。

また、受注者からの変更契約の申し出があった場合には、写真、あるいは現地等で関係職員が確認をすることとしておりますし、先ほど申しあげました継続事業など事業進捗を図るため、予算の範囲内で請負代金の増額変更を行う場合は、発注者側からの指示で変更契約を行うということもいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） その変更契約をする場合の確認としては、現地調査と書類なんかも見られて確認をされているということで、ぜひそれはですね、実行をしていたきたいなというふうに思っています。

この変更契約には事務処理というものの結構時間がかかるんじゃないかなと思うわけです。それを軽減するためにも、やはり変更契約はなるべく少ないほうがいいのかなというふうな思いがしております。

私は一つの工事について、ちょっと検証をしてみました。竣工から、ずっと着工から発注からですね、検査結果、その検証については、詳しくは申し上げませんが、次の提案をさせていただきたいなというふうに思います。

工事の変更契約が出た場合には、先ほど副町長からもありましたけれども、書類の審査、それと現地の確認、この辺は確実にやっていただければなというふうに思

います。相当な数の工事がありますので、なかなかそこまではできないところもあるかもしれませんが、できるだけ多くの工事をですねやっていただければと思います。やはり何かやっぱり違うといいますか、私の考えているのと違うようなところもありますので、ぜひ確認、現地の調査、書類の確認を確実に行っていただくようお願いをしておきます。

次に、随意契約の見直しはできないかということです。

随意契約は、競争入札と比べて早期の契約、締結、手順の簡素化、小規模事業者であっても参入可能なメリットがあるわけであります。一方、予算の効率化、公平性、透明性などのデメリットもあるわけであります。競争入札に参加できない小規模事業者を考慮しつつ、できる限り競争入札に移行するように見直すべきではないかなと思っております。リース、レンタル、委託などの相当の数があると思いますけれども、なかなか手がつけられないと思いますけれども、将来的にはやはり見直すというかな、そういうのが必要になってくるんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

随意契約は、将来的に見直しが必要ではないかというご質問だったかと思いますけれども、これ、先ほど議員も申し上げられましたが、随意契約につきましては、地方自治法の規定により認められている制度ではありますけれども、契約は一般競争入札が原則であり、政令で定める場合に該当するときに限って、随意契約は認められているということになります。

本町におきましての随意契約につきましては、令和4年度の件数で見ますと、工事関係が32件、建設コンサル関係が14件、ICTや管理業務など業務委託契約が309件、リース契約が77件というふうになっております。

随意契約の主な理由につきましては、工事や建設コンサル関係につきましては、町の財務規則に定める額を超えないもの、あるいは緊急の必要により競争入札に付することができないものであります。また、業務委託契約、リース契約につきましては、専門的な知識やノウハウに加え、相当な信用、実績等を有する業者の選定が必要との理由から、地方自治法施行令に規定しますその性質または目的が競争入札に適しないものを適用しているところでございます。

随意契約につきましては、契約の相手方の能力を十分に確認した上で選択ができるというような長所がありますけれども、反面、競争による適正な価格形成という点では、一般競争入札並びに指名競争入札に比べて劣り、公正さの確保等で問題がないとはいえないかと思っております。そのために政令により、特に限定した場合

について随意契約は認められているというふうに認識をしているところでございます。

将来的に随意契約を見直したらどうかということにつきましては、随意契約を見直すということになりますと、契約の全てを一般競争入札や指名競争入札に付すということになるかと思えます。競争入札は、契約の期間までに時間がやはりかかります、ひと月ほどかかりますし、案件ごとに緊急性がある契約については、やはり時間をかけずに契約をしたいという思いもありますので、全てをやはり競争入札に付すというのは難しいのではないかなというふうに思えます。また、随意契約につきましては、手続きが簡略であり、経費も少なくて済み、さらに相手方の能力を十分に確認した上で選択ができるというふうなメリットがありますので、随意契約を行う場合には、政令の規定に、規定する理由を遵守するのはもちろんのことですけれども、個々具体的な契約ごとにその内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して、合理的な裁量に基づく判断により行うべきというふうに考えております。

随意契約の例を一つ上げますと、例えば、ICT関連業務につきましては、そのシステムを導入した事業者が技術、経験等からのちの管理業務を行うというのが妥当だというふうに考えております。この場合は、随意契約で事業者を選定することが、引いては本町の利益の増進につながるというふうにも考えておりますので、全てにおいて随意契約を見直すのではなく、やっぱり個別の案件に基づいて考えていくというのが妥当ではないかなというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） これは全てを見直すというのは、ちょっとなかなか難しいのがあります。今、副町長が答弁されたように、できる場所ですね、というのは、私心配しているのは、ある町のデータを持っているところが、それをずっと随意契約をしていったときに、ほかのところが入ってこれないと思うんですよ。そすと、もうその契約をするときに、これでやりましょうと言われるときにはそれで受けるしかないというようなところが私は出てくるんじゃないかと思うんですよ。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） その随意契約につきましてはですけども、過去には見積りの徴収だけで済ませていた随意契約を、ここ数年につきましては、プロポーザル方式に切り替えているものもございます。例えば、計画策定であったり、業者の委託事業であったりというのは、確かに一度本町の業務を受けてしまうと、本町の状況がよくわかるということで有利にはなるんですけども、やっぱり競争の原理というのは働かさなければならないということで、ちょっと件数的には把握しておりません

けども、プロポーザル方式で行っている案件もここ数年はかなりの数になってきているところでございます。

○議長（上田 孝君） 福田君。

○8番（福田秀憲君） やはり美里町は財源、自主財源というのは少なくて、20何%ぐらいしか自主財源ありません。やはりその使う先を、やっぱり先々にはいろいろ入ってこなければ、出るやつを考えていかなければ私はいけないと思ってこの質問をさせていただきました。

やはり地方自治にも謳われておりますように、少ない経費で最大の効果が上がるようにということでありますので、ぜひその辺りを考えていただいて、今後の運営をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、福田秀憲君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を3時といたします。

-----○-----

休憩 午後2時42分

再開 午後3時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、1番、村崎公一君の一般質問を行います。村崎公一君。

○1番（村崎公一君） 1番、村崎です。通告に従い、質問をいたします。

一つ目、町職員について、二つ目、社会体育施設について。

まず、一つ目についてでございますけれども、12月に入り、もう町の来年度の採用試験も進んでいる、または終わっているかと思いますが、まず今回の質問の前提として、ちょうど私の子どもたちがですね、高校を卒業する年代になりまして、その周りでお話をする中で、例えば、公務員を志望するケースが多く、美里町の採用試験を受けたとか、公務員の専門学校に通っているという話をよく耳にします。実際に話を聞いてみると、今は公務員試験の受け方も多様化しており、複数箇所の採用試験を受け、その中から選ぶというかたちも多く、なかなか美里町役場を希望しても難しいという話を聞きます。これは募集人数の少なさも一因だと思いますが、また、地域住民の方の話の中では、よく聞くのが、新しく入った職員は美里町出身以外の方も多く、名前を聞いてもわからないとか、美里町の人を採用しないのかというお話もお聞きます。もちろん、ひと昔前、ふた昔前は職員はほぼ町内の方だったと思いますが、時代が変わり、今では誰でも住所に関係なく採用試験を受ける

ことができ、逆に多くの美里町の人がほかの自治体の職員として働かれていることもあります。また、採用された職員が他町に住居を構え、通勤されていることなど、町内に住むように強制などできないことは十分理解した上での質問となりますので、あらかじめお話をさせていただきました。

その上で質問に入らせていただきます。

令和５年度の職員数、並びに年代構成をお聞きます。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

令和５年度の職員数と年代構成はというご質問でございますけども、令和５年、本年の４月１日現在の職員数を申し上げます。行政職が１４１名です。そのうち再任用職員が８名。技能労務職員が１０名、うち再任用職員が２名ということになっております。また、正職員以外に会計年度任用職員を学校勤務の職員を含め５３名任用をいたしております。

正職員の年代構成につきましては、再任用を含む行政職が２０代３１名、３０代４４名、４０代３６名、５０代２２名、６０代８名という構成になっております。また、再任用を含む技能労務職員につきましては、５０代８名、６０代２名という構成になっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○１番（村崎公一君） これから先、段階的に定年延長が行われるため、６０代の職員の割合が増えてくると考えられます。

次に、採用試験についてお聞きますが、一次試験は筆記試験になると思いますが、高校にも公務員コースとか専門学校の公務員専門学校等ございますけれども、一次試験の内容なども含めて、現在の美里町の職員採用試験の流れはどのようなになっているのかお聞きます。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

採用試験の流れはというご質問でございますけども、職員採用試験につきましては、その当該年度の７月に試験公告をまず行います。その後、７月下旬から８月上旬にかけて受け付けを行い、９月中旬に一次試験を行っております。一次試験につきましては、熊本県町村会が主催します共同試験において行うことといたしております。

試験の内容につきましては、一次試験は教養試験、それから適性検査、専門職にあっては専門試験ということになっております。その後、一次試験を合格した人を

対象に二次試験を行いますけども、二次試験は10月下旬頃に例年行っているところです。二次試験につきましては、作文試験、個別面接試験、集団面接試験または集団討論試験を行っております。最終合格者の決定は、11月上旬というぐらいの毎年スケジュールでございます。

ただ、近年は職員採用試験に応募する人数が少なく、9月に実施します共同試験で町が予定していた人数の採用ができない場合というのが多くなってきておりますので、その場合は二次募集、年明けて大体1月ぐらいですけども、二次募集を行っておりますし、専門職の採用が必要になった場合は不定期ではありますけども、町単独で実施をするという場合もございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 私も知らなかったことなんですけれども、最初にお話しした最近の公務員試験の受け方というのが、一つの志望する試験、例えば美里町役場に入りたいから美里町だけ受けるのではなく、日程さえ合えばいくつもの採用試験を受けることができ、例えば、美里町、宇城市、宇土市が採用試験の日程が違えば受けることも可能で、そこに熊本市や熊本県等の複数の採用試験を受けることができ、先に、もし美里町の一次試験を通過しても、その後に言い方は悪いですが、本命の自治体の試験を通過した後、先に通っていた美里町の試験を辞退するということもあるとお聞きしました。また、本採用を受け、新年度から役場、自治体のほうに勤務しながらもほかの採用試験を受け、採用されたら退職するという事例もあるとお聞きします。

そこで、次の3番と4番は関連しますので、一括で質問いたします。

過去5年間、採用試験の一次通過後、または内定ですね、二次過ぎて内定まで決まった後に辞退をした人の人数はどれくらいあるのか。また、過去5年間の職員の募集人数と採用人数、それに応募人数をお聞きします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

まず、人数を説明いたします前に、ただいま議員がおっしゃられました複数の自治体の試験を受けるという状況に最近あるということにつきまして、少しお話をさせていただきますと思います。

先ほど本町9月に一次試験を行うという話をさせていただきましたが、これは共同試験、県下一斉の共同試験になりますので、基本的には共同試験に参加した自治体の試験を同時に受けるということは、これは不可能ということになります。ただ、申込書だけは共同試験の団体に複数申込書を出すということは可能ですので、言い

方は悪いんですけども、複数出して、例えば締め切り前に複数を出して、受験番号の若い番号のところを受けると、当然受験者数が少ないのでそちらを受けるということもあるのではないかと思いますし、宇城管内で言いますと、宇城市と宇土市は共同試験に参加しておりませんので、宇城市、宇土市、美里町、それぞれの自治体の試験を受けることもできます。なのでいろんな受け方がありますので、その結果で受験者の方がどこの自治体を選ぶかというのはあるんだろうというふうに思っております。

それでは、ご質問の過去5年間の一次通過後、または内定後に辞退をした人の数、それから5年間の募集人員、採用人員、応募人員についてご説明を申し上げたいと思います。

過去5年間、一次試験を通過後、または内定後に辞退した人の数につきましては、この5年間ということですので、令和元年から本年、令和5年の9月までの採用試験の状況についてということになります。この期間に本町で募集した人数は、5年間で24名でございます。これに対する応募人数は134名、うち一次試験を合格された方は37名、一次試験後に二次試験を辞退した人は4名、二次試験合格後、内定を辞退した人は2名ということになっております。

以上のことから、最終的な採用人数はこの5年間で24名ということになっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 自治体としてもですね、内定まで出した後に辞退されると、またもう一度、二次募集というかたちで採用試験を行わなければならなくなりますので大変な負担になると思います。ただそれもですね、今の公務員試験の受け方の流れということになっていることだと思いますので、これからもそういった現象は少しずつですが起きていくのかと考えられます。

次に、今現在ですね、公務員ばかりではなく、民間の企業のほうでも働き方改革という言葉が進められております。一口に働き方改革と言っても、具体的にはどういうことなのかと言うと、調べてみるとですね、働き方改革とは、端的に言えば一億総活躍社会を実現するための改革となっております。さらに一億総活躍社会とはですね、少子高齢化が進む中で、50年後も人口一億人を維持し、職場、家庭、地域で誰しも活躍可能な社会ということになっております。国全体で人口が減少していく中で、当然、労働人口、生産年齢人口が減っていき、近い将来、労働力不足になることが見込まれています。その対応策として、働き手を増やす、出生率の向上、労働生産性の向上という対応策を取られ、それをまた実現するために、長時間労働

の解消、非正規と正社員の格差是正、高齢者の就労促進という課題が上げられています。高齢者の就労促進は、定年延長などにより、これまで退職されていた方に引き続き働いてもらうことで補えることだとは思いますが。また、長時間労働の解消、なぜ残業も含め長時間労働が起きるのか、一人当たりの仕事量が多いのか、人員不足なのか、様々な理由はあると思いますが、シンプルに考えた場合、例えば美里町の職員の一人当たりの仕事量を考えるときに、一人当たりの仕事量は、行政全体の仕事量割る職員数、これは単純な計算なんですけれども、もちろん業務は各課ごとに分かれており、一概には言えませんが、一人当たりの仕事量を減らすには、行政全体の仕事量を減らす。例えば、公金ステーションやセミセルフレジの導入、コンビニでの証明書の発行など、機械化することで事務作業を減らすことにつながると思っています。これを学校に置き換えた場合、今進められている中学校の部活動の社会体育移行も教職員の負担を減らすという意味でこれにあたると思っています。あとは単純に職員数を増やして、一人当たりの業務量を減らすということになると思いますが、今後、働き方改革や業務の効率化、人口減少などにより、町の職員数はどのようなになるのか、またこれから起こり得る課題はあるのかお聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

今後、町の職員はどのようなになるのか、またこれから起こり得る課題はあるのかというご質問ですけれども、まず、本町の人口の推移を、令和２年度に策定しました人口ビジョンに基づく数値で申し上げたいというふうに思います。

本町の人口は、２０３０年には７，３７６人、２０４０年には５，７３０人、２０５０年には４，１９０人と、減っていくという数値が出ているところです。この期間の生産年齢人口と年少人口を合わせた数で見ますと、２０３０年が３，４２４人、２０４０年が２，５２０人、２０５０年が１，６８２人となり、総人口の減少率よりも生産年齢人口と年少人口の減少率のほうが大きいという結果が人口ビジョンのほうでは出ております。このことは、これから社会を支える担い手が急速に減少し、官民間問わず将来的な労働力の不足につながっていくものではないかというふうに考えております。

このような状況が町の職員数にどのような影響を与えるかというのを考えてみますと、ただいま申し上げましたように、生産年齢人口、年少人口が減少してまいります。これは本町に限ったことではなく、多くの自治体でも同様だというふうに認識しております。そうなりますと、町外、町内問わず、職員採用試験に応募する人も減ってくるということになるというふうに思っております。

行政が担う業務は、人口が減ってもやっていくことは変わりはありません。むし

ろ昨今の国の施策から考えますと、マイナンバー制度、DX、GXの取り組み、子ども施策、地方分権以降の各種計画の義務付けに加えて、コロナウイルスをはじめとした感染症対策、頻発する自然災害への対応など、行政が担う業務は多岐にわたってきております。また、今後顕著化する道路や生活インフラの更新など、自治体が抱えている課題にも対応していかなければならないというふうに思っております。

そういうことで、生産年齢人口、年少人口が減少していく中で、町の職員の確保について真剣に考えていくときではないかなというふうに思っております。ただ、職員数をむやみに増やすということは、これはできません。やはりその自治体に応じた適正な規模というのはあるんだろうと思います。

昨年、定年延長制度を議会の全員協議会のほうで説明させていただきましたが、その当時は、本町の適正規模は138名という説明をさせていただいたかというふうに覚えておりますけども、またその後、状況が変わりまして、先日説明させていただきましたことも家庭センターを立ち上げないといけないということで、そうすると138が適正規模ではなくなるということになりますので、むやみに職員を増やすのではなく、適正規模を考えていく。ただ、そこには国の施策であったり社会情勢であったりというのも絡んでくるということですので、今後の本町の適正規模が何名なのかというのは、なかなか難しいなというふうに思っているところでもあります。

ただ、今後はですね、例えばAIであったり、人工知能などを活用し、従来よりも少ない職員でも自治体として本来担うべき機能を発揮できるようなスマート自治体を目指していくこと、AIで処理できる事務作業などはAIに任せる。そして職員は企画立案や住民への直接サービスなど、職員でなければならない業務に集中していくことだというふうに思っております。

国のほうでも総務省が所管します地方制度調査会の中で、地方行政体制のあり方など様々な議論が行われておりますので、そのような議論を注視しながら、本町の今後の行政運営のあり方等を考えてまいりたいというふう思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） これから人口が減少していったとして、町の業務自体がですね、なくなるわけでもない。同じ分野である、まあ取り扱いの業務は減っていくかもしれないと思っていたんですが、今のお話では、もしかしたらこれから先、いろんな国の施策に応じて細分化され、業務が増える可能性もあるかもしれないという話をもらったんですけれども、そうなるそうですね、余計にですね、これから先、労働

人口が減れば相対的に働く人が、働き手が少なくなるということで、公務員を希望する人も減っていくことが考えられます。これからの課題として、人材の取り合いになるかもしれない。そのときに選ばれる自治体になれるように、これからも取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

次に、町役場の業務は非常に多岐にわたり、様々な業務があり、その中で適正を見極め人事配置をされているとは思いますが、日々の業務の中で残念ながら体調を崩してしまわれる方もいると思います。

そこで、現在休職されている職員はいらっしゃるのかお聞きします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

職員の休職につきましては、地方公務員法の規定により、心身の故障のため、長期休養を要する場合や、刑事事件に関し、起訴された場合などに職員の意に反して休職することができるとされております。本町の場合、職員が負傷や疾病等の場合に、療養を必要とする期間が連続する90日を超えて休職を要する場合には、休職を命じております。

近年、新型コロナウイルス対策や災害対応などの突発的な有事や、多様化する住民ニーズに対応するため業務の負担が増えている状況でございます。心身の故障を来す職員も見受けられます。

議員お尋ねの現在休職している職員につきましては、個人のプライバシーもあり、また個人の特定にもつながりかねませんので、現在の休職者数については、差し控えさせていただきますが、過去5年間では数名の職員が休職をしている状況でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） 理由などについては、詳しくはお聞きしませんが、そういうふうに休職されて、その場合ですね、人員が一人少なくなり、誰かがその業務を引き継ぐことになると思うが、その場合ですね、周りが補うのか、それとも人事異動して補充をされるのか、休職されている職員の業務にはどのように対応されているのかお聞き致します。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの休職した職員が、これまで担っていた業務等への対応につきましては、人事異動による補充などの対応ができない場合には、先ほど議員おっしゃいましたように、同一係内の他の職員で事務分掌を見直すなどし、対応を行っております。

また、年度途中で人事異動が可能な場合には、同一課、または他課より職員の補充を行っておるところでございます。

そのほか、会計年度任用職員の募集を行うなど、他の職員への負担が軽減されるような対策を行っている状況でもございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） まずもってですね、現在休職されている職員の方には、まず十分に体と心を元に戻していただいて、一日も早く職場復帰できますように願っております。

職員の皆さんは、日々町の行政を円滑に進めるため努力をされていると思いますが、現代社会では様々な問題があり、人間関係や仕事の悩み、また、ちょっとしたコミュニケーションの疎通がうまくいかなかったときに、言われたことを聞き流すことができず、まともに受け止めてしまう職員もいると思います。そのような職員へのケアについて、現在、職員のメンタルヘルスケアについては、どのように取り組まれているのかお伺いいたします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねの職員のメンタルヘルスケアの取り組みにつきましては、何点かございますが、まず、職員の安全、健康を保持するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、町が委託しております産業医や、町職員の代表からなる美里町職員衛生委員会を設置しまして、職場環境改善を図っています。また、うつなどのメンタルヘルス不調を未然に防止するため、法的に義務化されておりますストレスチェックを年に1回、一般職をはじめ再任用職員や会計年度任用職員など、全ての職員に対し実施しております。このストレスチェックを行うことで、職員が自分自身のストレスの状態を知ることができ、未然にストレスをため過ぎないように対処することもできますし、ストレス値が高い職員には、産業医による面談も行っております。

また、本年10月より、毎月1回にはなりますが、両庁舎に臨床心理士を招聘いたしまして、町勤務の教職員を含め、全職員が様々な悩みに対し、気軽に相談ができる心理カウンセリング「こころのサポート」を実施しておる状況でございます。これまで数名の職員が利用をしていると聞いております。

また、そのほか、本年6月に美里町時間外勤務等に関する指針を策定いたしました。この指針では、長時間の時間外勤務が職員の健康及び福祉に与える影響等を考慮しまして、毎週水曜日を全庁一斉退庁日、ノー残業デーと定め、定時退庁を徹底

いたしております。

そのほか、ひと月に45時間以上の時間外勤務を行った職員等がいた場合には、所属長のヒアリングを実施し、60時間以上の時間外勤務を行った職員がいた場合には、所属長のヒアリングと、先ほど言いました産業医の面談を実施している状況でございます。

そのほか、メンタルヘルスに対する知識の習得や意識の向上、ストレスや誤解を減らし、よりよい人間関係に気づくためのコミュニケーション能力の向上などを学ぶメンタルヘルス研修を毎年実施しております。

以上のような取り組みを実施し、職員の心の健康維持・増進のためにメンタルヘルス対策を行っておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） はい、行政としては、職員のことを考えてケアに努めていらっしゃると思いますが、職員を守るという意味では、例えばですね、美里町役場の職員はですね、今年から新たなネームプレートをつけていらっしゃると思います。今日も皆さん付けていらっしゃるんですけども、名前と写真も入っています。これをですね、これをですねっていうか、例えばですね、佐賀県の佐賀市の話なんですけれども、佐賀市では職員のネームプレートをフルネームの表記から苗字のみの表記に変えられています。もともとは佐賀市のほうでも職員の責任感向上のためにフルネーム表記を導入されたそうでございます。ただ、名前だけで個人情報特定されてしまう時代、職員の生活を守らないといけないとの理由で、例えば、SNSで個人の名前を検索され、昨日どこどこに行ってたねとか、晩御飯何食べてたねとか、そういうことがもう特定される時代になってきております。苗字のみへの表記へと変更されることで、窓口業務など担当する職員の方は、これまで不安感を抱きながら業務を行ってきたが、安心して仕事に取り組めるという意見もあったそうです。確かに、苗字さえわかれば特段フルネームがわからなくても業務には支障はないわけでございます。例えば、松岡課長は普段、お話しするとき松岡課長とお話しますが、下の名前も知ってますけれども松岡課長としか呼びません。それでコミュニケーションとしては成り立つわけですね。そういった理由で苗字表記という、苗字だけの表記ということを行われていると思うんですけども、こういう対策も職員のケアにつながっていくのではないのでしょうか。

行政の職員は、日々地域住民の方が安心して生活するために、必要不可欠な人材です。これから人口が減り、人材の確保も難しくなっていく中で、採用した職員が安心して働ける環境づくりにも取り組んでいていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

2、社会体育施設についてですが、実はこの質問については、今回補正のほうに入っておりますが、次の質問への流れがありますのでそのまま質問を続けさせていただきます。

社会体育施設についてですが、本来、中学校の部活動の社会体育移行に伴い、地域のクラブチームに移行したとして、練習時間の確保で、どうしても平日の夜間の練習になり、特に今の時期は、午後6時前には暗くなり、どうしてもナイター設備が必要となってきます。現在、町内では町の総合グラウンドB&Gと町営球技場、カントリーパークのテニスコート、ほかにもですね、励徳小学校の照明設備や砥用中学校も照明はありますが、利用できるのはとてもスポーツができるほどの明るさではなく、例えば消防の操法大会の練習や、今行われている駅伝大会の前の練習くらいでしか使いません。

そこでお聞きしますのが、町営球技場のナイター設備について、メインのナイター照明はグラウンドの東側で、補助のナイター照明が西側、小学校の体育館側に設備があります。私も小学生のサッカーのクラブチームの指導に行った際、1つのナイターにですね、約10個ほどの照明が付いているんですけども、10個のうち着いていない照明がいくつもあります。サッカーは正直できないことはないですが、薄暗い感じはやっぱりします。同じ場所を利用されている少年野球などは、暗すぎて練習をするとき、子どもたちの安全性の面でも改修してほしいという声がありますが、町営球技場のナイター設備の改修は考えているのかお聞きいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

町営球技場につきましては、昭和56年11月に整備され、現在まで部分的な修繕及び改修を行い維持をしております。

議員ご質問のナイター照明設備につきましては、68基の水銀灯が設置されており、そのうち14基が点灯していない状態となっております。

現在では、水銀灯の生産が中止され、電気料金の高騰のため、LED化の検討をしておりますが、大規模な改修につきましては、高額な費用、そして期間を要することから、今回は機能回復の修繕を行うこととし、確保できる水銀灯と代替品のマルチハロゲン灯による修繕を行うための予算としまして、本定例会におきまして38万円を計上させていただいているところです。

予算が通りましたら、早急なランプの取り替えを行いたいと思っております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） はい、以前にもですね、私もほかの体育施設の改修等の質問をしたときとか、ほかの議員さん方も質問をされた際にですね、答弁の中でよく出たのが美里町公共施設等マネジメント計画に基づいて検討していきますという答弁がよくあったので、実際にですね、美里町公共施設等マネジメント計画等を読んで気になったところを伺いたいと思います。

そもそも、この美里町公共施設等マネジメント計画は、平成29年3月に次世代に継承可能な公共施設等を引き継いでいくため、そのあり方及びまちづくりに向けた基本的な考え方や取り組み方針を示すことを目的に計画されました。

対象となるのは、建築物とインフラ施設を合わせた公共施設及び町有地を対象とし、本計画の対象期間は、2016年（平成28年度）から2055年（令和37年度）までの40年間とし、5年ごとに本計画の見直しを行うこととなっており、現在は、令和4年3月に改訂版が出されています。インフラ施設、道路、橋梁、上水道、公園のほかに、文化集会系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健福祉施設、行政系施設、公営住宅、その他に分類されています。その中で、先ほどの町営球技場はスポーツ・レクリエーション施設に分類されるわけですが、検討の仕方がスポーツ・レクリエーション施設の中で検討するのか、全体的に検討するのかで優先順位が変わってくるのかと思い、生活に密着したインフラ設備と、スポーツ施設ではどうしても生活に必要な不可欠なインフラ設備が優先されるのではないかと思います。そういった改修等の検討について、美里町公共施設等マネジメント計画の中でどのように検討されているのか、分類ごとに検討されるのか、全体に検討を進めているのかをお聞きします。

○議長（上田 孝君） 坂村総務課長。

○総務課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員と説明が重なる部分もあるかもしれませんが、美里町公共施設等マネジメント計画につきましては、次世代に継承可能な公共施設等を引き継ぐために、平成29年3月に策定し、令和4年3月に改訂を行っております。

現在、98の公共施設を対象に、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、「中長期的な視点から公共施設の総量や配置の見直し」「公共施設のライフサイクルコストの縮減」など、施設の最適化を検討するファシリティマネジメントを進めていくための基本方針を策定しております。

今後、人口減少や少子高齢化に伴う社会環境の大きな変化は、本町の公共施設を通じたサービス提供のあり方にも大きく影響を与えると予想されることから、単に公共施設の廃止や縮小を推進することではなく、予防保全の観点から公共施設をでき

るだけ長持ちさせるとともに、今後の人口構成や町民ニーズの変化に対応しながら、効果的・効率的な整備、管理運営を努めることで、今後も安心して効果的な行政サービスを計画的に提供するため策定いたしております。

議員お尋ねの、マネジメント計画の中で、どのように検討しているかにつきましては、現在、個々の施設ごとに施設の老朽度や安全性などから見たハード面や、施設の利用状況や運営状況から見たソフト面の2面から施設を相対的に継続・改善・見直し・廃止などの4つの区分に分類し、評価を行い、個別施設計画を策定しまして、今後の検討を行っております。

また、分類ごとに検討されるのかにつきましては、本計画では、施設を大きく庁舎や文化交流センターひびきなどの「町域施設」や、農村婦人の家や各地区の集会所等の「地域・コミュニティ施設」、また小中学校等の「学校教育系・子育て支援施設」と「公営住宅」の四つのカテゴリーに分類し、カテゴリー内で相対評価を行っております。

また、最後に、全体的に検討を進められているのかにつきましては、計画の基本目標であります総合管理の視点から検討をいたしております。

1点目が、本町が提供を担うべき公共サービスかどうかを見極めた上で、適正な規模を検討し、保有量の最適化を図っております。

2点目が、今後も町として保持していく必要があると認められた施設につきましては、災害に対する安全性の確保や計画的な修繕、改修による品質の保持と長寿命化を目指しまして、施設の有効活用を図っております。

3点目が、将来人口の見通しや地域特性、住民ニーズを踏まえながら、美里町に住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるように、また、町外の人からも住んでみたいと思えるような町にするため、まちづくりの視点を重視しまして、地域の将来像を見据えた公共施設等の再整備を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） はい、今の答弁の中でもお話がありましたように、美里町の公共施設等マネジメント計画の中では、各施設について、A・B・C・Dの4段階で評価が行われています。A評価「建物維持・機能継続」、B評価「建物見直し・機能は継続」、C評価「建物は維持・機能は見直し」、D評価「建物・機能共に廃止」という区分になっております。

前の質問で伺った町営球技場は、この評価でいくとD評価になっております。私もですね、個人的には町営球技場を再整備するならば、近くにあるカントリーパーク、今カントリーパークはテニスコートにはナイター設備がありますが、グラウン

ドにはナイター設備がありません。そちらにナイター設備をつくって、スポーツ施設の機能を集約してもいいのではないかと考えています。もちろん、町営球技場がなくなることによって地域の方々から様々な意見は出ると思いますが、何事も考え次第で、町営球技場がなくなるということは、あの場所に新しい何かができるスペースができるというふうにも考えられます。ほかにもD評価の施設が39施設あります。また、廃止や集約のほかにも、今ある施設の機能を見直す中で、例えば、現在、町内の学校の体育館には空調設備が付いておりません。今年の夏のような酷暑の中、グラウンドでの授業を避け、体育館で授業をすることもあったかと思います。

そこで、現在国の事業で、公立の小中学校の施設に空調を設置する際の補助が「3分の1」から「2分の1」へと引き上げられ、ただ、この補助には様々な要件があり、2分の1補助は、新設が条件であり、空調設置をする場合、当該建物に断熱性があることが要件のため、ない場合は空調設置と併せて断熱性確保のための工事も必要になってくるそうです。ただ、その場合も補助の対象になります。学校の授業で使うためだけにそこまで必要かという考えもあるかと思いますが、町内の砥用中学校と中央中学校にある総合体育館は、町の非常災害時の避難所に指定されています。地震はいつ起きるかわかりませんが、台風や水害などは夏場の暑い時期に起きることが多く想定されます。避難所においての住民の体調管理も、避難所運営の課題だと思われます。

このように一つの目的のためではなく、子どもたちの健康管理と災害時の住民の体調管理ということを考えればあってもいいのかなと思いますが、何分補助があったとしてもそれなりの金額がかかります。しかし、そこを踏まえても検討の議題としてはあってはいいいのかと考えます。

このように、今後、公共マネジメント計画にのっとり、今後積極的に検討し、集約、廃止などを進めていくべきではないでしょうか、お伺いします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町の町民一人当たりの施設保有量は、延べ床面積8.7平米と他市町村と比べても多く、また、人口も合併時から約4,000人余り減少し、今後も人口減少が進んでまいります。

そのような中で、このまま全ての施設を維持することは非常に厳しい状況にございますので、本計画では、今後の将来人口の見通しや投資的経費を勘案し、40年間で現在の施設総面積の30%削減を目標といたしております。

目標の達成には、各個別施設の評価結果に基づきまして、先ほど説明がありました相対評価、それから議員がおっしゃいましたその相対評価の中のランクのD評価、廃止等になりますが、そのランクのD評価とする施設の廃止に向けて検討を行って

いく必要がございます。

そのためには、町民の皆様への情報提供であったり、利用者の意見聴取等を行いながら、情報の共有や合意形成を図っていく必要がございます。

また、今議員がご提案されましたが、廃止した後にですね、そこにはスペースができるので、また新たな考え方ができるのではないかと、利用のですね、考え方ができるのではないかとというようなお話もございましたし、集約の面から、体育館の改修等の話もございました。そういったこともやはり住民の皆さんに、ただ壊すわけではなくて、どういう理由で壊すのか、あるいは壊した後にこういう使い方があるというようなそういった提案までしっかりできれば、ご理解もいただきやすいのではないかなと考えたところです。

今後も町の職員で構成します「美里町公共施設等マネジメント検討委員会」や、各団体の長で構成します「美里町公共施設等マネジメント推進委員会」におきまして、計画の推進と進捗状況の確認を行いながら、公共施設等の適正配置であったり、整備更新、あるいは廃止を今後進めていきたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 村崎君。

○1番（村崎公一君） このようなマネジメント計画があっても、今、町長からも答弁がありましたが、こういった検討会議等が若干分かりづらい部分もあるのではないのでしょうか。検討の段階から住民の方にオープンにして進めていくことが望ましいのではないのでしょうか。町が施設を持つということは、使用しようが使用しないでも、維持管理費はかかってきます。そして、どこかのタイミングで改修や撤去などを対応を取らなければならないわけです。もちろん、D評価になっているからと即廃止というわけにはいかないと思います。地域住民の皆さんにも十分に説明していく必要はあると思います。美里町公共施設等マネジメント計画の中でも謳ってある「次世代に継承可能な公共施設等を引き継いでいく」ため、これからも取り組んでいっていただきたいと思います。

私にはですね、町にやってもらいたい施策がほかにもあります。ただ、やってくれやってくればかりではなく、コスト意識を持って、今回の質問をさせていただきました。無くすことによっていろんな意見は出ると思いますが、新しい可能性も出てくるかもしれない、そういった思いでこれからも検討していただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、村崎公一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

明日6日、水曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後3時50分

第 2 号

1 2 月 6 日 (水)

令和5年第4回美里町議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月6日（水）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(3) 7番 濱 田 憲 治 議 員

(4) 6番 坂 田 竜 義 議 員

(5) 2番 平 野 保 弘 議 員

(6) 3番 吉 住 淳 一 議 員

2. 出席議員（10名）

1番 村 崎 公 一 君

2番 平 野 保 弘 君

3番 吉 住 淳 一 君

4番 隈 部 寛 君

5番 高 田 美千子 君

6番 坂 田 竜 義 君

7番 濱 田 憲 治 君

8番 福 田 秀 憲 君

9番 今 田 政 行 君

10番 上 田 孝 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町 長 上 田 泰 弘 君 副 町 長 吉 住 慎 二 君

教 育 長 宮 寄 幸 仁 君 総 務 課 長 坂 村 浩 君

美しい里創生課長 松 岡 征 二 君 税 務 課 長 島 田 昌 臣 君

住民生活課長 松 永 栄 作 君 福 祉 課 長 谷 口 信 也 君

健康保険課長 隈 部 尚 美 君 農 業 政 策 課 長 西 寺 清 君

森づくり推進課長 安 達 浩 一 君 建 設 課 長 富 永 英 司 君

上下水道課長 酒 井 博 文 君 会 計 課 長 中 川 利 加 君

学校教育課長 中 川 幸 生 君 社 会 教 育 課 長 長 井 一 浩 君

5. 事務局職員出席者

事 務 局 長 立 道 誠 君 書 記 野 田 ま や 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

一般質問の広報紙掲載のため、広報担当者、福田主査の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（上田 孝君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番、濱田憲治君の一般質問を行います。濱田憲治君。

○7番（濱田憲治君） 通告に従いまして、今回は2項目、地域振興について、高齢者支援についてお尋ねいたします。

熊本県では、菊陽町へのTSMCの進出や、その第2、第3工場建設の話があり、それに伴う関連企業の進出、また、交通網の整備など、県北を中心にこれから経済が動き出していく気配であります。県知事は、県内各地にその波及効果を生み出したいと話されており、県央地区の美里町へも、この波及効果がもたらすような環境を見い出したいという思いを込めて質問をいたしたいと思います。

まずはじめに、地域振興についてお尋ねします。

町道西山・下原線、町道馬場・西山線、町道堅志田・乙女線の接合交差点の改良計画はあるのかの質問でございます。

この交差点は、町道路線4本の接合交差点であり、5方向へ行き来する変則的な交差点であります。以前は町道馬場・西山線が堅志田地区から西山集落へ直線的に通行されていたものが、新しく甲佐町の船津地区から広域農道を熊本県が整備をされ、現在はそちらの道路が優先道路となり、西山集落からは一時停止が必要となった交差点でもあります。西山集落から堅志田方面へ向かう場合、以前のように一時停止がなく、通行できる状態に戻してほしいとの声を聞いたこともあります。また、甲佐町から堅志田方面へ通行される車両は、この交差点もスピードを落とすことなく通過されているのも多く見受けられます。

この交差点は、子どもたちの通学路でもあり、交通事故を心配していると地区からのご意見も聞いているところであります。

この交差点の改良を町は考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

議員ご質問の、町道西山・下原線、町道馬場・西山線、町道堅志田・乙女線が接

続する交差点の改良につきましては、地元から以前のように、西山集落に一時停止することなく通行できるようにしてほしいという要望が上がっていることは建設課でも承知をしております。

その要望につきましては、現在、建設課で工事を進めております。町道有安・西山線の終点はその交差点付近に接続をするため、どのような形で接続するのがよいかなどを3年ほど前から地元と協議をする中で、要望が上がったものでございます。

その後、設計図面を作成し、事前に用地がかかる地権者への用地買収の意思確認を行ったところ、用地買収が困難な土地などがあつたことや、その設計図面を基に警察署と事前協議などを行った結果、交差点の形状なども複雑となっているため、交差点の安全を確保するためには、優先となる道路を決める交通量調査などを実施する必要があるのではないかというような助言をいただいているところでございます。

現在、優先道路となっている町道堅志田・乙女線は、旧中央町時代に中央町と甲佐町をつなぐ基幹的な道路として、中央町と甲佐町で協議会をつくり、熊本県に要望をして平成11年から平成22年にかけて、広域農道として整備をされた道路であり、現在の交差点の形状につきましても、建設当時、地元と協議をして決まっているというふうに伺っております。

広域農道の整備にあたっては、接続する上益城広域農道（通称マミコウロード）を経由し、御船町や益城町などの熊本空港方面へのアクセス道路の役割が期待をされるなど、町が要望して整備をされた宇城地域、上益城地域を結ぶ重要な幹線道路でございますので、その機能が損なわれることがないように、慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

いずれにしましても、今後、新たな交差点を計画する上では、熊本県警察本部との交差点協議なども必要となってきますので、県警本部との協議した結果などを踏まえ、安全な交差点となるよう地元とも協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 今までの流れを課長さんのほうからお話をいただきました。町道有安・西山線の延長である交差点でもあるということで、いろいろ協議をされておりますけれども、答えはまだできていないかなと今感じたところであります。

例えば、宇城市、松橋町にある交差点、また、御船の大型ショッピングセンター付近に新しく設置された交差点で、名前がラウンド・アバウト、環状交差点をこの交差点に取り入れたならば、どの方向からも徐行し、その環状交差点へ進入するこ

とになり、スピードの抑制にもつながり、子どもたちの通行も、また安全面の向上にもつながるのではないかと個人的に思ったところです。この環状交差点は、一旦停止は不要で、中央部分の島部の外周に沿った環道を時計回りに進む仕組みであり、信号機もなく、進入する車は速度を落として流入するため、交通事故の抑制にもつながることなどメリットもあるとされております。

現在利用されていない旧町道と、周辺の土地の一部を活用するかたちで、この環状交差点を整備する考えも一つの検討材料と思いますが、執行部の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

ラウンド・アバウトにつきましては、平成26年に環状交差点の定義及びその交通方法が定められ、令和5年3月末時点で全国に155か所、熊本県においても議員おっしゃられたように、宇城市や御船町など5か所で導入をされております。

議員ご指摘のとおり、速度抑制や交錯ポイントの減少は事故の防止にもつながるという利点もございますが、一方では、交差点に進入する車線と円形の通路から出る車線の2車線が最低でも一方向に必要となるため、幅員が狭い道路では、交差点部の道路拡幅が必要になることや、交差点が円形となるため、交差点の敷地は通常より多くの用地が必要となることなどが考えられます。

今回の交差点改良でラウンド・アバウトを計画してみてもどうかというご提案でございますが、先ほどのメリット・デメリットなどを踏まえてですね、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） メリット・デメリットがあるという環状交差点であります。広い土地が必要ということではありますけれども、私が感じた御船町に設置されたこの交差点になりますと、そう大きくないような形でつくってあるようにも見えたところでもありますので、前向きに検討していただければと思ったところです。双方が安全に交差点に進入してもう、それがベストになるような形ができるということであれば、ぜひとも進めてもらいたいというような思いであります。

それでは、次に、町道西山・下原線の改良工事、幅員が狭く離合困難な箇所が多くあるというこの町道について、お尋ねをいたします。

この町道は、西山集落の方や陣の平の方々の生活道路であり、甲佐町へ行く道路としては一番近いルートになります。また、農家の車両も多くが行き来する道路でもあります。しかし幅員の狭いところが多く、道路脇の側溝にも蓋がされていない

ところも多くある路線でもあります。

西山地区の方で、甲佐町へ行くときは遠回りをされ、コンクリート会社前を通り、町道乙女線に出て向かわれる車両を多く見受けられるのが現状であります。

このように幅員が狭く、離合困難な町道西山・下原線の改良工事は考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 富永建設課長。

○建設課長（富永英司君） ご説明申し上げます。

町道西山・下原線の改良工事はどのように考えているのかというご質問でございますけれども、現在、具体的な改良計画はございません。町が新たに町道の改良工事を計画する場合は、地区からの要望を踏まえ、現在工事中の改良工事の進捗状況や車両等の通行量、工事をした場合の効果などを総合的に判断し、優先順位を付けて取り組んでいくことになります。

議員ご指摘のとおり、町道西山・下原線につきましては、狭いところでは幅員が3メートル程度と離合が困難な箇所があることについては、建設課でも把握をしているところでございます。

今後、地区からの改良の要望などが上がりました際には、どのような改良計画がよいのか、全面的な拡幅なのか、側溝に蓋などをして幅員を確保するのがよいのかなど、具体的な改良計画についてですね、地区と協議し、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、議員ご質問のこの町道西山・下原線でございますが、この路線にですね、隣接する農地、かなり広大な農地が広がっております。今後、農振除外がですねどうなるかということにもよりますが、この広大な農地におきましては、その農振除外が進めばですね、今後開発、工業用地等も含めて開発の可能性がある、そういう地域になってまいります。そういうことであれば、やはりこの西山・下原線、あるいはその広大な農地の中を通る町道大久保線、こういったところも含めて、一体的にやはり今後考えていく必要があるのではないかとというふうに考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 今、町長からも申されたとおり、可能性がある土地がいっぱいあるということで、農振除外を終わった後に工業団地等が建設も視野に入れているようなことも考えられるということでございます。

町道大久保線も、この町道大久保線は、もう軽トラ1台しか通れないような道で

もありますので、総合的な感覚で進めてもらいたいという気持ちは伝わっておりますけれども、できましたならば狭いところが多いですので、側溝の蓋だけでもまずは設置をしていただければ、通行される方が安心して通行できるんじゃないかなと思っておりますので、その点のところをご配慮いただければと思っております。

次に、町道馬場・西山線の宇城市、熊本市への接続道の整備促進について考え方はあるのか、お尋ねをいたします。

町道馬場・西山線の峠越えまでの改良工事について、平成25年に一般質問として取り上げてあります。当時、高速道路のスマートインターチェンジが城南町の豊田地区に建設される前の話であります。当時の議事録を閲覧しましたが、工事工区を1期分、2期分と分けて工事を進められ、現在の西山の堤までのところが第1工区で工事は完了されております。その当時、第2期工区、峠境まで区間約1,100メートルの改修工事を地元地区から要望等も行われております。要望を受けられ、役場は現地調査をした上で、路線計画、事業の採択要件等も踏まえたところで、十分に検討しなければならないと当時の建設課長が答弁をされております。

また、上田町長も財政も見据えながら、ここを改修することによって将来どのような効果が生まれるのかということも慎重に検討しながら、また、美里町だけの道路ではないので、隣接する自治体とも相談させていただきながら検討を進めてまいりたいと答弁をされております。

それから10年の歳月がたち、現在、城南スマートインターチェンジが建設をされ、一方、菊陽町へ台湾企業のTSMCが国レベルの誘致が実現し、現在工場建設がされており、今後、第2、第3工場の建設の話まで飛び交う状況になっております。近隣の自治体もこの波及効果で、関連企業の誘致であったり、規模を拡大される工場が新聞等で多く見受けられるようになっております。熊本県知事もその波及効果を県内全域に拡大していきたいと抱負を語られていますが、県央地区である宇城地域では、目立った波及効果はまだ見えない状況であります。これから城南スマートインターチェンジ周辺の農地に企業が進出し、県央地区への波及効果もそこを拠点に生まれる要素があるかもしれません。

そこで、熊本市に一番近い集落が西山地区であり、町道馬場・西山線の峠境を含め道路拡張ができるならば、美里町へも波及効果が生まれやすくなり、行き止まり地域である西山地区へも新しい宅地開発も望めたりするのではないのでしょうか。近隣の自治体と一緒に、熊本県への要望書を作成し、県央地域でありながら人口減少率が県内3番目である我が町にとってもプラス材料になる道路になり得る可能性があると考えます。

県への要望、整備促進を前向きに考えられないか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） ご質問の路線につきましては、旧中央町時代に旧豊野町や旧城南町との間に道路整備の話があったというふうに聞いております。

しかし、旧中央町側で一部用地交渉が難航し、拡張できない状態になったことや、事業採択の要件を満たさない等の条件が重なり、集落上の溜め池付近からの改良計画がとん挫したというふうに理解をいたしております。

確かに平成25年第2回の定例会では、検討を進める旨の答弁を行っております。しかしその後、平成25年、同年の第4回の定例会において、当時の経済建設常任委員会が現場を視察され、その後の委員長報告で、美里町にとってはメリットがあるが、熊本市、宇城市のメリットが少なく感じ、期成会に至るには相当厳しい。推移を見ながら期成会の設立ができればとの報告がっております。この委員長報告でもですね、わかりますように、美里町にはメリットがあるかもしれません。しかし、熊本市、宇城市のメリットがないということであれば、期成会の設立は非常に難しいと思いますし、最終的に熊本市、宇城市がその事業費を出すのではなくて、美里町が全ての事業費を負担しなければならないというような状況が生まれる可能性が、非常に大きいのではないかと考えております。

なお、内の浦集落上のため池、この内の浦ため池付近から、終点の頂上付近までの延長は約1,100メートル程度であり、片側一車線で改良した場合、これはあくまで概算になりますが、美里町側だけで7～10億の工事費が見込まれます。

今後は、水道事業に多大な予算が必要となってきますし、その先には宅地整備や工業用地の整備等も必要となってくる可能性もございます。

そのような状況でありますので、現時点で町が主体となって事業を進めていくというものは、非常に難しいと考えているところでございます。

もし仮に、道路改良を進め、新たな道路を建設した場合であっても、つながる先は、田口橋に至る農免農道となり、中央庁舎から城南スマートインターチェンジ、御船インターチェンジに向かう場合を想定しても、国道218号から県道小川嘉島線を通して城南スマートインターチェンジ、町道乙女線から堅志田・船津線、県道今吉の交差点、それから広域農道（マミコウロード）を通して御船インターチェンジに行く現状のルートと比較してみても、大きな有利性はないのではないかと考えているところでございます。

議員がおっしゃいますように、県への要望ということではありますが、県への要望を行ってはみます。しかしながら、今申し上げましたように、大きな有利性が出ないということになればですね、県からの回答というものも非常に厳しいものになるのではないかと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） なかなか厳しい感じがする新しい道というふうに私も思っております。熊本県への要望というかたちで、おつなぎだけでもしていったら、それが形になる可能性もあるというところからやっていただければと思っているところでございます。いずれにしても、複数の道があるというところで、町負担でするのは大きい金額がかかるということでもありますので、現況も踏まえてこれからを見守っていききたいと思ったところであります。

それでは次に、農業振興地域の全体見直しについて、どのようなスケジュールを計画をされているのかについて、お尋ねをします。

農業振興地域整備計画の変更には、全体見直し、個別見直しがあり、美里町では令和6年に全体見直しとなっております。そのため、令和5年度では、全体見直しにかかる基礎調査の委託業務を実施されております。この基礎調査を基に、令和6年度全体見直しがされることとなりますが、令和6年度どのようなスケジュールを計画されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

農業振興地域整備計画の全体見直しにつきましては、議員おっしゃられましたとおり令和6年度に予定しており、今年度、令和5年度に全体見直しに関わる基礎調査を業務委託しているところでございます。

業務の内容といたしましては、6業務ございまして、

まず1業務目が、農用地区域の地番データ一覧表を作成する業務。

2業務目といたしまして、土地マスターと農用地リストを突合、及び地番図データと農用地リストの突合を行う業務。

3業務目といたしまして、地目ごとに土地利用現況図データを作成する業務。

4業務目といたしまして、除外や編入予定地の抽出を行いまして、既存の農業振興地域全体において、除外対象となりうる場所を航空写真等によりまして、判読及び抽出し、また、編入につきましては、農家が希望されました場所の地番一覧と図面を整理し、判定の基礎資料等を作成する業務がございまして、

それから5番目の業務といたしまして、抽出した除外予定地の現地確認及び写真撮影を行いまして、除外の判断基準及び根拠法令に基づきまして調査する業務。

6業務目が、農用地区域の除外及び編入見直しを行うため、航空写真等を用いまして、耕作放棄地や農業生産基盤整備受益者などを取り込んだ土地利用全体変更図計画を作成する業務がございまして、

現在、4業務目の除外・編入予定地の抽出業務まで完了している状況でござい

す。

本来でありますと、5業務目の除外予定地の現地調査を行う筆数を、当初設計では1,000筆と見込んでおりましたが、4業務目の完了時点で1,000筆を上回っている状況でございます。

今後、5業務目の現地確認業務で除外予定地の筆数の増加を見込んでおきまして、また、追加業務のほうも予定しているため、今回の補正予算におきまして、補正予算（第7号）におきまして、増額の補正を計上しているところでございます。

令和6年度の事業スケジュールといたしましては、基礎調査、基礎資料の確定を行い、その後、整備計画書（案）の作成、素案協議を行いまして、整備計画書（案）の確定をした後、県への事前協議を令和6年12月に予定しております。

その後、令和7年2月に開催予定の熊本県農振審議会に提出し、同意後、公告・縦覧を行いまして、令和7年4月に法定協議を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 課長の説明でありましたとおり、今年が基礎調査の年ということで、令和5年度の当初予算に委託料を組まれまして、1業務から6業務まで業者に委託しているという説明でありました。

この基礎調査は、おおむね5年ごとに行うものとされておりますが、私の記憶の中では、美里町になって初めての基礎調査ではないかと思えます。

令和5年度の当初予算では550万円が予算化され、この定例会において、補正予算額として333万9,000円の増額計上をされております。委託業務で抽出した除外予定地1,000筆と想定しておられましたけれども、筆数の増加と追加業務を予定して増額補正をされているという説明でありました。町全体での除外予定地1,000筆は少ない数字かもしれませんが、年々耕作者が少なくなり、耕作放棄地の増加も加速する中、農業を守る農業振興地域でございますが、バランスの取れた地目にしていくのもまちづくりの一つの考え方ではあると思えます。

令和6年度の見直しが美里町にとって、よりよい方向性になればと願いつつ、次の質問に入りたいと思えます。

次に、中央北地区の上水道給水地域の農業振興地域の農振除外の計画はあるのかについて、お尋ねをいたします。

町の喫緊の課題は、人口減少であります。この課題解決の一つの手段として、中央北地区の上水道整備計画が始まっております。町長はこの上水道の整備は、未来への投資であると言われ、10年間で約30億の予算を使い整備をされる計画であります。

その上水道給水範囲で、農振農用地が多くあり、給水地域の農振除外を進めない
と住宅も工場建設もできない現状であり、菊陽町付近の自治体では、多くの農地が
新しく新設される工場建設用地へと変わりつつあります。美里町においても、中央
北地区の上水道整備給水地域の農振除外は、給水整備事業と並行し、手続きを進め
る必要があると思いますが、今後、この給水区域の農振除外の計画はあるのか、お
尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 中央北地区の上水道給水地域の農業振興地域の農振除外の計画
はあるのかというご質問でございます。

中央北地区の地域は、熊本市内及びその周辺部からは決して遠い距離ではござい
ません。その中央北地区に簡易水道を整備することは住宅整備のきっかけをつくり、
町内の若い世代の転出による人口減少の軽減や、町外からの移住定住促進及び企業
誘致につながる重要施策と位置づけているところでございます。

しかし、それらの施策を実行するためには、少なくとも中央北地区の新たな給水
区域内において、確実に農振除外を達成する必要があると考えており、そのために
は二つの課題をクリアしなければならないというふうに考えてございます。

まず、一つ目は、令和6年度に予定しております農振の全体見直しによりまして、
農業の振興を図るべき地域を明らかにし、できるだけ農用地区域をコンパクト化す
ること。

そして、二つ目は、農振法に対抗する法律を掲げ、農振法の縛りを緩和してい
ただくことであります。

例えば、急速に過疎化が進む本町におきましては、過疎地域の持続的発展の支援
に関する特別措置法等を活用し、農用地区域からの除外要件の大幅な緩和を、国や
県に積極的に要望していきたいと考えているところでございますので、議員の皆様
方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 給水区域の農振の除外を確実に行っていきたいという町長の答
弁であります。そのために、二つの要件があるということで、国・県をとおして、
美里町が美里町であり続けるためには、この給水区域に住宅が建っていくというの
が一番大きなメリットになると私も思っておりますので、給水区域内の農振除外に
ついては、町が本腰になって取り組んでいただきたいというところであります。

次に移ります。

移住定住促進のために、耕作放棄地を活用した制度を創出できないか。農地付定
住促進対策について、お尋ねします。

人口減少が喫緊の課題である美里町にとって、移住定住の制度は今後大いに期待する制度であります。町では耕作放棄地が年々増加しております。耕作放棄地の樹木が大きくなり、近隣の耕作地で日が当たらない問題や、鳥獣の住みかなどもなり、農作物の被害にもつながっております。

このように問題が多くある耕作放棄地を、土地の所有者に相談し、無償で借り受ける制度をつくり、仕事をリタイアされた方や若い方々が農業や家庭菜園を始めたという方に無償で貸し出し、空き家バンクと連携し、農地付空き家バンクとする制度になれば、空き家バンクの登録の増加や興味がある方が増え、移住定住の促進にもつながるのではないのでしょうか。

農家も減少し、すぐ後継者もない農地が今後も多く発生する中で、試験的にで大丈夫ですが、地域を限定し、農業委員会とも連携をし、農地バンク美里式の制度をつくり、耕作放棄地解消と移住定住を促進する事業ができないか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 現在、本町におきましては、移住定住促進のため、空き家バンク事業を行っております。最近の傾向といたしまして、所有者から登記地目が田・畑になっている土地も空き家と一緒に手放したいとの相談が増えております。また、移住相談においても、家庭菜園ができるような物件へのニーズもあるため、空き家の紹介の際にも農地付空き家として紹介しているところでございます。

そのような中、移住定住をしようとする方が農地を取得される場合は、農地法第3条による許可を農業委員会から受ける必要がございます。

農地法第3条では、農地を取得しようとする個人への許可の要件として「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」、そして「地域との調和要件」という三つの要件がございます。これらの要件をクリアし、移住定住希望者が、家庭菜園程度の農地を耕作したいということであれば、面積の小さな農地でも、農業委員会の許可を得て農業ができるようになりました。

また、現在、熊本県には熊本県農業公社、通称「農地バンク」という機関があり、県内の農地を処分したい人と農地を増やしたい人とのマッチングを行っております。しかしながら、本町におきましては、地理的要因や耕作条件等を含めて、応募条件が厳しい面があり、なかなかマッチングに至っていないというような現状でございます。

そのような状況も鑑み、議員もおっしゃいましたが、農地バンク美里式とおっしゃいましたが、新たに美里町版農地バンク、このような制度ができれば、町内の農地を貸したい・売りたい人の農地リストを作成し、移住定住される方に情報を提供

することで耕作放棄地も含め、農地の賃貸や売買を促進することができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

今後、そのような制度が創設できるかどうか、また、ちゃんとしたニーズが生まれるかどうか、そういったことを総合的に考えまして検討を進めていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 熊本県にも農地バンク制度がありますけども、町長言われたとおり、なかなかマッチングができない現状であるということで、美里独自の農地バンクができるならばよりよいことで、耕作放棄地の解消等にもつながっていくのではないかなと今感じたところです。総合的に検討していきたいというふうに申されましたので、農業委員会も一緒になって研究をしていただければというふうに思ったところであります。

最後に、高齢者支援について、お尋ねをいたします。

買い物難民対策について、今後どのように支援策を考えておられるのか、お尋ねをします。

高齢者支援の一環の中で、外出が困難な高齢者の買い物支援について、お尋ねをいたします。

運転免許証の返納、地域に店舗がない、一人暮らしの高齢者増加など、高齢者が自力で買い物ができない現状がございます。これまで移動販売車や美里バスを利用するかたちでの買い物支援の質問はありましたが、今回の質問では、外出はできるのだが、店舗までは遠く、自力では行けない方に、買い物に連れて行ってもいいという善意の住民がおられ、その善意をシステム化し、双方が安心して気兼ねなく買い物に行ける支援策を考えてみてはどうかという視点であります。買い物支援をしてもよいという善意ある方の登録をし、支援を受けたい高齢者を把握し、お互いが気兼ねしないパートナーとなる仕組みをつくり、月数回の外出計画を立て、店舗に出向いて自ら食品などを選び、そして行き帰りの会話など、日頃自宅だけの生活から外出する喜びも生まれ、また、次回の外出日まで待ち遠しくなることにもつながり、生きがいつくりにもなるのではないのでしょうか。

ボランティアの方は、自分の車で一緒に出掛けられることになりまして、費やす時間やガソリン代の費用もあることから、依頼される高齢者が一部を受益者負担とし、残りを町が支援する仕組み、地域通貨などを活用するかたちでのやり方も考えられるのではないのでしょうか。

このようなかたちでの高齢者の買い物支援策を、今後進めていくことができないか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本町の高齢化率は、本年１０月末で４７．７％と県内でも上位に位置しており、高齢者の方々の中には、買い物に出かける行為が困難になっている方もいらっしゃいます。このことは大きな課題と受け止めているところであります。

このような実情を踏まえ、本町におきましては、厚生労働省が所管する地域づくり加速化事業に対し、買い物に対する移動支援、これを課題に掲げて採択を受けたところでございます。

なお、この取り組みにおきまして、現在の買い物支援の買い物代行に加え、生活支援ボランティアの車両に利用者が同乗し、町内の商店等で利用者自身が買い物できるような仕組みづくりができればと考えているところでございます。

今後の事業展開に向けて、ご協力いただける生活支援ボランティアの確保、安全運転等の講座受講要件や、活動する際の保険関係の確認等を行った上で、令和６年度中にモデル事業を行い、令和７年度からの本格的な事業展開を計画しているところでございます。

併せて、これまでも様々な場面で議論がありました公共交通網やＩＣＴ・ドローン技術等の活用方策等、引き続き、関係各課における検討等が必要であると考えておりますし、現在、国において議論が再燃しておりますライドシェアの方向性にも注視しているところでございます。

今後、様々な手段や方法が誕生してくると思われれます。本町において、何が最善かを見極めてまいりたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○７番（濱田憲治君） 目線を変えたところで今回提案をして、町もそれに合うような何か制度があるということで、移動手段支援ということで受けておられるということでありました。利用者が自分の手で取って、買い物をして、それを食するというのが一番ベストな形になると思いますので、この生活支援ボランティア、地域の方々が多く興味を持っていただいて、そしてボランティアに積極的に参加をされることにより、高齢者の支援ができていくなれば、高齢化率が高い美里町においてもうれしいことにつながっていくのではないかなと思ったところであります。

以上で、私の通告しておりました質問を終わりたいと思います。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、濱田憲治君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を１１時ちょうどいたします。

—————○—————

休憩 午前１０時４６分

再開 午前 11 時 00 分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、6 番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○6 番（坂田竜義君） 6 番、坂田竜義でございます。通告に従いまして 4 項目、ちょっと声変わりしておりますので、お聞き苦しいかもしれませんが。

1 点目は、町職員の採用に係る課題について、2 点目が中山間地農業振興、3 点目が子宮頸がんワクチン接種後の副反応について、4 点目が空き家特措法の改正と町の対応について、お尋ねをいたします。

まず、町職員の採用に係る課題について。

昨日、1 番議員のほうからかなり実態についてはお尋ねがっておりますので、できるだけ重複をしないようなかたちでお尋ねをいたします。

動機も少し一致した点がございました。なぜこういう質問をするかと言うと、いろいろ町を回っておりますと、最近、町職員は本町出身の人の採用が少ないんじゃないかなという声ですね、いろいろ聞こえてまいります。

そういうところで、これはもう今かなり制度、法制が変わりまして、どこの住所の人も受けられますし、美里町の居住の人も他の自治体を受けることもありますし、現にそういう通って仕事をしておられるわけございまして、そういう実態の中で、この 10 年間の職員採用での町内出身者と町外者の状況ですね、はどうなっているのかをまずお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） この 10 年間の、平成 26 年から令和 5 年、本年 9 月までの職員採用試験の状況について、説明をさせていただきます。

平成 26 年は職員採用試験を実施しておりませんので、これから申し上げます数字は、平成 27 年以降のものとなります。この期間内の町内・町外の内訳につきましては、町内出身者の応募が 94 名、うち合格者が 24 名で、合格率は 25.5%。町外出身者の応募は 187 名、うち合格者が 35 名で、合格率は 18.7%となっております。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6 番（坂田竜義君） 今の数字を聞く限りでは、10 年間で町外よりは町内のほうが多い数字になってますね、一応。それはそれでいいんですが、最近特に、昨年でしたか、8 名うち 8 名全員が町外というのがありましたですね。そういうここ直近の状況を見聞きして言われる方もおられるところでございます。

そこで2点目ですが、これちょっと今実際、町内出身者が少ないのはなぜかということでお尋ねなんです、10年間の数字はその通りですね。この直近、最近の中では私の記憶でも、町外の出身者のほうが多いように思われますが、その辺りはどうなっておりますでしょうか。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

先ほどご説明申し上げました合格率で申し上げますと、町内出身者の合格率が高いという数字が出ておりますが、単純に合格者を比較した場合は、10年間で町内出身者が24名、町外出身者の合格者が35名ということですので、合格者の数からいくと町外出身者のほうが多いということになります。

それを踏まえまして、町内出身者の合格者が少ないのはなぜかというご質問ですけども、ただいま申し上げましたとおり、10年間で町内出身の合格者は24名ということでございますけども、職員採用試験に合格をするためには、まず一次試験におきまして教養試験、それから適性試験、専門職にあつては専門試験の基準点をクリアしなければなりません。次に、一次試験合格者を対象に二次試験を行います。作文試験、個別面接試験、集団面接試験または集団討論試験を行います。この二次試験に合格した者が最終的な合格者ということになります。

このように試験の合格者は、試験の結果に基づくものでありますので、この場で町内出身の合格者の数の評価というのは控えさせていただきたいと思いますが、ここで注目していただきたいのは、先ほど説明いたしましたように、町内出身者の出身の応募者が少ないということ、それから合格率で見ると、町内出身者の合格率が町外出身者の合格率よりも高いということです。町内出身者の応募が少ないということには注目すべきだろうというふうに思います。

ここで、なぜ町内出身者の応募が少ないかという要因を考えてみますと、様々なことが考えられると思います。

一番は、少子化による影響ではないかと考えております。新卒で試験を受ける18歳及び22歳の本町の人口を見てみますと、平成27年の163人に対しまして、令和5年は132人と約2割減少をいたしております。

次に要因として考えられますのは、昨今の公務員離れの要因として上げられております年功序列による終身雇用制度、これも関係しているのではないかとというふうに考えております。今の若者は、年功序列の終身雇用よりも成果主義、あるいは能力主義にメリットを感じている人が多くなっているのではないかとというふうに思っております。

また、中学校を卒業し、熊本市内の高校に通う生徒が増えていること。大学に進

学する割合も以前よりも増え、公務員や民間を問わず、その地で就職を考える学生が増えているのではないかというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 11月の、これは21日ですかね、熊日に大きく取り上げられてまして、最近の熊本県職員、あるいは市職員の受験者が非常に減っているというような記事でございます。熊本市におきましては、10年前と比べて公募者が半分になっていると、熊本県職員についても4割減という実態で、非常に受ける人が少なくなっているというのが出ております。

3番目の質問で、能力の実証では、公務員の専門学校の出身者が有利かというお尋ねをしておりますが、実態を聞くと、高校でもそういう公務員向けのカリキュラムを組んでいる高校、あるいは大学でもそうですけども、そういうところが非常に今増えていると、専門学校に行かなくても直で対策をされているという話も聞きますし、高校、大学行きながら専門学校にも行って、ダブルで学校に行っているという話も聞きまして、非常に実態がいろいろ分かれているんじゃないかというふうに思います。

とにかく今、専門、実態はお答えしていただければ結構なんですけども能力の実証で、公務員の専門学校の人が有利になっているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） 能力の実証では公務員専門学校出身者が有利かというご質問でございますけども、一般論で申し上げますと、公務員専門学校は、専門的な試験対策を行いますので、公務員専門学校の出身者が公務員採用試験の知識を幅広く有していると推測をいたしております。

ただいま議員おっしゃいましたように、昨今、高校や大学のカリキュラムの中で、公務員試験の対策を行うところもあります。

また、本町では、公務員試験に向けた準備をしていない民間企業志望者でも受験しやすい教養試験を採用しております。専門的な勉強をしていない人でも応募しやすい環境を整えているところでございます。

また、二次試験におきましても、個別面接に加え、集団面接試験または集団討論試験を行っておりますので、合格する機会につきましては、公務員専門学校出身者とそうでない者では差はないというふうに考えております。

また、能力の実証ではということにつきましては、職務遂行能力は、職員個々のスキルによるものだと考えておりますので、公務員専門学校出身者とそれ以外の者とを比較するのは、適当ではないというふうに考えております。

入庁後の職務遂行能力の向上につきましては、町内出身、町外出身を問わず、全職員等しく研修を行うなど、あらゆる機会を通じて、職務能力の向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） わかりました。

なぜそういう質問をしたかと言いますと、要するに、専門学校におきましては、ちょっと聞くところでは、とにかく五者択一の五者択一、適性試験なら適性試験を徹底的に指導するもんだから、そこにやっぱり適性試験は長期に反復でやったほうが有利ですから、それを徹底的に教え込まれますと非常にそれは点数が高くなるのは普通だと思います。そのペーパーテストでよくても、実際、仕事場に配置されてですね、実際、住民とのやり取りとか、いろんな職場の人間関係とかいろいろ含めて、ペーパーテストでは十分に通ったけれども、よかったけれども、実際仕事ができなくて、いろいろはっきり言って処分を受けた人もおられるわけですね。ですからその辺りの見極めっていうのは非常にやっぱり難しいというふうに思います、誰がやっても難しいなと思いますけれど、最近では、先ほど副町長がちょっと言われましたが、宇城市辺りではもう、通常の試験だけでなくですね、試験の内容とか実施時期を見直して、とにかく民間企業の採用試験で一般的に用いられている適性試験を導入をしてですね、非常にそこに重きを置いて試験をしていると、こういう内容に聞いております。八代市とかほかの自治体でも、そういう適性試験を重視したですね試験をやって、必ずしも法律などの専門知識がなくても、前後の理解とか論理的思考といった基礎的能力を中心に切り替えて、受験者が倍増したという、これ八代市の例が出ております。

そういうことで、県も総合土木職の関係では、適性試験を導入して、少しやり方を変えて技術職の確保をしていると、こういうことでございますが、要するに、本町におきましても通常の市町村の共同試験からずっと、昨日一連の手続きについて説明がございましたけれども、あと面接試験も総合討論とかやっているということですが、今ここで八代市とか宇城市でやっておるようなことは、既に本町でやっているということでしょうか、お尋ねします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

県内の自治体の状況というのは、詳しく私のほうも存じておりませんが、全国的に見ますと、教養試験そのものを廃止をしているという自治体もあるように伺っております。

本町におきましては、先ほど説明いたしましたけれども、民間企業志望者でも受験しやすい教養試験を採用していますということですが、これは教養試験には変わりはありません。ただ、設問の数であったり、受験の時間、試験の時間であったりというのが、以前の教養試験と比べて短縮されているということになるかと思いますので、八代市が行っているようなこととはまた少し変わってまいりますけれども、また、他の自治体ではプレゼンテーションの試験をやるという自治体もありますので、今後、能力ある職員の確保という意味では、いろんな検討がまた必要になってくるのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） なるだけ、非常に今、試験の方法も変わってきておりますので、そういう流れをじっくり把握していただいて、適正な対応していただきたいというふうに思います。

4点目の住民税と町外者についての認識についてですが、非常にこれはどこに住もうがですね、職員はどこに住もうがどこから通おうが自由で何も拘束はされませんけれども、一般論、町民感情としてですね、役場職員はやっぱり町内に住む、あるいは住民票を置いて、住民税は払うべきじゃないかという、これは一般論ですよ。だから強制も何もできませんので。そういう点について、前から聞いているのは、できるだけ採用試験のときにですね、できるだけ町内に住むようになっていうことを言っているという話も聞いたこともございますが、最近では、この辺りについてはどうされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 吉住副町長。

○副町長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

あのう町外在住、まあ出身の職員が採用試験を受けた場合につきましては、二次試験においてですね、町内に住むことが可能かという問い合わせをする場合もございますが、必ずしも全員そういう投げかけをしていることではございません。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） まあ例えばですね、大学に通学する人で、実際、熊本市に住んでも住民票は町内に残しているとかですね、そういう実態もいろいろ聞きますので、どこか切り口を決めて住民票だけでも移してもらうとかですね、それは難しいかもしれませんが、できるだけその、基本的にはやっぱり役場職員は町内に住んで、住民税を払うようにですね、執行部としても努力をしていただきたいと、このように思います。

次に、社会人枠というのがございます。一定、受験するときには年齢が何歳までということで限られるのは普通ですけども、そういうほかの自治体で例えば公務員をしていた、公務員と類似の能力の実証ができる人で、途中で辞めて帰ってきたという方がおられるとすれば、そういった人を例えばもう社会人枠ですね、それは多くはできんにしても、町内に住んでいるわけですから、そういうこともですね、考えてはどうかということ、これはもう答えはいりません。ということで、申し上げておきたいと思います。

続きまして、この大きな２点目の中山間地の農業の振興ということでお尋ねをいたします。

なぜこの時期にということで質問するかと言いますと、この今年の６月にですね、ここにこれだけでも十何ページあるんですが、農水省が食料・農業・農村政策の新たな展開方向ということをごをここでまとめております。そして、今年の８月には農水省内に三つの委員会というか会議を設置をしております、食料供給が減少した場合の対策とか、三つの会議を設置して議論をした結果ですね、今年の先月１１月に農業基本法の、これは農政の憲法と言われます農業基本法の抜本見直しについての、これは農水省の有識者会議の答申というのが出されました。そのこれは９月の１１日です。農水省有識者会議の答申を受けて、来年の通常国会にこの法改正を提案すると、こういう流れに今なっておるところでございます。これは農政の憲法の２５年ぶりの改正ということで、大きな流れになってございます。

ポイントも幾つもありますが、いちいち申し上げますと時間が足りませんので、一つは、食料危機時に生産転換や流通不足を指示する体制の検討とかですね、４項目にわたって有識者会議の答申というのが出されているわけでございます。

また、いろんな九州の九州農業レポートというのが毎年公表されます、農政局からですね。これも内容は概略申し上げますけれども、食品の輸出の関連とかですね、統計的な数字が出ておまして、前年比で３４％増えた、１，１０８億円ということで出されておりますし、今度のいろんなその２１年８月の大雨の被害とか、九州を中心に８５０億円の被害が出た。気候変動への対応を特集した記事も出されておりますし、有機農業を地域上げて取り組んでいる南阿蘇村とか山都町を例示してですね、具体的にそういう方法を示しているところがございます。

そういうところでお尋ねですが、耕作放棄地、先ほども若干出ましたけれども、１０年前と比べてどうなっているのかですね。一応あの、お米の会議とかいろんな農業政策課の関係の会議で資料は示されておまして、今の耕地面積の半分が耕作放棄地ですよという数字を見たことがございます。それはそういう数字も聞いたことがございますので、１０年間のこの耕作放棄地の実態、それをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

耕作放棄地の面積につきましては、農業委員会で毎年度８月から９月にかけて、農地がどのような状況かを調査する農地利用状況調査を実施しております。その調査の中で、荒廃した農地の面積について把握を行っております。荒廃農地とは、草刈りを行えば耕作可能となる農地、また重機等を使用して整備すれば耕作が可能となる農地をＡ分類、森林・原野化している農地を復元して利用することが困難な農地をＢ分類として集計しております。

約１０年前の調査結果によりますと、荒廃農地の面積は４５７．３ヘクタールで、内訳としましては、Ａ分類が１０１．２ヘクタール、Ｂ分類が３５６．１ヘクタールとなっております。

直近、令和４年度の調査結果によりますと、若干分類方法が変わっておりますが、約１０年前の調査結果と分類を合わせますと、荒廃農地の面積につきましては５５３．１ヘクタールで、内訳としましては、Ａ分類は１５０．１ヘクタール、Ｂ分類が４０３．０ヘクタールとなっており、比較いたしますと９５．８ヘクタールで、内訳としましては、Ａ分類が４８．９ヘクタール、Ｂ分類が４６．９ヘクタール増加している結果となっております。

農業政策課での耕作放棄地への対応と、対策としましては、所有者に今後の農地利用の意向確認や地域の農業委員会、農地利用最適化推進委員と連絡して、農地を増やしたい人への貸し借りや売買の斡旋、及び熊本県農業公社を通した貸し借りや売買の斡旋を実施しております。

また、県の耕作放棄地解消事業などの補助事業を活用いたしまして、耕作放棄地の解消に取り組んでおるところでございます。

しかしながら、耕作者の高齢化や後継者不足の問題もありまして、今後も耕作放棄地は増加していくことが予想されております。地域で守るべき農地とそれ以外の農地を明確化し、また、Ｂ分類と判断された再生困難である農地につきましては、現況を確認の上、農地でない地目に変更していく非農地判断を推進していきたいと考えているところでございます。

併せまして、荒廃農地の発生防止策といたしましては、中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの、日本型直接支払制度を活用した地域での農地の保全や、営農継続を促し、荒廃農地の発生防止や再生に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） えっと、今知った中では、とにかく荒廃農地の中で、いわゆる今言われました非農地、非農地というのはもう回復困難というか、手を入れても農地に返らんようなところが多いと思いますし、その非農地に分類されるようなところは、もう最初から分母の耕作放棄地から除くべきだと私は思うとですよ。それを除いてAだBだというふうに決めたほうがよくはないかなと、このように思いますので、まあそれは課題として認識していただきたいと思います。

それから、次に移りますが、最初に言うのを忘れておりましたが、先日、お米の食味コンクールというのがございまして、新聞にも12月1日に載りました。本当に私があて職で実行委員長をさせていただいておりますが、機械も変わったかもしれませんが、すごい高得点ですね、竹の迫の宮田さんという人、85点、九州では87点になりまして、すごい高得点の人がずらっと出ているわけでございます。

多良木で行いました九州大会、11月26日ですか、この結果も新聞に載っておりますが、いわゆる機械検定した部分については4位でしたけれども、いわゆる食味、食味鑑定士等が実際に食べて鑑定する結果ではですね、1位になっているわけですね。ですから名実ともに美里の米は九州で一番というのが実証されたわけです。ですからいろんなふるさと納税の返礼品をはじめとしてですね、いろんな波及効果が出てまいりますし、町もとんとそれは九州で一番おいしい米だということを、広報を通じていろんな場でですね、宣伝していただきたいというふうに思います。そしてお米が少しでも高く売れるように、販売額が高く売れるように、あのうぜひ努力をお願いしたいと思っております。

そういうことで、次の特産物の作付けですね、これが販売額がどうなっているか、10年前を比べてどうなっているかをお尋ねいたします。

かぼちゃとか、10年前はアスパラガスとかですね、いろんなメロンとか特産でございました。非常に今、現実的にはその辺りがどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

現在の指定振興作物、特産物でございますけれども、それには振興野菜といたしまして5品目「アスパラガス、スティックセニョール、スナップエンドウ、島らっきょう、ショウガ」、それから振興果樹といたしまして6品目「柿、栗、銀杏、金柑、梅、柚子」、それから工芸作物として1品目「お茶」でございます、の計12品目を指定しております。

また、10年前の指定振興作物につきましては、振興野菜につきまして4品目

「フルーツ玉ねぎ、アスパラガス、こんにゃく、スティックセニョール（ブロッコリー）」、それから振興山菜といたしまして2品目「こごみ、たらの芽」でございます。それから振興果樹といたしまして7品目「柿、栗、銀杏、金柑、いちじく、梅、柚子」、それから工芸作物として1品目「お茶」でございます、の合計の14品目を指定しておりました。

この中で、主要品目でありますアスパラガスにつきましては、10年前の作付面積が約10ヘクタールであり、販売金額におきましては約1億5,000万円ほどありましたが、直近の令和4年度になりますけれども、の作付面積が約2ヘクタールであり、販売金額につきましては約4,100万円程度となっております。農業者の高齢化による離農などによりまして、栽培農家数も減少していることから、作付面積、販売金額についても大きく減少している現状となっております。

続きまして、柚子につきましては、ゆず部会の活動が盛んでございまして、毎年度、苗木の注文があつておるところでございます。このため作付面積も大きく増加しているところでございます。現在、ゆず部会の会員で栽培している柚子の本数につきましては、1万本を超えている状況でございます。

それからお茶につきましては、販売価格の低迷が続いていることなどによりまして、栽培面積も縮小され、その他の作物、高収益作物などにですね転換される傾向があるのが現状でございます。

なお、指定振興作物、特産物とは別になりますけれども、新規振興作物といたしまして推進しております美里カボチャにつきましては、10年前の作付面積が約7ヘクタールでありまして、販売金額につきましては1,600万円ほどございましたが、令和4年度、昨年でございますけれども、につきましては作付面積が約4ヘクタールであり、販売金額につきましては700万円程度となっております状況でございます。

新規振興作物につきましても、指定振興作物同様にですね、農業者の高齢化による離農などによりまして減少している状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 随分やっぱりアスパラとか減っておりますですね。メロンはちょっと今言われなかったけど、メロンもかなり減っておるかなというふう思っております。

町の振興計画で見えますと、特産物に対しては補助金が3年間で270万というのが出ておりましたが、1年にすると90万ですかね、そういうことになっておりますが、特産物については、とりわけやっぱりもう少し補助金を増やしてでもで

すね、やっぱり奨励をして、やっぱり作付面積、販売価格ともに増えるように、ぜひ計画を検討いただきたいというふうに思っております。

柚子の関係、4番目、ちょっと課長のほうから今ございましたけれども、先日あのう大きくですね12月の2日ですか、新聞に載りました。38戸で6ヘクタールですか、ということで100トンの出荷を見込んでいると、こういうことで記事が出されておまして、今後、柚子の見通しについてどうなるのか、お尋ねをいたします。

併せて、結局その付加価値を付けてですね、例えばポン酢とか、あるいはマーマレードとか、そういう加工して出したほうが利益が上がるのは当然ですね。そういうことで、そのまま成果物を出すのではなくて、加工して出すような今後の仕組みというか、そういう点についてのお考えはどうなっているか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

柚子につきましては、指定振興作物として指定し、柚子の苗木代を農業の特産物振興補助金で交付している状況もございまして、作付面積も増加傾向でございます。

ゆず部会は、平成22年にですね設立をされまして、現在、28名の会員で技術指導員及び栽培経験者を中心にいたしまして、栽培講習会や現地検討会を開催されております。栽培技術や秀品率の向上など、精力的にですね栽培及び管理され、販売につきましては、ゆず部会の会員が生果のまま、全て持ち寄られまして、出荷されている状況でございます。

出荷した柚子につきましては、仲買業者が出荷し、加工業者が飲料や化粧品及びゆず胡椒などの原料として利用されているとお聞きしているところでございます。

柚子は加工品が適した農産物というふうに、町としても考えております。

本町におきましてもですね、6次産業化を推進していきたいと思っているところでございますが、個人や一つの法人で取り組むには、多額の初期投資が必要となっておりまして、その点、大変難しい部分もございまして、関係機関や地域等が連携してネットワークした流通体制を、まずは構築する必要があるというふうに現在思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） はい、わかりました。

ついでにお尋ねしますが、毎年苗木の注文って防災無線でやっておられましたですね。最近ちょっとその防災無線でのそういう放送っていうのがなくなりましたが、何か理由があるとですかね。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、防災行政無線での周知というようなお話でございます。

この件に関しましては、この前、畜産等もですねいろいろ周知をするときに、この防災行政無線を使っておりました。畜産関係の方からも、最近流れなくなったというようなお話も聞いております。

今、防災行政無線のですね見直し等も行われておりまして、今日もその報告があるというふうに伺っております。本来、防災行政無線が果たすべき役割というものが、実はしっかりと明記をされておりました、今までそれを超えたところでですね、いろんな周知をされていまして。このゆず部会に限らずですね、美里町には様々な部会がございます。先ほどの特産物の品目だけでもあれだけあるわけありますので、それぞれの部会から、やはり同じように周知をしてほしいということになれば、それは莫大なデータ量、それから放送の時間ということになりますので、最近、そういった広報的なものは少しずつ縮小をさせていただいているというような方向でございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） まあいいんだけど、防災無線の見直しは今、後から話があるようですけども、何て言いますかね、そのくらいいいじゃないかと思うんですよ。苗木の注文は何日までしてくださいとかですね、あんまり長々とするわけじゃないし、ゆず部会だけを、何ちゅうか融通してくれということじゃありませんよ。ですからほかの部会がその、畜産の方も今言われました。それは農家の人たちは、とにかく赤字でですね、米も私たちつくっておりますが赤字で、赤字だけどやっぱり農地を荒らさんためにいろんな作物をつくって農地を維持しておりますのでですね、できるだけ必要以上のものをしてくれて、これは無理な話ですが、できるだけ手を差し伸べられるところはですね、少しでもやっぱり農家のために考えていただきたいとこのように思います。

それでは、次に移ります。

3番目は、子宮頸がんワクチン接種後の副反応について、お尋ねをいたします。

これは非常にあのう、副反応が出る人はですね、これ何万人に1人ですから、めったなことでは副反応は起きらないというふうに思いますが、先日、この副反応、娘さんがですね副反応が出てですね、大変困って、県内にその治療する機関がない。日赤も大学病院も、国立病院も対応ができなくて、この方は鹿児島大学の医学部のほうに今治療で入院をしているというようなことなんでございます。この人は、接種翌日から38度を超える発熱があって、37.5度の熱が5か月続いた。そして翌週に視覚異常とかですね、になって1年4か月たった今もそれは続いておっ

て、鹿大病院のほうに入院していると、こういう方でございます。

そういうことで、発症、接種した産婦人科医院でですね、すぐ地元の拠点病院を紹介をされたんですが、それが拠点病院では何の処置もされずに、大学病院にも紹介状をなかなか書いてもらえなかったということですね、とにかく時間だけが過ぎたというようなことで、自治体からも数回訪問されましたけども、ただ横たわって寝ている本人の容態を見て帰っただけでですね、特別どうこうというのはなかったと。申請までの治療法、ワクチン副反応の申請は1回しかできないということですが、申請までの治療費しか払わないということで、全て治ってから副反応の申請をされたらどうかと自治体の担当者から言われるということで、非常に幻滅を感じておられまして、その親御さんのほうから、話をいろいろと聞いたところでございます。

そういう状況を受けまして、本、この子宮頸がんワクチンの接種に関する基本的な考え、これは国の指針とか当然あると思いますので、要点だけでいいですから、どうなっているかお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 隈部健康保険課長。

○健康保険課長（隈部尚美君） ご説明申し上げます。

子宮頸がんワクチン接種に関する基本的な考え方についてのお尋ねでございますが、本ワクチン接種は、国内外の研究結果から、ワクチン接種による子宮頸がん予防効果のメリットが副反応のデメリットよりも大きいことを確認されており、予防接種法に基づいて実施しております。

子宮頸がんの発症は、20代から上昇し、40代でピークを迎え、その後、徐々に下降していきます。

国立がん研究センターによりますと、日本では毎年約1万1,000人の方が子宮頸がんにかかり、さらに毎年約2,900人の方が死亡されております。

この子宮頸がんの発症には、ヒトパピローマウイルスが関わっており、長期に感染することでがんになると考えられております。

本ワクチン接種で、ヒトパピローマウイルス感染を防ぐとともに、子宮がん検診によって早期発見し、早期治療することで、子宮頸がんの発症や死亡の減少が期待されております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 基本的な部分はわかりましたが、それでは、本町におきましてですね、接種者で副反応が出た人はいるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 隈部健康保険課長。

○健康保険課長（隈部尚美君） ご説明申し上げます。

日本では、ヒトパピローマウイルスワクチンは3種類ございます。筋肉注射という方法で、一定の間隔を開けて2回から3回接種いたします。主な対象者は、小学6年から高校1年相当の女子です。

本町におきましては、県内の医療機関で令和3年度に21件、令和4年度は48件接種されております。接種後に見られる主な副反応としましては、発熱や接種した部位の痛みや腫れ、注射による痛み、恐怖、興奮などをきっかけとした失神などが上げられますが、本町ではそのような報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） これは何万人に1人ということで、まれなケースでお話を聞いております。ただ、いろいろ、ただだからとかですね、何月何日までにするのだからとか、もう必要以上に宣伝してですね、子宮頸がんのワクチンを打たせようとするような動きもある様に聞いております。

専門家ではですね、慌ててワクチンを打たなくても、二十歳になったら2年に1度、子宮がん検診等もあるので、十分12歳とか16歳の女性にですね、今なんかこう言葉は悪いですけどバーゲンセールのように、いつまでするとただだけん、どんどん打ちなさいと、そういうことはいかなものかと私は思います。

ですからまあ、国の指示でいろいろそういう広報をされたりするとは思いますが、そういうことについては、必要以上にですね、宣伝をして進める必要はないんじゃないかと思いますが、この辺りは、そういうことはあっていないでしょうか、お尋ねをします。

○議長（上田 孝君） 隈部健康保険課長。

○健康保険課長（隈部尚美君） ご説明申し上げます。

予防接種法に基づき案内をしております、接種を望まない方に接種を強制することはございません。

町ホームページによる情報提供ほか、接種対象者には文書により個人通知をしております。予診票と一緒に子宮頸がんの現状や、ワクチン接種の効果と副反応、予防接種健康被害救済制度のご案内も入れております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 必要以上にお勧めをされないように、お願いしておきたいと思っています。

それでは、最後の質問に移ります。

空き家特別措置法の改正と町の対応について、お尋ねをいたします。

この改正法についても、国土交通省のホームページではもうものすごい分厚い内容になっておりますので、この改正法の特徴ですね、時間があまりありませんので、改正法の特徴点と、要するに町に関係する部分だけで結構ですので、その特措法の改正が町にどう関係してくるのか、その辺りをお尋ねします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明いたします。

主な改正内容、四つだけ説明させていただきます。

まず1点目が、特定空き家となる前の状態の空き家を「管理不全空き家」として指定できるようになったことです。これにより、特定空き家になるまで対応できなかった行政による改善の指導・勧告が管理不全空き家に対してもできるようになりました。指導改善に従わず、勧告の段階になると固定資産税の住宅用地特例が解除できるようになります。

2点目は、空き家の活用や管理に取り組むNPO法人や社団法人等を「空家等管理活用法支援法人」に指定することが可能になったことです。これにより、行政職員では対応が難しかった相続や不動産等の専門知識、ノウハウが必要な業務を外部委託できるようになります。

3点目は、空き家等活用促進区域制度の創設ですが、これは主に中心市街地の話になりますので、紹介にとどめます。

4点目は、特定空き家への勧告・命令等の円滑化です。これまで倒壊による危険性がある場合や、災害時の安全確保等で、迅速な対応が必要な場合でも所要の手続きが必要でしたが、今回の改正により、命令等の手続きを省略した緊急時の代執行が可能となり、その費用も所有者の財産から強制的に徴収することが可能となります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） 大体、改正法の中身についてはおおむねわかりましたけれども、本町におきますところの空き家の数ですね、これはもう大分以前に、以前の企画情報課のときから数字を聞いておまして500何件ということで、利用可能な家になりますと、空き家バンクに登録している人自体が少ないので、非常に少なくなっておりますけれども、要するに、500何件もあって、なかなか利活用が進まないという、いわゆる手詰まり感というかですね、そういうことになっているような気がいたします。今度この空き家特別措置法の改正というのがあって、人口減少や高齢化、単身世帯の増加の中でですね、大きな依然として課題になっていると。

今説明がありました老朽化した空き家は、倒壊が危ぶまれるだけでなく、景観とか治安の面でも悪影響を及ぼすと、こういったかたちでですね、いろんな分析がされた上で改正がされております。

そして、2点目の関係も先ほど言われますように、空き家管理活用支援法人というのがですね、新たに改正法の中につくることができる。つくることができるというよりも、町長が指定することができるというなかたちになりました。それで、非常に町の職員だけにですね、これをやりなさいと押し付けてもなかなか難しい面がございますし、また地域おこし協力隊にも、必要以上の過大な請求をしてですね、要求をしてもなかなか無理な面があるなというふうに今感じております。

そういった点で、この専門家等が運営しますところの空き家管理活用支援法人というものをうまく活用できないかというようなことでございます。

この点について、町としてはどうお考えか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 改正後の空き家特措法への町の取り組み、併せまして、空き家管理活用支援法人への対応、この2点について、合わせてお答えをさせていただきたいと思います。

今回の改正で新たに指定することが可能となりました空家等管理活用支援法人とは、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。やはり所有者、活用希望者への普及啓発、情報提供、援助、あるいは所有者との相談対応、委託に基づく空き家管理、そして委託を受けての所有者探索など、この空家等管理活用支援法人、本当に今まで行政が担ってきたようなことをですね、やっていただける、そういう法人でございます。

本町におきましても、現在、現時点でも特定空き家であったり、管理不全空き家の対象となるような物件が存在いたします。周辺住民の方々からの相談もあっております。これまでは、町がどんなに相談いたしましても、意に返されない、あるいは所有者が特定できないなどの壁がありましたが、今回の法改正で一歩前に進むことができるのではないかと考えております。

現在、町内で空き家の活用・管理を行っている団体等はございませんので、町外の団体や町内で新たに取り組む団体、こういった方々を探していきたいと思っておりますし、外部委託する場合の費用であったり、需要等、こういったものを勘案しながら、その活用について検討を行ってまいります。

○議長（上田 孝君） 坂田君。

○6番（坂田竜義君） この空家等管理活用支援法人について、あのうちの町におきましても、あのう空き家等対策計画というのが、令和4年にできておりますが、当

然その改正法に準じたかたちでの対策計画の改正というのが当然、改正箇所が出てくると思うんですね。そういう中で、当然その、町長が指定しなければ、もう何も法人は何もできないわけですがけれども、当然その改正空き家法、2条、3条に基づく支援法人の申請処理については、国土交通省の解釈ですがけれども、市町村行政手続き法5条に基づいて審査基準を作成してですね、その対応をするべきだというような国交省、基準が来ているかどうか分かりませんが、そういう新たな法人に対する国の考えをきちんと把握をされた上で、できるだけですね、手詰まり感がある中での町の対応の問題ですから、ぜひこういう法人を活用してですね、空き家対策がうまくいきますようお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を13時ちょうどといたします。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、2番、平野保弘君の一般質問を行います。平野保弘君。

○2番（平野保弘君） 2番、平野です。通告に従い、質問をいたします。本日は、1番目に美里バスの効果的な運行について、2番目に有害鳥獣対策について、3番目に東部地区町水道の水源について質問をいたします。

まずは、美里バスの効果的な運行についてですが、私自身、このことに関する質問は、昨年6月、本年6月に続いて3回目になります。何をそんなに質問するのかと思われるかもしれませんが、利用者が伸びているのか伸びていないのか。また、利用数によっては費用対効果も考えなくてはいけないと思います。

また、町ではアンケート「美里町での暮らしについてのアンケート」を取られています。その中でも、利用者がなかなか増えていないこと、今後の公共交通体系について苦心されていることが伺われます。アンケートを含めて、現状を分析し、手詰まり感を何とか打破するきっかけになればとの思いから質問をいたします。力を合わせて問題解決に近づければと思いますので、よろしくお願いします。

まずは、現状、直近の利用状況はどうなっているのか。

6月の質問から半年しかたっていないんですが、前回6月のときは、令和4年度の利用状況についてお答えをいただきました。令和5年度に入ってから利用状況に変化があるのかと思ひまして、質問をいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明させていただきます。

美里バスの直近の利用状況とのことですので、令和5年度になってからの利用人数をお答えいたします。

4月130人、5月109人、6月136人、7月86人、8月93人、9月128人、10月124人の合計806人です。前年4月から10月の合計は680人ですので、前年同期比で126人、18%増加していることになります。現時点では、昨年度に比べ少し増加するのではと見込んでおります。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 4月から10月までの7か月間で126人増加しているということですので、1年間では大体200人を超えるぐらいの増加が予測されます。

前回、前々回の質問の答弁で、2回合わせるとこういうふうにおっしゃっています。「新型コロナウイルス感染症の影響で少なかったが、新型コロナが収まってきたこともあり回復傾向にある」ということだったと思います。

プラス無料乗車イベント等のご努力もあって増えてはいます。ですが、微増と言える範囲だと思います。

先ほども言いましたが、アンケートを取られています。集計ができているかどうか分かりませんが、前回の答弁の中で、「何かしらの見直しが必要であると考えている。様々な関係者のご意見をいただきながら、よりよい制度となるよう新たな交通手段の模索を行っていく」というふうにおっしゃっています。その一環としての今回のアンケートに、美里バス及び今後の公共交通体系の問いが入っているのではないかなと思います。

今後は、アンケートの集計後、どのように検討、計画されているのかについてもお聞きしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） まず、アンケートについて、ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、11月2日に嘱託員配布で町内全戸を対象としまして「美里町での暮らしについてのアンケート」を行いました。回答期限は11月20日で、現在取りまとめ作業を行っているところです。なのでまだ結果は出ておりません。

このアンケートは、令和6年度に計画終期を迎える第2期美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び令和7年度に計画終期を迎える第2次振興計画の策定に向けて、町民の皆様からの意見を反映する一つの手段として協力をお願いしたことになります。

前回、策定時にも同様のアンケートを行っており、違いは議員ご指摘の公共交通体系の質問項目を追加した点になります。

ちなみに、今回は、総合戦略が上位計画となる振興計画の前年に終期を迎えてしまうため、総合戦略の終期を1年延長しまして、令和7年度に両計画を策定することで、その整合性を図ることとしております。

今後の公共交通体系の検討についてですが、現在の美里バスは、全地区を対象とした住民の移動手段として、持続可能性、利用ニーズ、運行費用、路線数、地元交通事業者への経済循環、路線バスへの接続と維持、町の財政問題等、様々な観点から総合的に勘案して導入した体系になりますが、美里バスの利用者がここ3年1,300人程度と横ばいとなっていることから、町としまして改善の必要性を強く認識しているところです。

今後、さらに住民の皆さんの移動需要、公共交通事業者の状況等を改めて調査しまして、体系的な評価を行うとともに、抜本的な制度変更を含めた公共交通体系の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） アンケートについても詳しく説明をしていただきました。アンケートの集計も出ていませんし、どれくらいの回答があったのかもわかりませんが、今現在、利用しづらいと考えている方たちの意見がどれだけ吸い上げられているのかなとも思います。

前回の質問でも申し上げましたが、地区ごとにでもですね、小規模のほうがよいと思うのですが、利用する可能性がある方たちの意見を聞く機会を設けることができたらよいと思います。そうすればですね、住民からの意見を聞くということだけでなく、その意見、要望に対する回答であるとか、いろんなアドバイス、予約の仕方や利用の仕方もその場でアドバイスすることもできるかと思います。かしこまらずに雑談的に話ができれば、いろんな話ができて理解も深まるのではないかなというふうに思います。

今、防災交通係のほうで、マイタイムラインの説明が行われていますが、あのような形、規模でできないものかなというふうに思っています。必要としているところから、手を挙げられたところからでもできないものかなと思いますが、そのような計画はできませんか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、今後の公共交通体系を検討していくにあたって、交通需要

調査の外部委託を行いまして、その中で住民の皆様への説明やご意見を伺う場を設けていくことを考えております。その頻度や規模等につきましては、回数や拘束する時間帯、時間数、人数等に応じてコストがかかることになります。このことは、役場職員でやる場合も同様のことになりますので、効率的かつ効果的な説明会となるよう、最適解を見つけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 交通需要調査の外部委託を考えられているということですが、私がおもうのはですね、ここで課長や町長から詳しく説明をいただいておりますが、どれだけ住民の方々に、特にですね、公共交通を必要とされている方々に届いているのかなと思う部分があります。直接話をされたほうが伝わると思うのですが、検討の一つに加えていただきたいと思います。

利用状況についてですね、私なりに現状を理解するために、表とグラフにまとめてみましたのでお示しします。

防災行政無線で聞いていただいている町民の皆さんや傍聴に来ていただいている方々にはわからないと思いますが、少し詳しく説明します。

システム内の私の一般質問の通告書からページをめくっていただくと「資料1」となります。資料1は、平成23年度からの福祉バスと美里バスの利用状況、利用延べ人数の推移を表したものです。

あとの資料が、平成24年度からになっていますので、この平成23年度は参考にだけしていただければと思います。

福祉バスは、平成24年度が延べ人数で1万131人利用されていて、その後、少しずつ減っています。平成29年度には6,362人まで減っています。平成30年度は、年度途中で美里バスに代わっています。福祉バスが3,141人で、美里バスが1,073人です。令和元年度は、完全に美里バスに代わっています。新型コロナ流行前ですが2,307人の利用です。新型コロナウイルスが流行しはじめた令和2年度は1,272人と急減し、令和3年度が1,247人、昨年度、4年度が1,331人とわずかに回復しています。令和5年度がさらに増えて、先ほどのからいきますと、年間千五、六百人ぐらいになるのかなと思います。

美里バスになって、急激に減っているのがわかると思いますが、実は福祉バスのときも年々減ってきているのもわかると思います。

次のページを見ていただきたいと思います。

「資料2」ですが、これはそれぞれのバスの年度ごとの経費の推移です。決算書ベースで作成しています。

福祉バスは、福祉バス委託料として、ほぼ毎年度1,000万円かかっています。美里バスは、美里バス運行費補助金として、令和2年度以降は定額1,208万円かかっています。福祉バスは大体1,000万ですね。平成30年度と令和元年度は、移行当初だからなのか1.5倍ぐらいかかっています。そこは無視して見ても、毎年、福祉バスよりも美里バスのほうが200万円ほど多くかかっているということになると思います。

次のページ、「資料3」を見ていただきたいと思います。

これは、先ほどの直接の経費だけでなく、関連経費と思われるものを合計してみました。

次のページ、「資料4」に内訳を載せていますが、ここでは説明を省略をします。

次のページ、「資料5」、これがメインになるんですが、これは、資料2のかかった費用の金額を資料1の延べ人数で割ったものです。つまり、一人1回乗るのに幾らかかったのかという数字になります。福祉バスの一番安いときが、平成24年で971円、利用者が減るにつれて上がっていきます。平成30年度は1,574円になっています。それに比べて、美里バスは一番安い令和元年度で7,540円、一番高いのが令和3年度で9,692円かかっています。平成24年度の福祉バスのときの約10倍になります。

資料には出していませんが、通年、トータルで計算すると、一人1回乗るのに福祉バスが1,255円、美里バスが8,697円かかったということになります。7倍近くになります。これがそのまま費用対効果と言えるかどうかわかりませんし、費用対効果だけで物事を判断してはいけないのはわかっています。ですから、私の感覚としてですが、貧乏性でもありますのであまりにも悪いというふうに感じています。

費用対効果は、費用と効果両方を考えなくてははいけません。例えば、費用がかかっても、その効果が絶大であれば、費用対効果があると言えますし、費用を抑えてもその効果が低すぎれば、また効果がなければ、その事業をやる意味が薄くなると思います。もし、利用者がめちゃくちゃ多いのであれば、効果が高いわけですから、費用をかけられる路線定期運行方式ができると思います。

私たち議員が視察研修に行きました宮城県の女川町ではこの方式でした。また、福祉バスもこの方式にあたると思います。

ですが、先ほども申しましたが、資料1のグラフから、運行方式に関わらず、利用者は右肩下がりで減少傾向にあると言えます。利用者が少なければ、費用を抑えては費用対効果が悪くなります。極端に利用者が少ない、または利用者には地域的な偏りがある場合は、フルデマンド方式が定期運行方式よりも費用を抑え、利用

者の利便性は上がると思います。フルデマンド方式は、同じく視察研修で行った岩手県の紫波町でやっている方式です。フルデマンド方式と言ってもワンパターンではないと思いますが、紫波町では、時刻表や路線がなく、当日予約ができるものでした。また、紫波町ではバス停もなく、町内はどこからでも乗れるし、どこでも降りることができるようです。ただ、予約してみないといつ来てくれるのかわからないという点があります。出払っているときは待ってもらうしかないということになります。また、もっと利用者が少ないのであれば、タクシーを利用させていただいて、タクシー料金に対して補助金を出すという方法もあるかと思います。利用された分だけ、かかった料金に対しての補助金であれば、利用者が少なければ費用も少なくなります。

現行の美里バスの方式は、路線定期運行方式とフルデマンド方式の間にあると私は思っています。美里バスは、非常に工夫されて複雑でありよくできた考えられたシステムであると思います。

前回の質問のときに、「ベストな方法」と答弁をいただきました。先ほども様々な観点から総合的にご説明がありました。私も最初にこの美里バスの総合時刻表を見たときは、タクシー業者や路線バスにも配慮された、完璧と思われるシステムであると思いました。このやり方しかないんじゃないかと思えるほどのシステムなのですが、利用者が少なければ費用対効果が極端に悪くなってしまいます。利用者が今日のように少なくなるというのは、予測不可能だったと思いますので、当時は誰もがベストの方法だと考えられたと思います。

一部の住民から、スクールバスが空いているので利用できないかといった意見もありました。また、国会ではライドシェアが話題になりました。今のやり方のまま、利用者を増やす努力を続けるのもよいのですが、思い切った変更はまだ考えておられないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、福祉バスと美里バスの利用者1回当たりの経費の比較についてでございますが、当時の福祉バスの運行は、利用者が無料ということもあり、年間の利用者数が美里バスの約5倍ありました。経費を利用者数で割った場合は、議員ご指摘のとおりになると思いますが、当時も「週1回だけの利用は不便」であったり、「一筆書きで集落を回るので目的地に行くまでの時間がかかり過ぎる」、あるいは「家からバス停までの距離が遠い」などのご意見が挙がっていたというのも認識をしているところでございます。

また、運輸局からも、無料での運行は民業圧迫にあたるとの指摘を受けていたところでもございます。

次期、公共交通体系の見直しにあたりましては、大前提として、町内一円の交通手段の確保を想定して検討したいと考えております。

議員ご指摘のとおり、様々な運行方式がございますが、それぞれにメリット・デメリットがございます。

まず、路線定期運行方式につきましては、利用客の有無にかかわらず、定期に運行しますので、利用者の利便性は高いものの、利用者数が一定以上なければ赤字路線となり、それを維持するための運行事業者への補助が必要となります。現在、熊本バス、産交バス、麻生交通により、主に国道沿線から町外への移動手段として運行していただいておりますが、これを美里バスの代わりに町内一円で走らせた場合、現在の運行方式に比べ、大幅なコスト増となります。

また、各事業者におきましても、ドライバーの確保が難しい状況であり、現行の運行システムの維持さえも厳しい状況にあると伺っております。

次に、フルデマンド方式についてでございますが、現在の美里バスもこれにあたります。予約が必要ですが、自宅の近くの停留所まで来てくれます。例えば、これを利用者の自宅から目的地までのドア to ドアで運行した場合、必要経費が増加するほか、この方式を導入された他自治体では、路線バスが撤退された事例もありますので、路線バスがなくなってしまうというような可能性も考えられます。

タクシー利用助成方式につきましては、こちらも予約が必要ですが、移動需要のある方が必要なときに利用できるようになるため、現行方式に比べてコストを下げることが期待できます。ただし、路線バスが高い確率で撤退することが予想されます。

スクールバス、先ほど議員がおっしゃいましたが、スクールバスの混乗につきましては、教育目的の管理外運行、これは教育目的ということで補助を受けて購入をしているバスでございますので、その管理外運行（通学以外の目的）や防犯上の観点からも難しいというふうに考えております。

そのような中で、これも先ほどおっしゃいました現在話題になっているライドシェアにつきましては、今後の議論がどう進むのか、とても興味を持っているところです。まだまだ不透明なところはあるものの、地域住民が自家用車を有効活用して収入を得ることができますし、利用者の利便性も向上すると思われます。ただし、タクシー事業者の顧客を奪うことになりかねませんし、路線バスも撤退する可能性は高くなります。とはいえ、移動手段の選択肢が少ない過疎地域においては、非常に有効な手段になり得るのではないかと期待をしているところでございます。

これからも国の動向や先進自治体等の情報収集を行いながら、全ての可能性を排除せず、今後の運行方式の検討を行ってまいります。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 現時点での見解を詳しく説明していただきました。必ずメリット・デメリットがあります。100点はなかなかないのかなと思いますけれども、少し長い目で見ながらですね、検討をしていていただきたいというふうに思います。

前回の質問で、予約制にしている主な理由は、「運行を依頼しているタクシー事業者のドライバー確保の関係から、前日までの予約により調整を行っている」との答弁がありました。また、「関係者それぞれが少しずつ我慢をしながら成り立っている」との説明がありました。利用者からすると、前日予約というのも一つの我慢になると思いますが、逆に予約のハードルを下げて、当日予約も可とし、その代わりにすぐに来れるかどうかはわからないがという我慢もあるのではないかと思います。大きな変更には時間がかかると思います。実際の運行では、予約時には当然、前日予約が優先されるものの、当日予約も可とすることも検討してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、当日予約に対するご提案をいただきました。今後、参考にさせていただきたいというふうに思います。

ただ、予約制にしている主な理由、先ほど議員もおっしゃいました、本年6月議会でも説明しましたが、運行を委託しているタクシー事業者のドライバーの確保と乗務のシフトを前日午後3時まで予約を受けることによって、やっぱり調整されているということで、今、前の日、前日予約とさせていただいているところです。

現在、ご案内のように、全国的にバスであつたり、タクシーの運転手が不足している中で、特に人口減少が進む中山間地域での人材の確保は、非常に難しい状況でございます。利用者の利便性向上のために、当日予約ができればと、そういうふうに思ったこともあります。ただ、ドライバーの確保やシフトの調整ができていない状態での当日予約は、通常のタクシー業務もあることから、電話しても配車ができない可能性が高く、結果として出かけたい時間に出かけられないという自体になることも予想されますし、そのことによって、料金徴収のトラブル等が発生する可能性も排除できません。

いずれにいたしましても、先ほどのご提案も含めて、次期見直しにつきましては、しっかりといろんな可能性を排除せずに、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） どうしてもデメリットは出てくるようですが、よろしく検討をお願いします。

先ほども申しましたが、現在のシステムでは、路線バスの利用にも配慮されています。さらにそれと併せて、今回は資料に出していないのですが、路線バスを維持するために、令和3年度と4年度では、4,400万円以上が町から支払われています。その金額が安いのか高いのかという問題と、それだけ町が払っても、当然のことながらバス料金も安くはなりません。高校生の通学に、結構高い定期券を購入しなければならない場合もあると聞いています。定期券が高いので、自家用車で送ったほうがいいんじゃないかと悩まれることもあるようです。路線バスの問題を含めると、さらに難しい話になりますが、避けては通れないですし、密接に関係もしています。今後、要検討だと思っていますので、よろしくお願いいたします。

また、ライドシェアについても言及していただきましたが、国では、日本型ライドシェアを検討されていると思います。将来的には、美里型ライドシェアを確立していかなければいけないのかなというふうにも思っています。

いずれにしても、利用者が減っている状況では、何らかの予約は必要ですので、現実的には予約のハードルをいかにして下げるのが大事になってくるかと思います。検討をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

有害鳥獣対策についてなのですが、今年は例年以上に、私のところにイノシシによる水稻への被害を訴えかけられると言いますか、どぎゃんかせんといかんばいといったような話が多かったと感じています。私は、農業共済組合の損害調査員をやっています。一日だけではありましたが、損害調査に出ました。そのときに、私が回ったところの損害も全部イノシシによる被害でした、100%です。

そこで、農業共済組合に損害調査の集計ができているか尋ねてみました。回答をいただきました。共済金の支払いの対象になった被害ということになりますが、美里町では168筆、958アールが認定されています。そのうち138筆、706アール、約7丁が獣害ということになっています。獣害ということなのですが、ほとんどがイノシシではなかったかと思います。

今年は例年に比べると風水害、いもち等の病害、ウンカ等の虫の害が少なかったために、筆数で82%、面積で74%が獣害ということになります。

過去との比較、増減の傾向も見なかったのですが、共済の仕組みが昨年度から大きく変わっていきまして、支払いの対象となる要件が上がっています。そのため、令和3年度までと同じ被害状況でも、申請数が減っています。増減を数字で見ることができませんでした。

そこで、共済組合の担当の方に聞いたところでは、獣害はこの数年、ずっと多いとのことでした。

前置きが長くなってしまいましたが、今はイノシシ対策をどうにかしないと、生産意欲、労働意欲にも影響が出てきます。それで、被害をなくす、少なくするためには、イノシシの個体を減らすことが一番なのですが、その一つ的手段として、箱罾を多くのところで使用されています。町では無償で箱罾を貸し出しています。箱罾をしっかり活用して、個体数を減らしていかなければいけないのですが、箱罾が足りていないという話を聞きました。

そこで、町の箱罾の保有状況、貸し出し状況を教えていただきたいと思います。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

イノシシの捕獲用の箱罾につきましては、町の協議会で所有している箱罾が250基ございます。

昨年度、冬までは30基ほど貸し出しができるような状況でございましたけれども、有害獣の増加に伴いまして、貸し出しの基数が増え、現在、全ての箱罾を貸し出している状況となっております。

このため、緊急的に箱罾の基数は少ないですが、追加購入を現在進めている段階でございます。

また、有害獣の個体数が増加しているため、来年度、令和6年度になりますけれども、につきましては、箱罾の貸し出し、基数を確保するため、予算を計上し、箱罾の購入を計画的に行いたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） はい、わかりました。相当数が貸し出されているようです。箱罾で相当確保されているという話も聞いています。非常に有効なのだと思いますが、全ての箱罾を貸し出してしまっているという状況のようです。追加購入を予定されているようですが、貸し出しには期限がないとも聞いています。250基が貸し出されているようですが、町が貸し出した箱罾が利用されずに放置されてはいないかと懸念されます。貸し出された箱罾の管理はどうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

箱罾の管理につきましては、美里町イノシシ捕獲用箱罾貸与要綱を平成23年に設置いたしまして、箱罾貸与記録簿を作成いたしまして、管理を行っているところでございます。

また、箱罾に番号を付しまして管理し、申請時には設置場所を記載していただく

ことから、箱罾がどこに設置してあるかを把握もできるようになっております。

貸与した後の箱罾につきましては、利用者が管理することとなっており、毎年ではありませんが、箱罾の利用状況調査を行い、利用者が箱罾を利用及び管理しているかを調べております。直近では、令和３年度の春に利用状況調査を実施しており、利用及び管理していない箱罾につきましては、返却していただくよう依頼しております。

今後も箱罾の利用状況調査を実施し、管理不十分な箱罾、及び使用しなくなった箱罾につきましては、返却していただけるように通知していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○２番（平野保弘君） 箱罾の管理は、適切に行われているということのようですが、町の財産でもありますので、きちんと管理していただいて、もし利用していないような箱罾が、管理不十分な箱罾があれば返却していただいて、そしてもっと回転させて有効活用しなければいけないと思います。それでもなお足りなければ、増やしていかなければいけないと思います。

捕獲して個体数を減らしていくことが一番なのですが、急にいなくなるということはありませんので、防御もしていかななくてはけません。私たち議員の研修で、オンラインでの研修だったのですが、これからの地域社会と獣害対策という研修がありました。兵庫県立大学、そして兵庫県森林動物研究センターで、調査・研究と実践・指導をやられている山端直人先生のお話でした。山端先生は、「正しい対策で必ず成果は出る」とおっしゃっています。また、集落や地域で獣害対策の改善方法を提案し、課題解決を図る実践活動で年間２０集落、累計で３００の集落で結果を出されています。この山端先生ではなくても、そういった実践で結果を出されている専門家を招いて、電気防護柵やワイヤーメッシュ柵などの設置、管理について、現地で指導をいただくということではできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 西寺農業政策課長。

○農業政策課長（西寺 清君） ご説明申し上げます。

電気防護柵やワイヤーメッシュ柵などの侵入防止柵の設置及び管理について、専門家を呼んで現地指導はできないかというご質問をいただきましたけれども、熊本県の補助事業で「えづけＳＴＯＰ！鳥獣被害対策事業」というものがございます。

この事業は、地域ぐるみで「えづけＳＴＯＰ！対策」を実践するための活動に要する経費に対しまして支援を行うもので、講師を招いての研修会の開催や、現地指導の実施なども対象となります。

今後の予定といたしましては、令和6年3月に嘱託員を通じまして、支援対象となる活動事例などを記載した資料を添えてですね、取り組みの募集を行いたいと考えております。

また、取り組まれた活動内容などにつきましては、町全体への波及効果が図られますよう、広報みさとなどを通じてですね、周知を行いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） これは有害鳥獣対策に総じての答弁になりますが、議員がおっしゃいますように、今年は特にイノシシの被害がひどかったということは、もう本当に至るところでそういったことを耳にいたします。

現在、猟友会の高齢化というものも課題となってきました。そのような中で、今後新たに狩猟免許等を取得し、有害獣対策に協力していただけたというような方がですね、出てこられた場合、町として何らかの支援を行うことができないか、先進地等を参考にさせていただきながら、検討してまいりたいと考えているところです。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） 前向きな答弁をいただきました。

対策そのものは簡単ではありません。防御できているところでも、ワイヤーメッシュ柵、電気防護柵、のり網と大変手がかかっています。大変ではありますが、成果が上がれば意欲も出てくると思います。

それから嘱託員を通じて募集されるということですが、被害が広まっているところ辺りをですね、モデル地区として積極的に応募を促してはどうでしょうか。結果が出ればですね、そのノウハウを広げていくことができます。

また、山端先生は「獣害対策の目的は何かというのが大事だ」とおっしゃっています。技術だけ習得すればよいということではなく、その先にある最終的な目的は何なのか。目的が明確でなければ、その目的を共有できていなければ難しいようです。そこら辺りも含めてですね、広げていければよいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

6月から7月にかけての梅雨前線による大雨で、旧砥用地区の東部地区水道において、断水の可能性があるという予告がありました。一部で実際に断水があったようですが、具体的にどのような状況だったのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

まず、7月の大雨のときの状況をご説明する前にですね、東部地区水道を含めた

現在の美里町簡易水道の水源の概要を簡単に説明をさせていただきたいと思います。

現在、美里町簡易水道の水源は、3か所の水源より取水をしております。1か所目が清水水源でございます。この水源は、霊台橋付近の湧水を取水し、内山浄水場に送っております。2か所目が永富水源です。この水源は、永富地区内の深井戸により地下水から取水し、永富浄水場に送っております。3か所目が山出川水源になります。この水源が、議員質問の旧砥用地区の東部地区水道の水源になります。山出川の源流近くから表流水を取水し、山出浄水場へと送っておりますが、7月3日の短時間で降った大雨により、山出川の水の濁りがひどく、その水の濁りを取り除く前処理装置が一時運転停止となり、その後、上流から流された土砂で水源の取水口をふさぎ、水を取水できなくなってしまいました。

早急に業者に依頼して、その取水口をふさいでいる土砂を取り除こうとしましたが、山出川水源に行く途中の道も土砂崩れが発生して、道をふさいでおりましたので、取水口をふさいでいる土砂を撤去するのにも相当の時間を要することになり、洞岳地区内の数軒の断水が発生したという状況でありました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） ただいま説明がありましたとおり、近年の異常気象といいますか、特に大雨のときの降り方が激しくなっています。山出川の水源は、大水が出ると土砂が入りやすく、度々復旧作業が必要になってきています。

また、水源までの町道・林道もいつ土砂崩れが起きてもおかしくないような場所です。道路が寸断されると、水源の復旧作業に行くこともできなくなってしまいます。時間がたてば断水になってしまいます。

これまでは、担当課の懸命な対処作業で大きな問題にはなっていませんが、今後はこれまでに経験したことのない大雨になる可能性もあります。それを補完する水源を探すということだと思のですが、夏水地区で水源調査を計画されています。町としては、その必要性、緊急性についてどの程度と考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 酒井上下水道課長。

○上下水道課長（酒井博文君） ご説明を申し上げます。

先ほど7月の大雨のときの山出川水源の状況を説明させていただきましたが、水道は町民の方に必要不可欠なライフラインであり、日常はもとより、災害、事故発生などにおいても安定した水を供給することが求められているというふうに思っております。

近年の雨の降り方を考えてみますと、局地的豪雨の発生回数が増え、いつ災害が

発生してもおかしくない状況の中で、本町のような山間部に位置する表流水や湧水を利用した水源は、今の自然現象に対応し得る災害に強い水源とは言い難い状況になってきています。

このことを踏まえ、近年の自然災害に対応するための対策の一つとして、洞岳夏水地区内にある洞岳分校跡地をボーリングし、その地下水を水源として活用できるかどうかの調査を行い、活用可能であれば、山出川水源と併用しながら、災害に強い施設の運用を図ってまいりたいと思っております。

時期としましては、予算面もありますので、今年度中に洞岳分校跡地の電気探査調査を実施いたしまして、可能であれば、令和6年度以降に水源活用に向けたボーリングを実施したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 平野君。

○2番（平野保弘君） わかりました。

ただいま町では中央北地区の水道事業に、全力を挙げて取り組んでおられます。10年間30億円という事業で、ご苦労もされていると思います。

今、供給されている町の簡易水道も、先人の大変なご努力によって出来上がり、私たちが使えるようになっていきます。その恩恵を安定的に受け続け、自然災害で被災しても、できるだけ供給が遮断しないようにすることは大事だと思います。

また、事前に緊急事態になる前に、災害に強い施設の運用を図られるということです。ですので、住民の方々の不安をあおることのないようにしなければいけないと思います。ですので、住民の方々も必要以上に不安に思われることがないようにしていただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、平野保弘君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を14時ちょうどといたします。

—————○—————

休憩 午後1時47分

再開 午後2時00分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、3番、吉住淳一君の一般質問を行います。吉住淳一君。

○3番（吉住淳一君） 議長、3番、吉住でございます。通告に従って、質問をいたします。本日は、3項目について質問させていただきます。まず最初に、観光地周辺

の整備と観光に特化したまちづくりについて、次に、学校教育の現状と今後の展望について、最後に、介護保険事業について、以上の項目について、質問をいたします。

まず最初に、観光地周辺の整備と観光に特化したまちづくりについてということですが、今回は2か所にスポットを当てて質問をさせていただき、その後に全体のビジョンをお尋ねしたいというふうに思っております。

まず最初に、二俣五橋周辺の整備状況はどうなっているのかということで、お尋ねいたします。

二俣橋においては、ご承知のとおり、平成28年の熊本地震で二俣福良渡を中心に被害を受けましたが、現在は復旧し、元の姿を取り戻しているところであります。現在は、年祢橋において道路の整備が行われているところでありますが、この二俣五橋周辺は、近年訪れる人も多くなり、霊台橋と並んで町内の観光スポットとして定着しております。

ご承知のとおり、二俣渡と二俣福良渡は双子橋とも呼ばれ、全国でも珍しい石橋として知られており、ハートのできる石橋として、恋人の聖地にも登録されているところであります。近くには大銀杏の木もあり、紅葉時期はカメラマンの撮影スポットとしても人気だと聞いております。まさに今がその時期かなと思いますが、少し気になる点があります。

国道218号線の小筵交差点から甲佐方面に向かう小筵大橋の際から、二俣橋の駐車場に行けるようになっていていると思いますが、ここは下り坂になっており、途中ですね、一部ガードレールが設置されていないところがあります。杉の木は立っておりますが、通ってみると河川に向かって崖になっており、怖い感じがいたします。また、日が当たらない場所でもあるため、冬場は凍結した場合など危険だと感じます。

また、年祢橋と国道が通っている新年祢橋下の河川敷になりますが、ここは工事が終わり、整備されているところであります。しかし、先月初めに見に行ったときでしたが、落石があつておりました。直径5、60センチぐらいの岩と、あと小さい岩が数個落ちているのを確認いたしました。現在は、撤去されているとのことですが、こういった町を代表するような観光スポットにですね、町外からもっと人が訪れ、安心して見てもらえるような努力はしていかなければならないと思っております。

そういったことで、現在の状況を含め、今後の見通しや整備等の計画予定はあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 松岡美しい里創生課長。

○美しい里創生課長（松岡征二君） 二俣五橋周辺の整備状況について、ご説明いたします。

まず、江戸時代に架けられた二俣渡・二俣福良渡橋については、議員ご指摘のとおり、平成28年の4月の熊本地震により、二俣福良渡の右岸側の大部分が崩落しまして、甚大な被害を受けました。その工事自体は、平成29年11月に完了しております。

また、太陽の光を受けて、橋のアーチと影により作り出されるハートにより、恋人の聖地として、平成23年に認定され、聖地の証明である名盤を埋め込んだモニュメントを設置、周辺にもそのときに案内看板を設置しております。さらに、令和3年度にコロナ交付金を活用し、公衆トイレの整備を行っております。

年祢橋につきましては、令和5年2月から管理者である熊本県において橋梁の補修及び舗装工事が始まっておりまして、令和5年12月末の完了予定となっております。なお、令和3年度から4年度にかけて、年祢橋本体補修工事一環で、橋梁下の東屋の解体と広場の整備を行っております。

次に、観光客等の状況について、ご説明いたします。

利用人数の把握はできておりませんが、ハートができる10月から2月になると、银杏とハート形の写真を撮影するため、観光客からの問い合わせが多くなります。また、夏場も川遊びに来る方が増える傾向にあります。

観光地としての課題につきましては、議員ご指摘の国道443号線から二俣橋へ向かう町道の幅員の狭さや、年祢橋下広場の落石などのほか、草刈り等の環境整備やトイレ清掃の維持管理の労力とコスト、ごみの放置、不審者情報などがあります。

課題に対する対応についてですが、町道につきまして、生活道路も含め、ほかにも多くの箇所では整備を要する路線が存在しておりまして、当該箇所を優先させて整備するという計画は今のところございません。

町道入り口の看板につきましては、現在も設置しておりますがわかりにくいということであれば、民地にある支障木の伐採をお願いしたいと思います。

年祢橋下の広場で発生した落石につきましては、現場が階段で下りる箇所になりまして、車が駐車できないこと、落石は2メートルぐらいの高さのところからあったものになりますので、直ちに危険性があるというものではないと思われますので、当面は落石注意の看板を設置し、状況を注視したいと考えております。

ごみ放置の問題は、東屋を撤去したことにより解消しました。

不審者についても警察による巡回をお願いした以降は、出現情報はございません。

今後、大きく何かを整備するという計画はございませんが、今後も発生する様々な課題に対し、観光客からも良かったと言われるように、随時対応してまいりたい

と考えております。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。説明はよくわかりました。

先週の土曜日だったですかね、確かその日はすごく天気がよくてですね、小筵橋を含め、二俣橋付近にはですね、子ども連れさんとかたくさんの方が訪れて賑わっております。

次のですね、2番目にいきますけども、次の八角トンネルの入り口の駐車場及び道路の整備ということも、これもまあつながってきますけれども、これも観光スポットの整備ということで、1番と同じような質問になりますが、二俣橋のすぐ近くにある八角トンネルであります、これは昭和39年に廃線となった熊延鉄道の遺構として残っているもので、自然豊かな森の中に突然現れる人工物の姿は、とても不思議で、SNSなどスポットとしても人気を集めているところでもあります。

しかしながら、駐車場まで行く道幅が狭く、駐車場においても舗装など整備されていない状況にあります。国道218号の小筵交差点から甲佐方面に架かる小筵大橋の甲佐側から入っていくと、八角トンネルの駐車場に行くことができますが、入りにくい上に道幅も狭いところがございます。

先ほども申しましたが、二俣橋を含め、この一体の観光地としての質をもっと上げるために整備していく必要があるのではないかと考えておりますが、そういった構想、計画があるのか、改めてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員ご指摘のとおり、不思議な八角形のトンネルがSNS映えするというので、結婚式の前撮りやカレンダー撮影にも使われるなど、徐々に認知度も向上しているのではないかと感じております。観光客としてどれぐらいの数の来訪者があるかは把握はできておりませんが、平日でも2～3台の車が止まっていますし、休日になるとですね、かなり多くの車が止まっております。しかも県外ナンバーが非常に多く見受けられるところでございます。

観光地としての課題につきましては、議員ご指摘の国道443号線から八角トンネルへ向かう町道の幅員の狭さや入りにくさのほか、ここも落石や崩土の発生があること、駐車スペースの不足や放置車両の問題、草刈り等の環境整備などが挙げられます。

これら課題への対応についてでございますが、町道につきましては、先ほどの担当課長の説明と同様、優先順位を考慮して整備を検討していくことになります。駐車場につきましては、昨年、従来からあった駐車スペースの奥を整地し、砂利を敷

き込むことで駐車場として利用できるよう拡張を行いました。舗装まで行くかどうかは、コストに見合う需要等も勘案しながらの判断になると考えております。また、落石等につきましては、対策工事には多額の費用が見込まれるため、当面は落石注意の看板設置により、状況を注視してまいります。その他の環境整備といたしましては、観光客への説明用に看板設置の要望があり、コロナ交付金を活用して、駐車場の脇に熊延鉄道の歴史などの掲示を行っております。

しかしながら、八角トンネルやそこに至るまでのルートは、そのほとんどが当時のままの状態であり、その雰囲気もまた歴史的な趣を感じることができると思います。

今後、どこまで手を加えるのか、あるいは手を加える必要があるのか等、しっかりと検討してまいります。

現在、私も参加するボランティア団体で、定期的に同地の草刈り作業等を行い、環境美化に努めているところでございます。ぜひ、ご都合がよろしければ一緒に草刈りをやっていただければと思います。

先日は、また先日は、美里町建設業協会のボランティア作業におきまして、町道脇の支障木などの伐採等も行っていただいたところでございます。みなでこういった歴史的観光地、そういったところをきれいにしていくというような気持ちを持って、訪れた方が気持ちよく帰っていただけるように、あるいは感動して帰っていただけるようにできればというふうに思います。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 町長から説明をいただきました。

ここをですね、訪れた人の感想では、「不思議な形をしたトンネルで鉄道跡らしいですとした上でですね、標識も何もないので知らないと行けない場所であると、近くに名所の二俣橋があるので、そこを目指していけばよい。トンネルに向かう小道に八角トンネルの標識が出ているが、大型車もしくは運転に自信のない方は、その近くに車を置いていくのがよいと思う。散策として歩いていけば、距離もないし苦にはなりません」とコメントされております。

このコメントは、少し前のコメントになりますので、今は状況も少し変わっているかとは思いますが、町外からも注目されてきたこの周辺をですね、もっと人を呼び込めるような細かいところまで見て、整備等を行っていただきたいと思ひますし、限られた財源をどこにどのように使っていくかは大変難しいところだと思いますが、町内の観光地をより魅力的にしていくことは、大切なことだと思っております。できるところはしっかり対応していただきたいというふうに思っております。

次に、3番目の、これは全体のビジョンになりますが、町の観光資源を今後どう

まちづくりに生かしていくかということで、ご承知のように、今回山都町の通潤橋が国宝に認定をされました。山都町では、今後さらに多くの観光客が訪れるようになるかと予測をされます。新しい建物も建設され、道路も整備されている状況にあります。

その隣に位置する本町美里町も、その波に押されないよう力を入れていく必要があると思いますし、むしろそれに乗っかっていくことが大切だと思います。本町を訪れた人たちが、美里町もいい所ですねと言っていただけることが重要だと思います。霊台橋や二俣橋をはじめとする石橋群、日本一の石段、フォレストアドベンチャーやガーデンプレイスといった緑川ダム湖周辺の施設、また、石段の里佐俣の湯、それに自然の中を歩くフットパスなど、こういった観光資源を点ではなく、線で結ぶような大胆な取り組みが必要になってくると思います。そのことがひいては町に人を呼び込み、若者の移住定住や少子化問題にも関わってくるのではないのでしょうか。

日々いろんなかたちで努力はされていると思いますが、今後、将来に向け、どう取り組んでいかれるのか、見解をお伺いします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、町の主な観光施設等への入込客数について、せっかくでございますので、ご報告をさせていただきます。

令和４年度で多い順から五つです。一番多かったのが佐俣の湯で約１５万５，０００人、釈迦院参道、これは日本一の石段でございますが約３万８，０００人、カントリーパーク約２万２，０００人、Ｂ＆Ｇ総合グラウンドが約１万６，０００人、ガーデンプレイスキャンプ場が約１万４，０００人となっております。その次にフォレストアドベンチャーが約１万１，０００人というそういう状況でございます。

コロナの影響があった令和３年よりは、この数は増えておりますが、コロナ前の令和元年と比較すると、現在８割程度の回復になります。

鉄道や高速インターチェンジ等の交通インフラがないことや、宿泊施設や飲食店等が少ないことから、議員ご指摘のとおり、それぞれの観光素材を点と点で結ぶことによる町内滞在時間を増やす取り組みや、隣接市町村と連携した観光メニューの開発、ＴＳＭＣ進出による台湾からの誘客等の仕掛けが必要というふうに、今後考えられます。

まず、点と点を結ぶ取り組みといたしまして、昨年、緑川流域の山都・美里・甲佐・御船と連携したデジタルスタンプラリーを実施いたしました。また、宇土・宇城と連携した観光パンフレット等の作成を実施しました。今年は甲佐町と連携した観光ＰＲ動画の作成や、宇城地域振興局主催による台湾に関する勉強会に、町内事

業者と一緒に参加することなど、できるところから取り組んでいるというような状況でございます。

美里町には、先ほどの主な五つの観光施設に加え、先ほどの質問にも挙げました恋人の聖地や八角トンネル、さらにはフットパスや棚田、石橋群等のすばらしい観光資源がございます。例えば、現在注目されておりますアドベンチャーツーリズム、これは自然を体験してもらいながら、自然に触れることの喜びや歴史、文化を学ぶことで知的欲求を満たす滞在型の旅行形態のことになりますが、まさに美里町の観光資源を線で結べば、立派なアドベンチャーツーリズムになり得るというふうに考えております。特に、海外からの旅行者の方々は、このアドベンチャーツーリズムに興味をお持ちだというふうに伺っております。

このような観光メニューの開発と訴求を行うことで、観光客等の交流人口や関係人口の創出につながり、人と人とのつながりによる移住者の増加が、すばらしい里山の風景と石橋等がつくり出す独自の景観を地域住民が守る活動とリンクをし、持続的に発展していくことができれば、美里らしいまちづくりにつながるのではないかと考えているところでございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 見解をお伺いしました。

先月のですね、熊日新聞に今年の都道府県魅力度ランキングというのが掲載されておりました。これは東京にある民間のシンクタンク、ブランド総合研究所というところが発表したもので、それによりますと、北海道が15年連続で1位、2位が京都府、3位が沖縄県、4位が東京都、5位が大阪府と、5位まで前の年と同じだったそうであります。なるほどと納得する部分もありますが、調査によると、大阪府は若年層から、奈良県、これは8位になりますが、高齢者層からの指示が多く、福岡県、これは6位ですが、九州に住む人からの評価が高かったそうであります。

この調査は、6月から7月にかけて実施され、認知度や魅力度など89項目について、昨年、20代から70代男女、3万1,117人から回答を得たとしております。ちなみに、熊本県は18位で昨年から順位を一つ下げたそうですが、魅力度はアップしているとのことでした。

そして、今話題になっているのが熊本地震から6年、復興のため阿蘇の新たな魅力発見と題してつくられた県のWeb、PR動画でございます。見られた方もおられると思いますが、大まかな内容は、UFOですね、UFOが阿蘇火口付近に不時着し、帰れなくなった宇宙人が地元の老夫婦の家に世話になり、地元の人たちの温かさとか大自然の豊かさを感じていくといったユーモアを交えたストーリーで、私も見ましたが、よくできているなと思いました。

そういったことで、本町においても阿蘇や天草に比べると認知度も魅力度も劣りますが、先ほども申しました美里らしい魅力を発信し続けることが重要であると思っております。

今年は、議会広報紙にも載せてありますが、岩手県の紫波町と宮城県の女川町に視察研修をいたしました。どちらもすばらしい町ができておりましたが、理由に違いはあれ、やはり人材も含め、どちらも大きなきっかけ、いわゆるターニングポイントがあつてこのまちづくりを完成されているということでもあります。

そういった意味では、私たちもそれぞれが斬新なアイディアを考え、提案していく必要があるのではないかと考えております。それがひいては、地方創生の大きな原動力になっていくのではないのでしょうか。

続きまして、2番目にいきます。学校教育の現状と今後の展望についてということで質問いたします。

まず最初に、町内の小中学校の児童・生徒数と今後も見通しはということでお尋ねいたします。

文部科学省がこのほど公表した2023年度の調査によりますと、5月1日現在で全国の小学校の児童数は、前の年より10万2,000人ほど減って605万人、中学校の生徒数は2万8,000人ほど減って、約317万8,000人となり、過去最少になったとのことでもあります。少子化の影響は大きいと見られ、小学校では42年連続、中学校では2年連続の減少となっていて、1年間で公立の小中学校合わせて252校が姿を消したとされております。

そこで、本町においての現在の児童・生徒数はどうなっているのか、今後の推移も含め、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

本年度、令和5年度の児童・生徒数は、小学校286名、中学校186名の計472名となっております。10年前の平成25年度が、小学校444名、中学校232名の計676名でしたので、204名の減。比率としまして30.2%の減となっております。

また、今後の見通しとしましては、5年後の令和10年度、小学校179名、中学校152名の計331名。本年度と比較しまして141名の減、比率としまして29.9%の減を見込んでいるところです。

今後とも児童・生徒数につきましては、減少傾向で推移するものと見ているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） ありがとうございます。本町の現在の児童数・生徒数と推移についてはわかりました。

全国的に少子化が進む中において、本町においても同じような状況にあると感じます。

同時に、人口減少も大きな問題となっています。このまま人口が減っていくということは、その地域で税を納める人が減っていくということであります。そうすると自治体が運営している学校や施設、ごみ回収などの公共サービスが維持できなくなってしまう恐れもあります。小学校・中学校においても、子どもの数が減っていけば、今の小学校3校、中学校2校から統合も含め、避けては通れない課題だと感じています。

また、学校は災害時の拠点としても利用され、地域の防災計画にも大きく関わってくると思います。少子化に歯止めをかけることはそう簡単にできるものではありませんが、若い人たちの移住定住促進、そのための住みやすいまちづくり、こういったところにも力を入れていく必要があるのではないのでしょうか。

次に、2番目のICTを使った教育の現状はどうなっているかということでお尋ねをします。

新型コロナウイルスが感染拡大した過去3年において、全国的な休校措置が取られ、休校中でもオンラインで授業可能なICT情報通信技術を活用した教育にさらに注目が集まりました。学校教育以外を見渡しても、様々なテクノロジーによって社会のあり方そのものも変わってきております。

そうした中、次世代を担う子どもたちには、情報を選択し、活用していくための情報活用能力をはじめ、言語能力や数学的な思考力など、これからの時代を生きていく上で基盤となる資質、また能力を確実に身につけることが求められるようになってきていると思っております。その育成に必要なICT環境を整え、それらを適切に活用した学びを実現していくことが重要だと考えます。

そこで、本町においては、ICTを使った授業をはじめ、どのように活用されているのかをお尋ねいたします。

○議長（上田 孝君） 中川学校教育課長。

○学校教育課長（中川幸生君） ご説明申し上げます。

令和2年度からの新学習指導要領を踏まえた「教育の情報化の推進」、「デジタル化による学校間での情報格差の解消」、「教育の平等性」等を目的に、本町でも令和2年度に、児童、生徒1人1台の学習用端末を整備し、各学校において授業での調べ学習、ノートに代わる授業の記録、カメラ機能を使ったレポート作成など、

I C T機器を活用した授業が各学校で行われております。

具体的には、小学校においては、タブレットを使つての調べ学習をはじめ、教科ごとの振り返り、図形やデジタル教科書の資料を用いて、児童の理解を深めるための電子黒板の利用など、主体的で対話的な学びの実践が効果的に実施されております。また、各学校間とのリモート交流で、児童一人ひとりの意見をみんなで共有し、話し合い活動にも活用され、さらには先生と児童、双方向のコミュニケーションが図られているところでございます。

中学校においても同様な活用が行われておりますが、感染症などで長期欠席した生徒に対し、学校の授業をタブレットで配信し、家庭から学習へ参加することが可能となっています。

また、今年度、K A B熊本朝日放送と連携した「ふるさとCMづくり」においては、生徒が自分たちで考えたテーマに沿って、本町の魅力を発見し、実際現地取材を行って、生徒たちの発想を効果的に表現する取り組みも行われております。

このように、子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、多様な創造性を育む学びが実現されており、子どもたちの可能性も大きく広がっているものと考えられます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） I C T教育を取り入れることによってですね、児童・生徒が自分たちに合った方法やページで繰り返し学習ができること、また、先生が児童・生徒の定着の度合いをよりの確に把握し、最適な指導できることだと思います。それぞれ個人で異なる得意・不得意に合わせた問題に取り組むことができるメリットがあると思います。

一方で、費用の面とかI C T教育環境の格差、インターネット普及など、また視力低下など児童・生徒の健康面にも留意する必要があると思っております。

いずれにしても、子どもたちが取り組みやすい環境をつくるのが大切だと思いますし、それに対して、行政としてもしっかり支援を今後ともお願いしたいというふうに思っております。

次に、3番目の学校現場での教職員の勤務状況ということで、お尋ねをいたします。

文部科学省が実施した教員勤務実態調査では、小中学校の教員の時間外労働はとも多い状況にあるとしております。2022年度の調査によると、小学校教諭の64.5%、中学校教諭の77.1%が、国の指針で定めるところの月45時間の上限を超える時間外勤務、いわゆる残業をしていたということであります。この調査

は、昨年１０月から１１月にかけて、公立の小中１，２００校と高校３００校を選出し、高校や教頭、教員らを対象に実施され、計４万２，１７８人が回答したとしていいます。依然として勤務が長時間となっており、背景には授業時間の増加と、それ以外の業務が増えたものと思われます。部活動やクラブ活動に充てる時間は減ったものの、長時間勤務が常態化している影響で、教員志望者が減り、採用倍率は低下傾向にあるそうであります。

そこで、本町における教職員の勤務状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

先ほど議員おっしゃるとおり、現在、教職員の長時間勤務が大きな問題となっております。町内小中学校における本年度４月から１１月までの教職員の時間外、在校時間の状況につきましては、月４５時間を超える教職員の比率は、小学校で２５．０％、中学校で３５．４％となっております。このうち月８０時間を超えるものについては、小学校で１．８％、中学校で５．８％となっております。

この超過勤務の要因としましては、小学校では校務分掌による時期的な勤務時間の増加、教材研究の準備などが挙げられます。中学校では、部活動指導やその後の教材研究、学校行事の準備、生徒会活動の指導、進路相談にかかる保護者面談、生徒指導などが挙げられております。

先ほど議員が示されました文部科学省の教員勤務実態調査の数値より比較的低い値とはなりましたが、要因の解消には至っていないのが現状でございます。

今後も教職員の超過勤務の要因が一つでも解消できるよう、さらに効果的な教育活動を継続できる環境づくりと、子どもたちと向き合う時間の確保を目指していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○３番（吉住淳一君） はい、わかりました。

様々な要因はあると思いますが、本町においても現状、時間外勤務があつているとのことであります。教職員の働き方をめぐっては、中教審、中央教育審議会が危機的な状況にあるとし、社会全体で取り組むべきだとする緊急提言を取りまとめました。地域など、教員以外での業務の負担に加え、標準を大幅に上回る授業日数は見直すことなど、対策に盛り込んでいくとしています。

働き方改革においては、何か一つやれば解決するといったものではなく、国や自治体、学校に加え、保護者や地域住民、企業など、社会全体が一丸となって課題に

対応する必要があるとしています。

教職員の労働負担は、それぞれ個人の健康問題にもつながるのは当然であり、さらに、児童・生徒への教育や指導の低下に直結してくる大きな問題だと思っています。しっかりとした対策等、行政としても注視していく必要があると思っております。

次に、4番目の不登校の現状ということで、お伺いをいたします。

文部科学省は、全国の小中学校と高校、それに特別支援学校を対象に、不登校やいじめ、自ら命を絶つ自死などの状況を毎年調査しておりますが、昨年の調査結果がこのほど公表をされました。それによりますと、小中学校を30日以上欠席した不登校の状態にある子どもは、前の年度から5万4,000人余り、率にして22%増え、29万9,048人となり、県内においても5,353人、うち小学生1,914人、中学生3,439人と10年連続で増加し、過去最多となっております。また、全国の高校においても6万575人と増加し、県内においては777人でありました。

ここ数年、コロナ禍の長期化で生活環境が変化したことや、学校生活での様々な制限で、交友関係が築きにくくなったことなどが背景にあるとしています。

そこで、全国的に増加する中、本町の小中学校においてはこういった状況にあるのか、また把握をされておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 宮寄教育長。

○教育長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

不登校児童生徒につきましては、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校したくない、あるいは登校したくてもできない状態にあるため、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されております。

本年度の町内小中学校の児童・生徒の不登校状況につきましては、10月時点で7名と、令和3年度の11名、令和4年度の15名より少なくなっている状況です。

不登校の実態としましては、朝起きれない、体調不良など、登校リズムや生活リズムの改善が必要な子どもたちが多く存在しているようです。

この要因の一つとして、小学校から中学校に進学した際の学校環境の変化や、教育の変化に対する不安や悩みで起こる、いわゆる中1ギャップが考えられます。このギャップ解消のために、なお一層の小学校、中学校の連携を進めていくことが大事だと思っております。

今後も、学校と保護者、専門家や関係機関などと不登校解消に向けた協議を重ね、不登校につながる児童・生徒の問題行動の未然防止、早期発見・対応にも取り組み、

不登校児童生徒への適切な支援につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） 不登校については、様々な要因があり、それがいくつか重なって起こると考えられています。

3年前の文部科学省が行った実態調査で、学校に行きづらいと感じ始めたきっかけを聞いたところ、先生が怖かったや体の不調、それから嫌がらせやいじめがあったなど、回答は多岐にわたっているようであります。調査は、協力した全国の小中学校に通う前年度に不登校だった小学校6年生と中学校2年生、合わせて2万2,000人を対象に行われ、このうち2,016人から回答があったようであります。それによりますと、「小学校が先生と合わなかった」、「先生が怖かった」など、先生のことが29.7%、「学校に行こうとするとお腹が痛くなった」など、体の不調が26.5%、生活リズムの乱れが25.7%でありました。中学校においても同じような内容で、違ったところは、「勉強がわからない」という回答が26.7%あったようであります。そして、「嫌がらせやいじめがあった」という回答は、小中学校とも25%以上と不登校のきっかけが多岐に及んでいるとしています。

こういった状況を考えますと、やはり日常生活の中で少なくとも話を聞いてくれる大人がいるとか、大人じゃなくても同世代、あるいは先輩・後輩の関係の中で話ができることが大切だと思いますし、何より家族がしっかり向き合ってあげることが大事だと思っています。

孤立させない、そして孤立からつながっていく支援が重要だと感じます。行政としてもできるところはしっかり対応していただきたいというふうに思っております。

次に、3番目の介護保険事業計画について質問いたします。

まず最初に、第9期介護保険事業計画の基本理念、それから基本目標はどう考えておられるかということでお尋ねをいたします。

近年、我が国は世界に例を見ない速さで高齢化が進み、厚生労働省によりますと、介護や支援を必要としている人の2020年、令和2年の認定者数は682万人となり、前年度に比べ2.0%増加しているようであります。介護保険制度がスタートした2000年、平成12年の約256万人に比べると、約2.66倍増加しております。

本町におきましても、高齢化率で言いますと、介護保険制度が施行された平成12年当時、高齢化率31.9%だった65歳以上の高齢者は、本年10月末で47.7%となり、団塊世代が75歳以上になる令和7年には、かなりの率で高齢化が進

むと推測されます。

このような中であって、本町においては、来年度から第9期介護保険事業が始まるわけですが、本町の第8期の介護保険事業計画、令和3年度から令和5年度では、様々な社会資源が連携し、地域の実情に合わせて、高齢者の生活基盤となる住まいと生活支援、福祉サービスの整備の上に、介護、医療、予防という専門的なサービスが適切に提供される地域包括ケアシステムを推進し、「誰もがいきいきとくらせるまち 美里」の実現を図ることとし、災害や感染症に対する備えについても、介護事業所と連携し、物資の備蓄や調達状況の確認を行い、訓練の実施や感染症予防対策の周知啓発、代替えサービス確保に向けた連携体制の構築を踏まえ、前期計画を継承、発展するとされておりますが、少し抽象的な感じを受けましたので、現段階においてですね、考えておられる具体的な第9期の基本理念と基本目標について、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 第9期介護保険事業計画の基本理念・目標はどう考えておられるのかとのご質問ですが、私のほうから基本理念について、お答えさせていただきます。

まず、市町村の介護保険事業計画は、法定計画であるとともに、介護保険制度の中で運用される計画でございます。介護保険制度そのものにも基本理念があり、高齢者の自立と尊厳の維持が基本理念とされております。

介護保険の保険者は、市町村でございますが、市町村ごとに地域性や特色、地域の実情や高齢者を取り巻く環境は同じではございません。しかし、その根底にあるのは、高齢者の自立と尊厳の維持であり、これを踏まえたあるべき社会、目指すべき地域づくりがどのようなものであるかを、介護保険事業計画の基本理念として定めることとなりますので、それぞれの市町村で、様々な表現になっているものと承知をしております。

そこで、本町における第9期の介護保険事業計画の基本理念は、「誰もがいきいきとくらせるまち 美里」としております。これは、高齢者等の皆さんお一人お一人が生き生きと暮らせる町をつくる、そのような環境を整えるという気概にも似たものがあります。抽象的と思われるかもしれませんが、それぞれに暮らしている環境や、介護サービスに対する実感が違うため、どうしてもこのような表現になってしまいます。そこはどうかご理解いただきたいと思います。

今後は、この「誰もがいきいきとくらせるまち 美里」を基本理念に、細部にわたる目標や計画がしっかりと検討されるものと理解をしております。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

次期計画、第9期の介護保険事業計画の基本目標のほうについて、ご説明いたします。

第9期介護保険事業計画につきましては、ご承知のとおり現在策定中でありますが、基本理念と同様に、基本目標につきましても既に提案を行い、協議・承認をいただいております。

その上で申し上げますと、現行の第8期、計画の基本目標の一つであった自然災害・感染症対策を統合して、五つの基本目標とすることとしております。

基本目標1を「生涯現役社会の実現と自立支援、健康づくりの推進」、基本目標2を「共生と予防の二本柱による認知症施策の推進」、基本目標3を「医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実」、基本目標4を「多様な住まいの確保、サービス基盤の整備・活用」、基本目標5を「介護人材の定着や介護サービスの質の確保・向上」としております。

基本目標にも抽象的な表現がございますが、介護保険事業計画の策定上、まずは基本理念でどういう社会・地域づくりを目指すのか、その次に、それを目指すための基本目標を定めることとなります。それから、基本目標を達成するための具体的な施策や、事業が計画されていくということになっております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） はい、わかりました。策定委員会においては、これまで2回開催されておるということで、現時点での、第9期の基本理念、それから基本目標についても説明がありました。

介護保険制度を持続可能なものとするには、地域での支え合いや助け合いの基盤づくり、高齢者が活躍できる環境づくりだと思っています。それからすると、本町が取り組んでいるeスポーツも、その委嘱を担う事業の一つだと感じています。

充実した介護予防事業を展開することは、介護認定者数の減少や保険料の抑制にもつながっていくものと思いますので、第9期介護保険事業計画におきましては、介護予防事業の充実につきまして、しっかり取り組んでいただきますようお願いいたします。

次、2番目の第9期における介護認定者数（介護が必要な人）の見込みについて、お尋ねいたします。

本町の第8期介護保険事業計画においての介護認定者数の推移を見てみますと、平成26年3月末が861人、それから年を追って、令和2年4月末が873人とほぼ横ばいであります。第9期の介護保険事業計画では、令和3年度から令和5年

度の認定者数の推移が追加されると思いますので、令和３年度から令和５年度の認定者数の見込みをお尋ねしたいと思います。

また、認定率につきましても、令和２年３月末まで全国平均が１８．４％に対し、本町は２０．１％と高くなっております。これにつきましても、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

次期計画、第９期の介護保険事業計画における要介護認定者数のお尋ねです。

こちらで資料提出や提案を行い、策定委員会において協議・承認された範囲で説明させていただきます。

第９期介護保険事業計画における令和３年度から令和５年度の認定者数の推移の追加記載でございますが、令和３年度を８５８人、令和４年度を８３２人、令和５年度は、第９期介護保険事業計画の完成段階が年度末より前に作成されますことから、把握ができず未記載となります。

直近の認定者数を申し上げますと、令和５年１０月末で７８４人となっています。現行第８期計画の始まりであります令和３年度から減少傾向にある状況になっています。

ご指摘がありました令和２年度末の認定率は、全国平均の１８．４％に対して、本町は２０．１％で１．７％高い状況でございました。

なお、比較可能な直近のもの、令和４年度末では、全国平均の１９．１％に対して、本町は１９．３％と０．２％の高い認定率ですが、全国平均とほぼ変わらない認定率となっています。

全国平均の認定率は上昇したが、本町では認定率が減少し、全国平均に少し近づいたと言える状況になっています。

しかしながら、第９期の計画期間中の令和６年度から８年度までの３年間は、いずれも後期高齢者の人口が増加すると予測されますことや、年齢が高くなるにつれ認定者数も多くなる実態がございますので、認定者数、認定者率ともに十分留意していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○３番（吉住淳一君） はい、わかりました。認定者数は減少にあるものの、認定者率は全国平均には近づいてはいるが、依然高い水準にあるとのことでありました。

原因といいますか、要因はどこにあるかと言いますと、やはり当然ですが、高齢化が進んでいるのが大きな要因の一つだと思います。

では、どうやったら認定率を下げるができるのかということですが、それには高齢者の健康寿命を延ばし、生活習慣病の予防や介護事業にしっかり取り組んでいくことが大切だと思います。そういった意味でも、今後しっかりとした取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、3番目の認知症対策への取り組みということでお尋ねします。

認知症は、家族や身近な人になることも含め、誰もがなり得るものであり、多くの人にとって身近なものとなっております。

本町の第8期介護保険事業計画においては、認知症の発症初期から、医療と介護が一体となり、適切なケアが提供できるよう各関係機関との連携強化を図っていきとし、関係機関や町民など、幅広く認知症に対する正しい理解を浸透させるため、認知症初期集中支援チームの活動、地域ケア会議などの開催など、認知症サポーターの要請を今後とも続けていき、認知症高齢者を地域で支えるまちづくりを推進、虐待防止や早期発見、権利擁護体制の充実など、安全な生活をするための取り組みを行っていくとされています。

このように、第8期においては、認知症施策の推進として様々な取り組みを上げられておりますが、結果はどうだったのでしょうか。取り組みの検証を行っておられれば、認知症による認定、申請者数ですね、の推移も含め、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

現行の第8期介護保険事業計画における認知症施策の取り組み結果についてのお尋ねです。

こちら、第9期介護保険事業計画策定委員会を2回開催した中で、資料提案を行い、協議・承認された範囲でご説明いたします。

令和5年10月12日に、第2回の第9期介護保険事業計画策定委員会において、第8期の振り返りを行っております。これは、目標の達成状況のまとめになります。

その中で、数値目標を掲げた認知症サポーターの養成及び活性化では、令和3年度の目標の養成の人数3,217人に対して、実績が2,917人、令和4年度では、目標の養成延べ人数3,382人に対して、実績が3,053人でした。令和5年度の実績はまだ確定していませんが、目標の達成ができなかった点は、反省とともにその要因、地域の課題やニーズの整理について、関係機関や他課と連携し、対策を検討していく必要があると考えます。

また、認知症初期集中支援チームの活動や地域ケア会議の開催は、各年度を通じたそれぞれの実績がございますが、特に地域包括支援センターにおける総合相談で、医療職、看護師があたりますが、対応した認知症に関する相談件数が顕著に増加し

ております。令和２年度５８７件、令和３年度６７４件、令和４年度１，０４１件となっています。

なお、権利擁護体制につきましては、第８期の計画初年度の令和３年度から、美里町社会福祉協議会の業務委託により、権利擁護に関わる地域連携ネットワークの構築及び運営等の中核機関となる成年後見センターを設置・運営しているところでございます。

また、ご質問後段の認知症による新規の要支援・要介護認定者の推移につきましては、令和２年度で４８人、令和３年度で４１人、令和４年度で４４人という状況で推移しております。

この状況は、毎年度、認知症が主な要因で要支援・要介護認定に至っていると言えますので、この状況が減少していくような取り組みが極めて重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○３番（吉住淳一君） はい、ありがとうございます。認知症施策の推進は、まず認知症にならない、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする、このような考えのもとに取り組んでいく必要があると思っております。今後ともしっかり取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問になります。

事業量の今後の見込みということで、お尋ねをいたします。

介護保険事業の事業量の見込みは、介護保険料の選定に大きな影響を与えます。介護保険料の財源は、給付費の５０％を国・県・市町村で賄い、残りの５０％を介護保険料で賄うことになっています。そのうちの２３％を６５歳以上の第１号被保険者で賄うことになっていると思います。本町の第１号被保険者の介護保険料は、第７期の標準月額が６，７００円、第８期の標準月額が７，５００円と８００円の増加となっており、第８期においては、県内で標準月額が一番高い自治体となっています。

また、公的年金を受け取っている高齢者の年金額が、当面は最大でも物価上昇率でしか改正されないことも踏まえると、このままでは６５歳以上にとって、介護保険料の負担はますます重いものになっていくと思われます。

そこで、第９期の標準月額が気になるところでありますが、今回はまだ標準月額の金額については、策定委員会において検討されておられるところだと思いますので、お聞きはいたしません。先ほど述べましたように、事業量が介護保険料に大きく影響を与えますので、第９期においての委託サービスや設置サービス、地域密

着型サービスの見込みについて、また策定委員会において検討中だとは思いますが、事業量見込みについての答申、また考え方について、お尋ねをいたします。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明申し上げます。

介護保険事業計画における事業量の見込みについての方針、考え方のお尋ねでございます。

介護保険事業計画における事業量の見込みにつきましては、具体的には介護保険法第117条第2項第1号及び第2号で定められております。第1号が条文が長いために要約しますと、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、各年度のサービスを提供するための施設の整備状況、施設の利用定員数、その他の介護給付費等対象サービスの種類ごとの量の見込みになります。第2号は、各年度の地域支援事業の量の見込みを定めるとされております。

このような法定事項のもと、考え方としましては、可能な限り直近の介護給付費等の給付実績データを活用することに加えて、議員のご質問にありました要介護認定者数、認定率等の重要なデータを反映して、第1号被保険者の介護保険料基準額、月額保険料を算出するための標準給付費と地域支援事業費を見込んでいくこととなります。

ご指摘のとおり、この標準給付費と地域支援事業費、事業量の見込みですが、介護保険料に直接大きな影響を与えますことから、第9期介護保険事業計画策定委員会での慎重な議論と検討を踏まえて示されていくものとなります。

介護保険事業計画は、国の基本指針に則して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画でありますので、適正な事業量を見込み、それに見合う介護保険料基準額の設定に努めてまいります。

なお、12月21日開催予定の第3回介護保険事業計画策定委員会における議題に、先ほど申し上げました事業量の見込みとともに、介護保険料基準額を提案したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 吉住君。

○3番（吉住淳一君） はい、今後ともしっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくをお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（上田 孝君） これをもちまして、吉住淳一君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了しました。

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

また、お諮りします。明日は休会とし、午前１０時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日午前１０時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただき、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定いたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務文教常任委員会が委員会室、産業厚生常任委員会が第３・第４会議室をご利用ください。

明後日８日、金曜日は、午前１０時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後３時０２分

第 3 号

1 2 月 8 日 (金)

令和５年第４回美里町議会定例会会議録（第３号）

令和５年１２月８日（金）

午前１０時００分開会

１．議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第１ | | 各常任委員会報告及び質疑
(１) 総務文教常任委員会委員長
(２) 産業厚生常任委員会委員長 |
| 日程第２ | 議案第８７号 | 令和５年度美里町一般会計補正予算（第７号） |
| 日程第３ | 議案第８８号 | 令和５年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第４ | 議案第８９号 | 令和５年度美里町生活排水特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第５ | 議案第９０号 | 令和５年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号） |
| 日程第６ | 同意第１６号 | 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第７ | 諮問第１号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第８ | 発議第４号 | 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出について |
| 日程第９ | | 議員派遣の件について |
| 日程第10 | | 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について |
| 日程第11 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について |

2. 出席議員（10名）

1番	村崎公一君	2番	吉住淳一君
3番	平野保弘君	4番	隈部寛君
5番	高田美千子君	6番	坂田竜義君
7番	濱田憲治君	8番	福田秀憲君
9番	今田政行君	10番	上田孝君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	副町長	吉住慎二君
教育長	宮寄幸仁君	総務課長	坂村浩君
美しい里創生課長	松岡征二君	税務課長	島田昌臣君
住民生活課長	松永栄作君	福祉課長	谷口信也君
健康保険課長	隈部尚美君	農業政策課長	西寺清君
森づくり推進課長	安達浩一君	建設課長	富永英司君
上下水道課長	酒井博文君	会計課長	中川利加君
学校教育課長	中川幸生君	社会教育課長	長井一浩君

5. 事務局職員出席者

事務局長	立道誠君	書記	野田まや君
------	------	----	-------

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 各常任委員会報告及び質疑

○議長（上田 孝君） 日程第１、各常任委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。総務文教常任委員会委員長、濱田憲治君。

○総務文教常任委員会委員長（濱田憲治君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、定例会中の総務文教常任委員会の報告をいたします。

昨日１２月７日木曜日、午前１０時に、中央庁舎議会委員会室にて開会をしております。参加者は、福田副委員長、上田委員、吉住委員、村崎委員と私、濱田。執行部より、坂村総務課長、松岡美しい里創生課長、島田税務課長、松永住民生活課長、中川会計課長、中川学校教育課長、長井社会教育課長出席のもと、開会しております。

まずはじめに、令和５年度美里町一般会計補正予算（第７号）について、各課より主な予算を説明をいただきました。

まず総務課では、熊本県建設業協会宇城支部から寄附があり、町の振興に寄与するために使用されるという説明でありました。

次に、ふるさと応援基金繰入金は、出産・子育て応援交付金町単独分に充当されるものと、そのほかに使われるということでありました。

総務費の旅費、需用費、委託料ほかは、３月１２日から１４日まで、宇土市・宇城市・美里町で台湾の台南市への公式訪問をする際の必要経費で、議員４名、職員４名（町長等を含む）の予算であるとの説明でありました。

合併２０周年記念事業の委託料は、作曲、編曲（踊り用）、踊り振付費用等であります。

消防費の公有財産購入費は、福祉保健センター湯の香苑に併設する車中避難所等のための予算であります。財源は、緊急防災減災事業債を充てられるとのことでありました。

次に、美しい里創生課では、県補助金の物価高騰対応生活者支援交付金は、県から限度額の通知があったため歳入で計上し、くらし応援券に充当するものであります。使用期限は１２月までとなっており、１１月末現在８５．４％の使用率であるとの報告でありました。

ふるさと応援寄附金は、当初歳入見込みより多くの寄附があり、増額補正をされ

るそうです。歳入増額のため、関連した応援寄附金返礼品他の予算も増加補正となっております。

企画費の修繕料は、くすのき平の階段手すりが壊れており、危険な状態なので撤去費と新設の予算の計上であります。

美里バス運行費補助金の減額補正は、美里バス運行会社3社との協定見直しを10月に実施し、協定料金の減額につながり、10月から3月分を減額として計上されております。

次に、住民生活課では、表の第2表、繰越明許費は、システム改修が年度内に完了する見込みがないため、翌年度へ繰り越すものであります。

宇城広域連合関係の補正額は、宇城広域連合予算補正により、各負担金の減額と人件費の増額であります。

指定ごみ袋購入代金は、当初の予定枚数を上回る見込みで、大きいサイズ3万6,000枚、小さいサイズ3,300枚の増額分であります。

次に、学校教育課では、教育総務費の工事請負費は、砥用小学校・砥用中学校の通学路（土喰地区）において、隣接する空き家の解体が行われ、解体前までは空き家の壁により、水路への転落が防止されていたが、解体によって通学路の脇を流れる水路に児童・生徒が転落する恐れがあるため、早急に転落防止柵を設置する工事費であります。

小学校費の需用費は、令和6年度から新しい教科書に変わるため、令和5年度中に教科書及び指導書を購入し、子どもたちの確かな学力の向上を図り、学校教材の安定的で計画的な整備を行うものであります。

次に、社会教育課では、体育施設の需用費の中で、総合運動公園グラウンドにおいて、手洗いや屋外トイレに使用している給水管及びポンプが破損し、使用に支障を来していることから、改修が必要となったための予算と、町営球技場ナイター照明の水銀灯の老朽化のために切れている水銀灯などの交換費であります。

午前中、1か所の現場調査をしております。中央庁舎、公金ステーション・セミセルフレジ。新しく導入され運用が始まった公金ステーション・セミセルフレジを実際に使用していただいて、納付書に領収印済み印等が押されるのを確認をしております。

午後から中央小学校プレハブ棟屋根修繕の現場に出向いております。工事が完了され、昨日から足場の撤去があっており、屋根部分も以前の屋根を覆うように施工され、外壁やパイプ管も塗り直してあり、真新しくなったプレハブ棟に仕上がっております。

続いて、町営球技場ナイター修繕のところを見ました。夜間のナイター照明の写

真と現場を確認し、8本の照明灯があり、その中で水銀灯14個が故障しております。水銀灯は現在製造されておらず、3個は確保できましたが、残りはハロゲン灯で代用していくということでありました。

次に、八角トンネルのところの駐車場を調査しております。町道からすぐの駐車場のところで、雨水の流れで地表表面の石・砂が流されており、車の進入が入りづらい箇所も確認できたところです。駐車場から八角トンネル、橋脚に至るところまで、きれいに草刈りはされておりましたが、昨夜の雨で途中ぬかるむところもありました。また、防火水槽上部に車両が置いてあり、以前、近隣火災のとき、消防車の吸管を投入するのに支障を来した事案もあり、車両の早期移動をお願いしたところでもあります。八角トンネル先のところは、大きな岩の落石があり、川側の安全パイプも一部壊れており、部材の交換などの修理が必要であると認識をしたところです。

次に、B&G総合グラウンドの現場を確認しております。グラウンドより下の用地に水源ポンプがあり、そこからグラウンドより上にある貯水槽にくみ上げ、屋外トイレ、野球グラウンド側・ソフトボールコート側の散水栓へ供給されていますが、漏水及び老朽化のため、町の水道を利用する仕組みに変える修繕計画との説明がっております。

次に、畝野地区国道218号線の複合交差点の箇所を確認しております。見通しの悪い交差点のため、新しくカーブミラーを設置される現場を確認したところであります。

最後に、町道三本松千間線。11月に発生した車両の転落事故の現場を確認し、安全対策としてガードレール61メートルを設置する説明を受けております。

以上、現場確認を終わり、3時20分に中央庁舎に帰り、散会としたところであります。

以上が報告としますが、報告漏れがありましたら、ほかの委員さんから補足をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（上田 孝君） 以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申合せ事項により審査の経過と結果に対する質疑にとどめることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、坂田竜義君。

○産業厚生常任委員会委員長（坂田竜義君） 本定例会会期中に産業厚生常任委員会活動をいたしましたので、その概要を報告します。

12月7日午前10時より、高田委員、今田委員、隈部委員、平野委員、坂田。執行部より谷口福祉課長、隈部健康保険課長、酒井上下水道課長、西寺農業政策課長、安達森づくり推進課長、富永建設課長出席のもと、一般会計補正予算審議を中心に会議を開催いたしました。

福祉課では、歳出の主なもので、介護保険基盤緊急整備特別対策事業費補助金4,605万円、障害児通所支援給付費240万円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金1億1,200万円、1世帯当たり7万円であります。それと子ども家庭センター開設関係が5,315万円、ほか介護保険特別会計等について説明がございました。

健康保険課では、子ども医療費232万円、新型コロナ感染症対策の予防費407万円、母子衛生費、健康づくり推進費などについて説明があり、若干の質疑がございました。

上下水道課。簡易水道施設整備補助金35万円、生活排水特別会計、簡易水道事業特別会計においては、公営企業会計移行に伴う浄化槽使用料徴収の督促状を作成し、修繕料等について説明がありました。

農業政策課。耕作放棄地解消事業補助金、農業振興地域整備計画基礎調査業務委託料333万円、担い手農地集積促進補助金105万円、農業水利施設電気料金高騰対策事業補助金70万円、農用地等災害復旧測量設計委託料580万円、農用地災害復旧工事2,660万円等について説明がございました。

森づくり推進課。林業施設災害復旧事業補助金1,134万円、重機等の借り上げ431万円、林道施設災害復旧工事1,595万円と、また地域おこし協力隊募集の現況について説明がございました。

建設課。まず、減額補正予算の説明の後、増額補正部分については、道路工事請負費5,200万円、災害復旧工事費700万円、路線別の内訳も詳しく説明がございました。

現地調査といたしまして、永富地内の永富柳谷線、砥用食品近くの170メートル

ル舗装、2番目として永富北受の五瀬建築施工分の分譲地、3点目としては、坂貫地区用水路整備工事、併せて側溝工事の箇所、県工事も予定されておりますので、県の護岸工事の箇所で調査を行いました。

また、最後にこども家庭センター工事予定箇所、湯の香苑の中を、予定箇所ですので今からというところで調査をいたしました。

最後に、小筵のボーリングをいたしました水源地について調査をして、中央庁舎に帰庁いたしました。

以上でございます。

○議長（上田 孝君） 以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 補足なしと認めます。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

これで、各常任委員会報告及び質疑を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第87号 令和5年度美里町一般会計補正予算（第7号）

○議長（上田 孝君） 日程第2、議案第87号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第7号）を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

お諮りします。補正予算の質疑につきましては、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、補正予算の質疑は一括で行います。質疑ありませんか。

7番、濱田君。

○7番（濱田憲治君） 議案第87号について、1か所お尋ねいたします。ページ数でいきますと、22ページの民生費の電気・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（非課税追加分）であります。1,600世帯というかたちで説明がっております。1億1,200万円、年内にも支給が完了するのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（上田 孝君） 谷口福祉課長。

○福祉課長（谷口信也君） ご説明いたします。

今議員、ご質問いただきましたとおり、国は当初12月支給を自治体に促していたところですが、今回も補正予算のほうにシステム改修費を計上しております。これが18日以降の導入ということになります。それと12月は会計処理の事務処理上、月末までないというような実態もございます。これで12月5日現在で、熊本県内の自治体で12月中の支給ができるかという確認を行いました際には、1自治体もできるという自治体はございませんでした。

しかしながら、予算がご議決いただきましたら、速やかに準備を取り行って、なるべく早い時期に支給ができればと思っております。

なので、ここで12月にできるかということのお尋ねですが、困難な状況にあるというようなことでお答えいたします。

○議長（上田 孝君） 濱田君。

○7番（濱田憲治君） 国のニュースで年内給付というのが強く残っておりましたので、確認をしたところであります。熊本県内のほかの自治体でも、この定例会等に予算を組まれているところ、ないところといろいろあったものですから、確認をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（上田 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。補正予算の採決は、起立により行います。

議案第87号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第87号、令和5年度美里町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第３ 議案第８８号 令和５年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（上田 孝君） 日程第３、議案第８８号、令和５年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第８８号、令和５年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、議案第８８号、令和５年度美里町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第４ 議案第８９号 令和５年度美里町生活排水特別会計補正予算（第３号）

○議長（上田 孝君） 日程第４、議案第８９号、令和５年度美里町生活排水特別会計補正予算（第３号）を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第８９号、令和５年度美里町生活排水特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第89号、令和5年度美里町生活排水特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第90号 令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(上田 孝君) 日程第5、議案第90号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(上田 孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第90号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(上田 孝君) 全員起立です。

したがいまして、議案第90号、令和5年度美里町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 同意第16号 美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長(上田 孝君) 日程第6、同意第16号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長(上田泰弘君) 同意第16号につきましてご説明申し上げます。

同意第16号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて美里町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所 [REDACTED]、氏名 野尻絹子、生年月日 [REDACTED]

令和 5 年 1 2 月 5 日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

教育委員会委員を任命しようとするときは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

野尻委員の任期につきましては、令和 5 年 1 2 月 2 2 日までとなっておりますが、引き続き、本町の教育行政の推進にご尽力をいただきたいということでご提案申し上げます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。採決は起立により行います。

同意第 1 6 号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、同意第 1 6 号、美里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

—————○—————

日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上田 孝君） 日程第 7、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 諮問第 1 号につきましてご説明申し上げます。

諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員候補者に下記の者を選任したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項

の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所 [REDACTED]、氏名 有水和也、生年月日 [REDACTED]

令和5年12月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。

人権擁護委員候補者を推薦しようとするときは、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるため提案するものでございます。

有水委員の任期につきましては、令和6年3月31日までとなっておりますが、引き続き、人権思想の普及啓発活動にご尽力いただきたいということで、ご提案申し上げます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（上田 孝君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認め、討論を省略します。

お諮りします。

有水和也さんを適任とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、有水和也さんを適任とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開を10時50分といたします。

—————○—————

休憩 午前10時29分

再開 午前10時50分

—————○—————

○議長（上田 孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第8 発議第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長（上田 孝君） 日程第8、発議第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。6番、坂田竜義君。

○6番（坂田竜義君） それでは、趣旨説明をいたします。

発議第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出について

上記の議案を、下記のとおり美里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和5年12月5日提出 提出者 美里町議会議員 坂田竜義、賛成者 美里町議会議員 濱田憲治

美里町議会議長 上田孝様

提案理由でございます。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠であり、そのための教職員定数改善も欠かせないところでございます。

また、義務教育国庫負担制度について、三位一体の改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられております。このことが地方自治体の財政を圧迫しているということでございます。

豊かな子供の学びを保障するための条件整備として、計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の負担割合2分の1復元は不可欠であります。

こうした観点から、2024年度政府予算において上記事項が実現されるよう国に求めていくことが不可欠であります。

このことから、国に対し別紙意見書を提出したいため提案するものでございます。次のページが意見書でございます。

内容は、提案理由のとおりでございます。

要望事項としまして、1、計画的な教職員定数改善を推進すること、2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年12月8日 熊本県美里町議会議長 上田孝

衆議院議長 額賀福志郎様、ほか5名、総理大臣も含めて、ほか5名宛に提出したいと考えております。

以上でございます。

はい、全部で6名です。

○議長（上田 孝君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

発議第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（上田 孝君） 全員起立です。

したがって、発議第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出については、原案のとおり決定されました。

-----○-----

日程第9 議員派遣の件について

○議長（上田 孝君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後の派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

-----○-----

日程第10 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

○議長（上田 孝君） 日程第１０、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第１１、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第１０及び日程第１１を一括して議題とすることに決定しました。

日程第１０及び日程第１１を一括して議題とします。

お諮りします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第８条の規定により、閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田 孝君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会に先立ちまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましても、全ての議案ご承認をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本議会に起きましても様々なご提案やご指摘をいただきました。そういったご提案やご指摘に関しましては、しっかりと真摯に受け止めさせていただき、緊急性があるもの、あるいはそうでないもの、可能性があるもの、いろいろあると思いますが、いろいろと検討を進めながらしっかり取り組んでいきたいと思っています。

しかしながら、やはり行政の仕事でありますので、一つひとつ手順を踏んでいく必要がございます。そういった意味では、中には遅いんじゃないかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、ミスがないように、しっかり手順を踏んでやっていきたいと思っておりますので、どうかその点に関しましては、ご理解、またご協力をよろしくお願い申し上げます。

今年も残すところ２０日ちょっととなりました。どうか寒い日が続いております

が、どうか皆様にはお体にご留意をいただきまして、健やかに新年をお迎えいただきますようにご祈念を申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（上田 孝君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これもちまして、本日の会議を閉じ、令和5年第4回美里町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美 里 町 議 会 会 議 録
令 和 5 年 第 4 回 定 例 会

令和 5 年 1 2 月 発 行

発行人 美 里 町 議 会 議 長 上 田 孝
編集人 美里町議会事務局長 立 道 誠
作 成 株式会社アクセス
電 話 (096) 372-1010

~~~~~  
美 里 町 議 会 事 務 局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電   話 (0964) 46-2111